資料7

平成30年度　紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者 登録申込書（様式1−③）
新規登録申請事業者のみ記入

| 事　業　者　名 | 代　表　者　名 | 作　成　日 |
|---|---|---|
| | | 平成　　年　　月　　日 |

経営の見通し等　（業を的確かつ継続して行うに足りる経営的基礎に関する説明）

（1）事業方針

（2）紙製容器包装再生処理事業の全社事業における位置づけ

（3）紙製容器包装再生処理事業の収支見通しについて（様式1－②の収支見通しと関連付けて内容を説明してください）

平成29年7月31日（月）締め切り

# 平成30年度　紙製容器包装再商品化製品引き取り同意書（固形燃料化事業者用）（様式4）

平成　　年　　月　　日
（ 必ず記入してください）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿
（再生処理事業者名）

社　　名
工　場　名
工場所在地 〒
工場責任者役職名
工場責任者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（再商品化製品利用事業者）

担当部署
担　当　者
電話番号
ＦＡＸ番号

当社は再生処理事業者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が製造する固形燃料について、当社が提示する品質規格を満足していることを確認の上、当該固形燃料を引き取り、適正に利用することに同意します。

必ず全てご記入ください

| | | |
|---|---|---|
| 平成30年度 紙製容器包装の固形燃料 引き取り同意量 ： | | トン/年 |
| ボイラー効率利用施設の | ボイラー効率〔JIS B8222適用〕 | ％ |
| エネルギー利用率利用施設の | ①燃料低位発熱量 ： | Gcal／年 |
| | ②その他入熱量(空気顕熱等) ： | Gcal／年 |
| | ③熱利用量 ： | Gcal／年 |
| | ④電力発生量(一次ｴﾈﾙｷﾞｰ換算値) ： | Gcal／年 |
| | エネルギー利用率＝ $\frac{③熱利用量＋④電力発生量}{①燃料低位発熱量＋②その他入熱量}$ ×100% ： | ％ |
| 再商品化製品利用事業者と再生処理事業者が同一事業者、又は同一のグループ企業で（ □ある／ □ない）（上記いずれかにチェックをつけてください。） | | |

上記の各数値の定義については「紙製容器包装サーマルリサイクル施設技術指針」を参照してください。

※ 本同意書は再商品化製品利用事業者の工場（事業所）毎に作成してください。また、コピーではなく原本を送付ください。

**公益財団法人日本容器包装リサイクル協会より利用事業者の方へお願い**

1：本同意書には、引き取り品質規格書を添付してください。なお、引き取り品質規格書にも再商品化製品利用事業者の社名・工場（事業所）名の明記、押印が必要です。

2：引き取り同意量は、貴社（再商品化製品利用事業者）が本書持参の再生処理事業者から平成30年度中に引き取り可能な紙製容器包装再商品化製品の量をご記入ください。
この数値は、当協会が再生処理事業者の再商品化受託可能量を査定する際の重要な資料となります。
なお、引き取り同意量の記入がなければ、登録はできませんので十分ご注意ください。

3：下記書類につきましては、当協会より利用事業者の方へ直接確認させていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。
◆利用施設の燃料使用実績
・燃料別使用実績（官庁報告書類のコピー等）
・平成30年度新規稼働施設にあっては計画届出書
◆ボイラー効率算出計算書
・使用数値等については、同数値の記載された各種官庁提出書類等
◆エネルギー利用率算出計算書
・使用数値等については、同数値の記載された各種官庁提出書類等
◆利用施設を保有することを示す書類（写し）
・電気事業法、労働安全衛生法、大気汚染防止法関連の許可書等
・平成30年度新規稼働施設にあっては計画届出書類
◆紙製容器包装固形燃料使用ボイラーの使用条件に関する書類
・蒸発量、蒸気圧力、蒸気温度、ボイラー型式等

4：再商品化製品につきまして利用状況など調査を行うことがございますがご協力をお願いいたします。

ご不明な点等につきましては、下記までお問い合わせください。
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会　紙容器事業部（電話：03－5532－8588、8609）

平成30年度　紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者 登録申込書（様式5）

**新規に設備を設置する事業者のみ記入してください**

| 事　業　者　名 | 代　表　者　名 | 作　成　日 |
|---|---|---|
| | | 平成　　年　　月　　日 |

紙製容器包装再生処理事業に関わる設備投資等の経費内訳

1．施設名称・所在地

| | |
|---|---|
| 施設名称 | |
| 所在地 | 〒 |

2．施設設置期日

| |
|---|
| 平成　　年　　月 |

3．施設設置に関わる経費内訳

| 区　分 | | | | 金　額 |
|---|---|---|---|---|
| 土地取得費 | （面積:　　㎡） | | 購入　賃貸 | 百万円 |
| 施設関係整備費 | 建　物 | （延べ床面積:　　㎡） | 購入　賃貸 | |
| | 設　備 | | 購入　賃貸 | |
| その他経費 | | | | 百万円 |
| 計 | | | | 百万円 |

4．資金調達方法

上記経費に関わる資金調達方法について記入してください。

| | |
|---|---|
| 資金の総額 | 万円 |
| 自己資金 | 万円 |
| 借入金 | 万円 |
| その他（補助金等） | 万円 |

※借入金がある場合は、借入先を確認させていただくことがあります。

資料８

平成 29 年 7 月 1 日
（改定日：平成 28 年 7 月 1 日）

# 「紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者登録」の申請方法について

**固形燃料化事業者用**

１．登録対象者

（１）登録対象者は、再生処理事業を業として実施するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者に限ります。

（２）再生処理施設は、平成 29 年 9 月 30 日までに完成し、商業運転が可能であることが必要です。（平成 29 年 10 月 1 日以降に施設完成を予定している事業者は、翌年度以降の登録申請となります。）

（３）平成 29 年 7 月 31 日時点において、法人の場合は、会社設立後、1 年を経過していること、また個人の場合は、事業開始後、1 年を経過していること。但し、当協会の登録事業者である法人が、合併又は分社化等により再生処理事業を承継させ又は分離独立させた場合あるいは別の法人が当協会の登録事業者を買収した場合において、当協会が当該事業の承継又は分離独立あるいは買収に伴う事業の継続性を認めた場合はこの限りではありません。

（４）登録対象者は、「事業者登録規程」に適合している事業者に限ります。

（５）新規登録申請事業者は平成 28 年度（平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月末日迄の期間）に固形燃料化製品の製造販売実績があることが必要です。

２．「平成 29 年度登録事業者」と「新規登録申請事業者」に関する注意事項

提出書類は、「平成 29 年度登録事業者」と「新規登録申請事業者」とで異なるものがあります。

平成 29 年度に再生処理事業者登録を受けた事業者は、「平成 29 年度登録事業者」、事業者登録を受けていない事業者は、「新規登録申請事業者」にあたりますので、注意のうえ書類を提出してください。

３．申請先・申請期限

登録申請にあたっては、下記「４.」項に記載の必要書類を、当協会紙容器事業部宛に配達記録が残る（当協会が受取時に押印又は署名を行う）方法で郵送してください。（事業者登録申請書類は「信書」に該当することから、料金別納等発送記録の残らない郵便やゆうパックを含む一般の宅配便の利用は認められません。「定形外郵便」（書留）や「レターパックプラス」で送付してください。

また、配達記録が残る（当協会が受取時に押印又は署名を行う）必要がありますので、料金別納等発送日の残らない郵便や配達記録が残らない「レターパックライト」は利用できません。

なお、書類全体の大きさ又は重量が、定形外郵便の制限（縦／横／高さの合計が 90cm 以内で且つ 4kg 以下）を超過している場合は、複数に分割した上で郵送するか、「特定信書便」で送付してください。）提出期限は平成 29 年 7 月 31 日（月）（当日消印有効）です。

【送付先住所】
〒105-0001
東京都港区虎ノ門 1 丁目 14 番 1 号　郵政福祉琴平ビル
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会　紙容器事業部　宛

４．提出書類

登録申請には、下記書類の正・副（コピー）2 部の提出が必要です。提出にあたっては「提出書類チェックリスト」により書類の有無を確認するとともに、当協会からの問い合わせがあった場合に対応が可能なように書類一式（チェックリストを含む）のコピーをとり、控えとして保管してお

いてください。
提出書類に不備がある場合には、事業者登録が行えない場合がありますのでご注意ください。
**注）説明の中で参考資料についての記載がありますが、詳細につきましては、「紙製容器再生処理施設ガイドライン」の「Ⅱ.再生処理手法毎の施設ガイドライン」をご確認ください。**

（１） 登記簿謄本（法人の場合）又は住民票（個人の場合）
「平成 29 年度登録事業者」「新規登録申請事業者」双方
・申請者が法人である場合には登記簿謄本（取得後 3 ヵ月以内。法務局等から取り寄せた原本）
・申請者が個人である場合には、住民票の写し（取得後 3 ヵ月以内。市役所等から取り寄せた原本）及び給与支払い事業者の開設届けなど、事業開始後一年を経過していることが証明できる書類

（２）財務諸表類
「平成 29 年度登録事業者」
・申請者が法人である場合には、直前の事業年度における貸借対照表、損益計算書を提出してください。
・申請者が個人である場合には、直前の事業年度における資産に関する調書（法人の貸借対照表に相当するもの）を提出してください。
「新規登録申請事業者」
・申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書（設立後三年を経過していない場合には、設立後のもの）を提出してください。
・申請者が個人である場合には、直前三年の各事業年度における資産に関する調書(法人の貸借対照表に相当するもの)、事業開始後三年を経過していない場合には、事業開始後のものを提出してください。

（３）国税、地方税、社会保険料、労働保険料等の支払いに係る申告書及び納税証明書等
「国税、地方税、社会保険料、労働保険料等の支払いに係る申告書」
・本資料に添付された「納税証明等について」を参照の上、「国税、地方税、社会保険料、労働保険料等の支払いに係る申告書」に事業者名、日付、代表者名を記入して、代表者登録印（個人の場合は実印）を押印したものを提出してください。
「納税証明書等」
・平成 29 年度登録事業者であり且つ債務超過でない場合には、「法人税または所得税」「消費税及び地方消費税」に係る証明書類（正本・直前年度分）を提出してください。
・平成 29 年度登録事業者で債務超過の事業者並びに新規登録申請事業者の場合には、「法人税または所得税」「消費税及び地方消費税」「法人都道府県民税または個人都道府県民税」「固定資産税」に係る証明書類（正本・３ヵ年分、ただし設立３年を経過していない場合は設立後のもの）、及び社会保険料納入確認書又は納入証明書と労働保険料納入証明書（正本・２ヵ年分、ただし設立２年を経過していない場合は設立後のもの。社会保険料については直近の５月分を含めた２ヵ年分のもの）を提出してください。
注：法人の場合には、法人税、法人都道府県民税に係る証明書類を、個人の場合には所得税、個人都道府県民税に係る証明書類を提出

（４）印鑑証明書（取得後３ヵ月以内）
「平成 29 年度登録事業者」、「新規登録申請事業者」双方
法人の場合には法人の印鑑証明書、個人事業主の場合には個人の印鑑証明書を提出してください。

（５）財政的基礎審査について
直近期が債務超過である事業者及び民事再生、会社更生等、法的状況のいかんによらず、平成 29 年 6 月 30 日現在で、対外債務の不履行あるいは履行遅延の発生後 1 年未経過であ

る事業者については、「財政的基礎審査について」の別紙を参照の上、関係書類を提出してください。

「新規登録申請事業者」で、申請者が非上場企業又は個人である場合には、下記の（６）、（７）の書類を提出してください。（上場企業の場合、下記の（６）、（７）の書類の提出は必要ありません）

（６） 相談役又は顧問に関する書類

申請事業者に相談役又は顧問が置かれているときは、当該相談役又は顧問の氏名及び住所を記載した書類（該当者がいない場合は、その旨を記した書類）を提出してください。

（７） 百分の五以上の出資者に関する書類

申請事業者が法人である場合において、発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主又は出資者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該者のなした出資の金額を記載した書類（該当者がいない場合は、その旨を記した書類）を提出してください。

（８）再生処理事業者登録申込書（様式１～３：うち様式１－③については新規登録申請事業者のみ）

（９）再商品化製品引き取り同意書（様式４）

日付の記載並びに引き取り先の押印が必要です。

(10) 引き取り先の品質規格書

日付の記載並びに引き取り先の押印が必要です。

(11) 一般廃棄物処理施設設置許可証のコピー（資料 10-12 参考資料-１を参照）

申請する再生処理施設が廃棄物処理法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設である場合は同項の許可を受けていることが必要です。

取得済みの場合は一般廃棄物処理施設設置許可証のコピーを提出してください。

許可申請中の場合には 9 月 30 日までに許可を受けて、使用前検査も完了していることが必要ですので、申請手続の進捗状況記載書面、および許可取得、使用前検査完了時期等の見込み時期を記載した詳細なスケジュール表を提出してください。

なお、事業協同組合等で、再商品化事業を実施する場合は、組合として一般廃棄物処理施設設置許可を取得する必要があります。

また、一般廃棄物処理施設設置許可証の取得後に変更申請を行った場合は一般廃棄物処理施設変更許可証及び変更内容が明記された書類、軽微変更を届け出た場合には、行政当局の受理印が押印された一般廃棄物処理施設軽微変更届出書及び変更内容の明記された書類のコピー等もあわせて提出してください。但し、平成 29 年度登録事業者の登録工場については、平成 29 年度の事業者登録申請書類等として既に提出された軽微変更届出書のコピーは提出不要です、それ以降に届出された軽微変更届出書のコピーを提出してください。

なお、新規登録申請事業者及び平成 29 年度登録事業者であって新規に再生処理施設を申請する事業者の場合は、使用前検査を完了し合格したことについての通知書ないしは確認済証のコピーも提出願います。

※「廃棄物再生事業者登録証明書」、「一般廃棄物収集運搬業許可証」、「一般廃棄物処分業許可証」等は該当書類ではありませんので提出不要です。

(12) 指定可燃物貯蔵・取扱届出書のコピー（資料 10-13 参考資料-２を参照）

指定可燃物に該当する固形燃料製造の原料（紙くずに相当する古紙、紙製容器包装、合成樹脂類に相当する廃プラスチック、木くず等）及び再生資源燃料に相当する製品の固形燃料を条例に規定された数量以上当該再生処理施設に保管する場合は、これらを対象とした「指定可燃物貯蔵・取扱届出書」のコピーを提出してください。また、届出書に添付した保管場所を示す図面及び消防設備の配置図のコピーもあわせて提出してください。なお、申請書類の作成にあたっては、この届出書に記載の品名、最大数量、1 日の最大取扱数量等との整合性を取ってください。

(13) 施設審査関係書類一式

詳細は下記「６.」項を参照してください。

(14) 土地の公図(法務局発行)の写し・建築確認済証の写し・土地及び建物の登記簿謄本

①土地の公図(法務局発行)の写し

・**公図は平成 29 年 4 月以降発行の法務局発行のもの**とします。

・土地を賃貸している場合も必ず提出してください。

・対象となる配置図(資料 10-16 参考資料-５)又は立地付近図(資料 10-15 参考資料-４)に示されている施設敷地全体の形状を公図上に縮尺と方位を合わせ図示してください。

②建築確認済証の写し

・**敷地内の対象となる建築物の全てについて、**建築基準法第 6 条 1 項による**建築確認申請に係る確認済証**（第七号様式）**または確認通知書**(旧第 1 号様式副本)**の写しを提出**してください。

・確認済証と対象建築物との照合を出来る様に配置図(資料 10-16 参考資料-５)上の建築物のそれぞれに確認済証の番号を付記してくだい。

・対象建築物の増改築のため、確認申請が複数回行われている場合には、その経緯を明らかにし、その都度の確認済証の写し(または確認通知書の写し)を全て提出してください。なお、直近の確認済証で現存する建物が全て照合できれば、以前の都度の確認済証の提出は必要ありません。

・主要処理工程が主要用途を「倉庫」とする建築物内に収納されている場合には、「工場」への用途変更につき都道府県の建築関係部署や指定確認検査機関又は建築主事の指示を仰ぎ、必要な手続きを済ませておいてくだい。

・建築物を賃貸している場合も同様に、建築確認済証の写しを提出してくだい。

・確認済証を紛失した場合には、都道府県の建築関係部署か建築主事等より所定の内容を記載した建築確認済証交付証明書(建築確認済証等が発行済であることの証明)等の交付を受け、提出してください。

・地域や用途(仮設など)又は構造により建築確認は不要と考える場合は、都道府県の建築関係部署か建築主事等と確認し不要であるとの証明書の交付を受け、提出してください。

・建築物は土地に定着しているものとされます。移動のための保守がされていないものや配管等の取り外しに工具を要するもの又は公道への移動のために通路がない場合は建築物とみなされます。

・なお、市町村(長)が発行する、課税や消防に係る証明類は、建築基準法関係の証明に代わるものとはなりませんので、都道府県の建築関係部署か建築主事等と相談してください。

③土地及び建物の登記簿謄本

・**平成 29 年 4 月以降発行のもの**を提出してください。

・土地及び建物の広さが、配置図(資料 10-16 参考資料-５)等と合致していることを確認ください。

・土地または建物を賃貸している場合は、所有者の登記簿謄本及び賃貸契約書の写しの両方を必ず提出してください。

・**賃貸借契約書に明記されている対象物件の地番、住居表示が現在の表示と異なる場合は、写しに現在の地番、住居表示を添え書き**してください。

・登録申請のための様式類の様式 2 に入力された工場の所在地と照合してください。

・登記簿謄本に複数の物件が記載されている場合は、どの物件が対象の土地及び建物に該当するか丸で囲むなどして明示してください。

**上記(1)～(7)及び(8)の様式１、1－②、1－③、(9)、(10)については事業者ごとに一式、(8)の様式２、２－②、様式３及び(9)～(14)については登録しようとする（再生処理を行う予定の）工場（事業所）ごとに一式提出してください。**

５．申込書の作成方法

平成 30 年度の登録申込書は、選別事業者、材料リサイクル事業者及び固形燃料化事業者等それぞれの事業者ごとに専用の申込書となっていますので、作成の際はご注意ください。（同一工場内において、選別事業と固形燃料化事業等複数の事業を行う場合には、それぞれの登録申込書を作成、提出する必要があります。）

なお不備がある場合には、事業者登録できませんので十分ご注意ください。

（１）（様式１）について

① 「再生処理事業者名」欄での法人の種類を表わす文字及びそのカナ名称は省略せず、正式名称を入力してください。

（例） 誤…（株）○○

正…株式会社 ○○

② 代表者が担当者を兼任する場合には、担当者氏名欄にも代表者の氏名を入力してください。

③ 資本金及び年間売上高は、直前の事業年度の金額を入力してください。（売上高の入力にあたっては損益計算書と整合させてください。資本金については期末時点での資本金額を入力してください。）

④ 従業員数は、作成日現在で入力してください。

⑤ 工場（事業所）数は、申請する工場を含め全ての工場数を入力してください。

⑥ ホームページをお持ちの場合にはホームページのＵＲＬを入力してください。

⑦ 「代表者登録印」は、法人の場合には法人の、個人事業主の場合には個人の印鑑登録印を押印してください。

⑧ 代表者の署名欄の日付を記入してください（オンライン入力はできません）。

（２）（様式１－②）について

固形燃料化事業に係る収支を入力してください。新規登録申請事業者は平成 28 年度（平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月末日迄の期間）に固形燃料化製品の製造販売実績があることが必要です。

（３）（様式１－③）について

「新規登録申請事業者」のみ提出してください。

①事業方針を記入してください。

②紙製容器包装処理事業の全社事業における位置づけを記入してください。

③紙製容器包装再生事業の収支見通しについて、様式 1－②の収支見通しと関連付けて、記入してください。

（４）（様式２）について

様式２については、登録しようとする（再生処理を行う予定の）工場すべてについてそれぞれ作成してください。

① 「工場名または事業所名」は、○○株式会社△△工場（あるいは△△支店、△△営業所）等の場合のように工場（あるいは支店、営業所）名がついている場合、△△工場（あるいは△△支店、△△営業所）と入力してください。なお、本社と工場が同一の場合、あるいは固有名称がない場合には「本社工場」と入力してください。

② 施設の所在地が様式１の事業者所在地と同じ場合でも、その所在地を入力してください。（担当者名、電話番号、FAX 番号等も同様です。）

③ 人員構成について、現業部門（現場作業部門）で交替制を実施している場合には、記入欄に交替数を入力してください。交代制を実施していない場合は１を記入してください。

④ 「固形燃料等の年間販売量」及び「紙類の年間使用量（うち紙製容器包装の使用量）」には、前年度の販売量及び使用量等を入力してください。

⑤ 紙製容器包装の固形燃料化に際して紙製容器包装に他材料（例えば産廃プラなど）を混

合して製造する場合は、紙製容器包装の配合予定比率を入力してください。紙製容器包装のみの場合は100%と記入してください。

⑥ 「固形燃料化施設の状況」には、工場ごとに該当する項目をチェックして、「新設中」、「改造中」の場合には完成予定年月日を入力してください。

⑦ 再生処理能力とは、再生処理工程の時間当たりの設備能力及び年間の生産能力のことです。例えば、固形燃料の場合、通常の操業状態で生産できる量のことです。
※「一般廃棄物処理施設設置許可証」の処理能力を踏まえて入力してください。

⑧ 「原料としての紙製容器包装引受処理能力」（A）とは、以下の算出式を満足する量としてください。即ち、A，B，Cの関係は以下の通りとなります。

「1年間の処理能力」:（B）
「紙製容器包装の配合予定比率（%）」:（C）

Aは（B×C÷１００）としてください。

なお、この原料としての紙製容器包装引受処理能力を超えて再商品化事業を受託することはできません。

（5）（様式２－②）について

様式２－②については、登録しようとする(再生処理を行う予定の)工場すべてについてそれぞれ作成してください。

①施設の事業責任者および現場責任者の主な再生処理事業に係る業務経歴について記入してください

②再生処理事業の実施に係る資格(廃棄物処理施設技術管理者の資格、フォークリフト、クランプリフト、パワーショベル等の運転に関する資格)の所有者全員の氏名を記入してください

（6）（様式３）について

様式３については、登録しようとする（再生処理を行う予定の）工場すべてについてそれぞれ作成してください。

① 紙製容器包装の保管場所は、申請した「紙製容器包装引受処理能力」に対応して充当する予定の面積・保管可能量を入力してください。また、その位置・場所・寸法面積・保管可能量を申請書類の「設備レイアウト図」に必ず記載してください。但し、「設備レイアウト図」の表示範囲外に保管場所がある場合は該当する保管場所を「工場配置図」に記載してください。なお、消防への届出との整合性を確認してください。保管場所は「紙製容器包装」とそれ以外の「産廃プラスチック」等とを区別して記載してください。なお、紙製容器包装の保管場所は指定可燃物貯蔵・取扱届出書に明記された場所とし、且つ屋内であることが必須です。
※「指定可燃物貯蔵・取扱届出書」の内容・数字とを踏まえて入力してください。

② 主要設備の仕様については、設備名、設備の有無、台数、製造メーカー・型式、時間当たり・設備当たりの能力、動力等を製造メーカーの図面、仕様書等に記載されている内容に基づいて表示してください。
仕様の異なる同じ名称の設備（計量設備、破砕機、定量供給機、成形機等）が複数ある場合は、設備名称に番号を付記し表示する行を変えて表示してください。
（例：破砕機－１、破砕機－２等と設備名称に番号を付記する）
表示可能な設備数は計量設備を含め１０となっています。１０を超える場合は、計量設備、破砕機、定量供給機、成形機を優先して表示してください。
なお、他材料の選別に係る前処理部分の設備については表示不要です。

③ 固形燃料化製品の保管場所について、紙製容器包装を原料とした固形燃料化製品を充

当する予定の面積・保管可能量を入力してください。また、その位置・場所・寸法面積・保管可能量を申請書類の「設備レイアウト図」に必ず記載してください。但し、「設備レイアウト図」の表示範囲外に保管場所がある場合は、該当する保管場所を「工場配置図」に記載してください。なお、保管場所は指定可燃物貯蔵・取扱届出書に明記された場所とし、且つ屋内であることが必須です。

※「指定可燃物貯蔵・取扱届出書」の内容・数字とを踏まえて入力してください。

（7）（様式４）　引き取り同意書について

本同意書は、再商品化製品（固形燃料）の利用先である国内の再商品化製品利用事業者（製紙会社等）に工場（事業所）毎に作成していただくと共に、利用先工場の担当部署、担当者名、電話番号、ＦＡＸ番号も記入をしてもらってください。

**◆再商品化製品引き取り同意書**

・再商品化製品引き取り同意書とは、再商品化製品利用事業者が、再生処理事業者の製造する再商品化製品について、引き取り利用することへの同意を証明した書類です。
・再生処理事業者は、登録審査提出書類の一つとして、自らの再商品化製品の利用に同意する事業者から、再商品化製品引き取り同意書を受け取り、協会に提出してください。
・このとき、再商品化製品利用事業者は、複数の再生処理事業者への引き取り同意書の提出が可能です。
（再生処理事業者の能力（施設能力・販売能力）を超えた量についても、引き取り同意書を提出して構いません。）

① 登録には、再商品化製品の引き取り先が確保されていることが条件となります。固形燃料の利用先（販売先）の引き取り同意書を提出してください。利用先工場の担当部署、担当者名、電話番号、ＦＡＸ番号も記入もれのないこと。
※引き取り同意書は、利用先（販売先）の事業者に社名及び必要事項の記入、押印をしてもらうことになります。記入依頼に際しては、『紙製容器包装サーマルリサイクル施設技術指針』及び、「様式４参考資料　ボイラーにおけるエネルギー収支の考え方」（エネルギー利用率算出に使用）を参照するように依頼してください。
② 再商品化製品利用事業者が自社の場合にも提出してください。
③ 引き取り同意量の記入がなければ登録はできませんので十分ご注意ください。また、引き取り同意量の合計を超えて再商品化業務を受託することはできません。
④ 引き取り同意書には、利用先の発行した品質規格書を添付してください。
⑤ 「同一のグループ企業」とは、両事業者間に①資本関係がある、②役員の兼任関係がある、③再商品化製品利用事業者の代表者が、再生処理事業者の代表者の親族（父母、配偶者、子）である場合を指します。

**（注１）再商品化製品利用事業者の要件**

平成 29 年 9 月 30 日までに、再商品化製品を利用する施設が設置されていることが必要です。

**（注２）再商品化製品利用事業者の調査**

当協会は、再生処理事業者から提出された引き取り同意書に基づき、登録審査期間中に再商品化製品利用事業者に対して調査を行うことがあります。
当協会は、必要に応じて、直接、再商品化製品利用事業者への再商品化製品の利用状況等の調査を行います。
また、当協会は、再商品化製品引き取り同意書の有効性を判断し、再生処理事業者の登録の可否・能力査定への反映を行います。

**（注３）引き取り品質規格について**

引き取り先の発行した品質規格書（利用先の事業者名・工場名を明記、押印があること）を提出してください。

6．施設審査関係書類の作成方法

施設審査関係書類については、登録しようとする（再生処理を行う予定の）工場（事業所）毎に下記の書類一式を提出してください。なお、各書類は、添付の参考資料に準じて作成してください。また、用紙は定められたサイズとし、文字・数字がはっきりと見えるような、見やすい資料で提出してください。

**注）説明の中で参考資料についての記載がありますが、詳細につきましては、「紙製容器再生処理施設ガイドライン」の「Ⅱ.再生処理手法毎の施設ガイドライン」をご確認ください。**

（1） 現在、再生処理施設を有する事業者

現在、再生処理施設を有する事業者については、下記①～⑤の書類の提出が必要です。

① 再生処理工程ブロックフロー図（資料 10-14 参考資料-３参照）

② 立地付近見取図（資料 10-15 参考資料-４参照）
方位・道路及び目標となる地物を明示してください。また、最寄駅からのアクセス方法を余白にご記入ください。

③ 工場配置図（資料 10-16 参考資料-５に準じて作成してください）
工場敷地と敷地境界線及び敷地に接する道路、幅員を明示すると共に縮尺、方位を記載し、敷地内における事務所、再生処理設備が設置されている建屋、倉庫、トラックスケール、設備レイアウト図の範囲外に設置される原料・製品の保管場所等の位置を図示してください。建築物、保管場所等については、枠線で囲い縦横の寸法を記入してください。

④ 設備レイアウト図（資料 10-17 参考資料-６に準じて作成してください）
様式３、再生処理工程ブロックフロー図等に明示された主要設備の設置位置、固形燃料の原料（紙製容器包装及び他材料（廃プラスチック、木くず等））の保管場所、固形燃料化製品の保管場所の位置を明示してください。保管場所については枠で囲い、縦横の寸法、品名、様式３に明示されている面積、保管可能量を明示してください。
但し、設備レイアウト図の範囲外に設置される保管場所等については工場配置図に記載してください。
なお、指定可燃物貯蔵取扱届出書の添付図面として消防用設備の設置場所を示す図が添付されていない場合は設備レイアウト図に消防用設備の設置場所を明示してください。

⑤ 主要設備の図面
様式３、設備レイアウト図等に明示した主要設備の中、破砕機、定量供給機、成形機について、カタログではなく設備の「製造メーカー名」、「型式」、「寸法」、「動力」、「処理能力」等が記載されているメーカー作成の図面を提出してください。
図面の余白に様式３に表示した設備名称を明記してください。
図面に「製造メーカー名」、「型式」、「処理能力」等が記載されていない場合は余白に記入してください。

（2）施設の新設または改造中の事業者について

現在、施設の新設または改造中の事業者については、（1）に記載された①～⑤の書類に加え、下記⑥～⑪を提出してください。

なお、平成 29 年 9 月 30 日までに使用前検査も完了して稼動できることが必要です。また、法的手続きには相当の時間を必要としますので、計画には十分に期間を見込んでください。

⑥ 施設設置スケジュール

⑦ 施設発注請書および発注仕様書のコピー

⑧ 試運転開始予定日および試作スケジュール

⑨ 建築確認申請による“確認通知書”交付書のコピー
⑩ 土地、建物の登記簿謄本および公図のコピー
- 土地、建物を賃借している場合は、それらの賃借契約書一式のコピーも提出すること。

⑪ 再生処理事業者登録申込書（様式５）
- 「新規に設備を設置する事業者」のみ記入してください。
- 登録しようとする(再生処理事業を行う予定)工場すべてについてそれぞれ作成してください。

以上

添付資料

# 納税証明等について

平成２９年７月１日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 事業者登録規程」３．四には、再生処理事業者としての登録を行えない事由の一つとして、「法人税、所得税、消費税、地方消費税、法人事業税、個人事業税、固定資産税等の国税又は地方税を滞納しているとき、又は社会保険料、労働保険料等もしくは法令に基づき支払が義務付けられているものを滞納しているとき」が挙げられています。

当協会では、平成２６年度再生処理事業者登録申請より、納税証明書等に係る書類審査等の運用基準を厳格化しております。平成３０年度の登録申請における事業者区分に応じた書類審査の対象は、下表のとおりです。事業者区分に応じて、全て正本のご提出をお願いいたします。

<table>
<tr><th>事業者区分</th><th>債務超過でない場合に<br>必要となる証明書類</th><th>債務超過の場合に<br>必要となる証明書類</th></tr>
<tr><td>平成２９年度の登録事業者（既存の登録事業者）</td><td>直前年度分<br>①法人税または所得税<br>②消費税及び地方消費税<br>に係る証明書類</td><td>（１）３ヵ年分（設立３年を経過していない場合は設立後のもの）<br>①法人税または所得税<br>②消費税及び地方消費税<br>③法人事業税または個人事業税<br>④法人都道府県民税または個人都道府県民税<br>⑤固定資産税<br>に係る証明書類<br>（２）２ヵ年分（設立２年を経過していない場合は設立後のもの）<br>⑥社会保険料納入確認書又は納入証明書(直近の５月分を含めた２ヵ年分)<br>⑦労働保険料等納入証明書<br>に係る証明書類</td></tr>
<tr><td>新規登録申請事業者</td><td colspan="2">（１）３ヵ年分（設立３年を経過していない場合は設立後のもの）<br>①法人税または所得税<br>②消費税及び地方消費税<br>③法人事業税または個人事業税<br>④法人都道府県民税または個人都道府県民税<br>⑤固定資産税<br>に係る証明書類<br>（２）２ヵ年分（設立２年を経過していない場合は設立後のもの）<br>⑥社会保険料納入確認書又は納入証明書（直近の５月分を含めた２ヵ年分）<br>⑦労働保険料等納入証明書<br>に係る証明書類</td></tr>
</table>

表中の各証明書類には、「国税、地方税、労働保険料等の支払いに係る申告書」を添付の上、代表者印を押印した上でご提出をお願いいたします。

納税証明書・保険料納入証明書等についての取得方法

| 税目・保険料 | 区分 | 税・保険料の内容 | 納税証明書・保険料についての取得方法 |
|---|---|---|---|
| 法人税・所得税 | 国税 | 法人等の事業年度における利益に課税される | 税務署宛の納税証明書交付請求書の「その１」の中の「法人税」「申告所得税」「消費税及び地方消費税」を選択して申請し納税証明書を取得し提出願います。 |
| 消費税・地方消費税 | 国税・地方税 | 間接税であり、国にいったん納税後、国から地方消費税相当分が地方公共団体に交付される | |
| 法人事業税・個人事業税 | 地方税<br>※地方税は、登録施設所在地に係る納税証明書を提出願います。 | 法人・個人の行う事業の利益に対して、事業の所在地の都道府県が課す税金 | 都道府県税事務所宛の納税証明申告書の「法人事業税」・「個人事業税」を選択して申請し納税証明書を取得し提出願います。 |
| 法人都道府県民税・個人都道府県民税 | | 法人の存在する事業所に対して都道府県が課税する税金（個人の場合には市町村税と併せて課税される） | 都道府県税事務所宛の納税証明申告書の「法人都道府県民税」（法人市民税は除く）を選択して申請納税証明書を取得し提出願います。 |
| 固定資産税 | | 土地建物については市町村が課税、土地以外の有形固定資産（償却資産）について、一定額を超える場合は市町村を包括する都道府県が課税 | 都道府県・市町村税事務所宛の納税証明申告書の「固定資産税（土地家屋）：市町村税務署宛」、「固定資産税（償却資産）：都道府県税事務所宛」を選択して申請し納税証明書を取得し提出願います。 |
| 社会保険料 | 保険料<br>※原則として保険料は、登録施設所在地に係る納入証明書等を提出願います。 | 日本年金機構が管理運営する健康保険料や厚生年金保険料等。 | 日本年金機構の各年金事務所長の発行する社会保険料納入確認書（「各月の納入額内訳」でなく、「未納の有無」を確認する証明書で直近の５月分を含めた２ヵ年分）を提出願います。なお、一括適用事業所の場合には、厚労省年金局の発行する社会保険料納入証明書を発行願います。 |
| 労働保険料 | | 厚生労働省が管理運営する労災保険と雇用保険の双方に係る保険料。 | 都道府県の労働局長が発行する労働保険料納入証明書を提出願います。 |

注）地方税については、地方公共団体によって納税証明書の様式が異なる場合があります。　詳しくは所轄の都道府県・市町村の税事務所にお尋ねください。

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会　御中

# 国税、地方税、社会保険料、労働保険料等の支払いに係る申告書

（事業者名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 事業者登録規程」の３．四に記載の通り法人税、所得税、消費税、地方消費税、法人事業税、個人事業税、固定資産税等の全ての国税又は地方税、及び社会保険料、労働保険料等もしくは法令に基づき支払が義務付けられているもののいずれについても、本書面の提出日の段階で、過去分も含めて一切滞納していないことを申告いたします。万一、本申告書提出後に、上記税及び保険料等の滞納の事実が発覚した場合には、「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程」の「別表　再商品化実施に関する不適正行為等に関する措置規程上限基準」の一.（６）の定めに従い、契約解除、当該年度登録取消しおよび次年度以降最長３年間登録停止の処分を受けても異議は申しません。

平成　　年　　月　　日

事業者名：

代表者名：　　印

（代表者登録印、または個人の場合は実印）

平成　　年　　月　　日

# 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事理事長　齋藤　信雄殿

事業者名：

代表者名：　　印

（代表者登録印、または個人の場合は実印）

１．当社は、本書面「暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書」について、十分に理解し、誠実に、かつ偽りなく表明、確約いたします。

２．当社は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします。

① 暴力団、② 暴力団員、③ 暴力団準構成員、④ 暴力団関係企業、⑤ 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、⑥ 暴力団員でなくなってから５年を経過していない者、⑦ その他前号に準ずる者

３．当社は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にあるもの（以下、「反社会的勢力等」という）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約いたします。

①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係、②反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係、③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用している関係、④反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係、⑤その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

４．当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約いたします。

①暴力的な要求行為、②法的な責任を超えた不当な要求行為、③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴協会の信用を毀損し、又は貴協会の業務を妨害する行為、⑤その他前各号に準ずる行為

５．当社は、下請け又は委託先業者との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約いたします。

①下請け又は委託先業者が現時点においても、将来においても前第１項、第２項及び第３項に該当しないこと、②下請け又は委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること

６．当社は、下請け又は委託先業者が、反社会的勢力等から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合はこれを拒否し、又は下請け又は委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴協会に報告し、貴協会の捜査機関への通報に協力することを表明、確約いたします。

７．当社は、上記各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明、確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで貴協会との取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより貴協会に損害が生じた場合は、一切当社の責任とすることを表明、確約いたします。

以上

資料９

平成 29 年 7 月 1 日

# 平成 30 年度　紙製容器包装再商品化能力査定に関する基本的考え方
（材料リサイクル・固形燃料化）

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
紙容器事業部

## １．再生処理事業者落札可能量の査定の概要

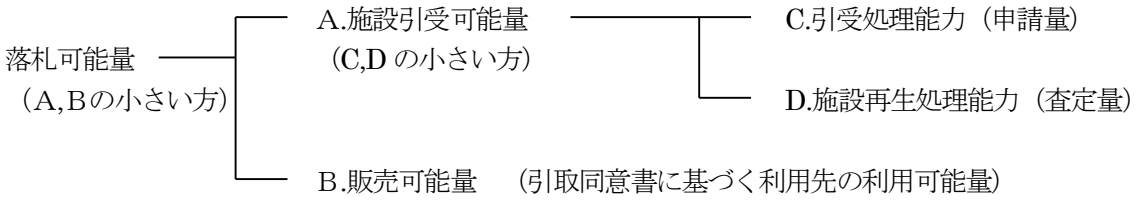


## ２．施設再生処理能力の査定の方法について

施設再生処理能力＝（設備の時間当たり処理量）×（年間稼働時間）×（紙製容器包装の配合比率）

⑴ 設備の時間当たり処理量

①実績値（新規の場合は、現地審査時の実測値）による。

なお、登録時の申請値の方が小さい場合は、申請値を採用する。

また、一般廃棄物処理施設設置許可の条件を上限とする。

⑵ 年間稼動時間

①２,４００時／年　　（8 時間／日　＊　300 日）　とする。

ただし、登録時の申請値の方が小さい場合は、申請値を採用する。

また、交替勤務を行っている工場等、１日８時間以上の稼動が確実に可能な場合は個別に査定する。

⑶ 紙製容器包装の配合比率

・［固形燃料化］　　７０％
・［フラフ化］　　１００％
・［材料リサイクル］　手法ごとに設定

## ３．販売可能量

販売可能量は、利用先引取同意量に紙製容器包装の配合比率を乗じたものとする。

ただし、利用先の規模・実績・実態確認等に基づき、下方修正することがある。

以上

資料１０

# 紙製容器包装再生処理施設ガイドライン

## （固形燃料化事業者向け：抜粋）

平成１６年７月

財団法人日本容器包装リサイクル協会

# 紙製容器包装再生処理施設ガイドライン

## 目　次

Ⅰ.紙製容器包装再生処理施設ガイドラインの概要 ..... 1

１．ガイドラインの目的 ..... 2

２．ガイドラインの位置づけ ..... 2

３．再生処理手法 ..... 3

４．再生処理施設の基本要件 ..... 6

５．再生処理施設の管理項目 ..... 7

※　固形燃料化については、別途設けられている、「紙製容器包装サーマルリサイクル施設技術指針」が適用されます。

本ガイドラインは、容器包装の再生処理に関する知見を有する、学識経験者、関連団体、関連業界をメンバーとする「プラスチックおよび紙製容器包装再生処理施設ガイドライン策定委員会（委員長：鍋島淑郎 元玉川大学教授)」により策定されたものである。

（策定：平成 11 年 7 月、第 1 回改訂：平成 12 年 7 月、第 2 回改訂：平成 13 年 7 月、第 3 回改訂：平成 14 年 7 月、第４回改訂：平成 15 年 7 月）

# Ⅰ. 紙製容器包装再生処理施設ガイドラインの概要

## １．ガイドラインの目的

財団法人日本容器包装リサイクル協会では、市町村が分別収集を行った分別基準適合物について、再商品化事業者に委託することにより再商品化を行う。

本ガイドラインは、容器包装リサイクル法における段ボール、飲料用紙パック（アルミが利用されているものを除く）以外のその他紙製容器包装（以下、「紙製容器包装」という）の再商品化を円滑に実施するため、市町村が分別収集した紙製容器包装の再商品化を行う事業者が備えるべき施設や管理すべき項目について、参考となる指針を提示するものである。

## ２．ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、再商品化事業が適正に行われるために、再商品化事業者に対する施設のガイドラインを提示する役割と、財団法人日本容器包装リサイクル協会が再商品化事業者の有する施設が適切であるかどうかを判断するための指針としての役割を有する。

また、本ガイドラインは、紙製容器包装の再商品化が円滑に実施されるために、以下の３点に資するべきものであることに主眼をおいている。

① 再商品化事業への参入を促進するものであること
② 再商品化事業における不適正処理の未然防止に資するものであること
③ 再商品化事業が適正に実施されるための施設整備に資するものであること

なお、本ガイドラインは、あくまでも指針であり、再商品化事業者の施設の内容を詳細に規定するものではない。本指針の内容とは異なる施設であって適切に再商品化を実施することができる施設を排除するものではない。

また、本ガイドラインは、分別収集および再商品化の開始に向けて、現時点における再生処理の技術や事業者の状況に基づき策定したものであり、分別収集と再商品化に関する実績や技術の進展等により改訂の必要が生じた場合には、その実態を踏まえ改訂する。

## ３．再生処理手法

紙製容器包装の再商品化の方策としては、下記の３つが認められている。

１）製紙原料等及び燃料化

異物の除去、選別をし、製紙原料等を得ることにより再商品化がされる。当該製紙原料等は、紙、板紙、パルプモールド等の原料として利用される。

また、当該製紙原料等を除いた選別後の分別基準適合物については、固形燃料又はフラフ燃料を得るための施設において、圧縮又は破砕等をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化（以下、これらを「固形燃料化」という。）がされる。

２）古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等及び燃料化

異物の除去、選別をした後、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等の原材料として利用できる選別後の分別基準適合物については、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等を得るための施設において、破砕、成形加工等をし、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等を得ることにより、再商品化がされる。（以下、これらの再商品化手法を「材料リサイクル」という）

また、当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等の原材料を除いた選別後の分別基準適合物については、固形燃料又はフラフ燃料を得るための施設において、圧縮又は破砕等をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化がされる。

３）製紙原料等並びに古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等及び燃料化

異物の除去、選別をし、製紙原料等を得ることにより再商品化がされる。当該製紙原料等は、紙、板紙、パルプモールド等の原料として利用される。

また、当該製紙原料等を除いた選別後の分別基準適合物のうち、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等の原材料として利用できるものについては、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等を得るための施設において、破砕、成形加工等をし、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等を得ることにより再商品化がされる。

さらに、当該古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等の原材料を除いた選別後の分別基準適合物は、固形燃料又はフラフ燃料を得るための施設において、圧縮又は破砕等をし、固形燃料又はフラフ燃料を得ることにより再商品化がされる。

注１）事業者登録の区分

紙製容器包装の再生処理事業者登録は、①選別事業者、②材料リサイクル事業者、③固形燃料化事業者の３区分で行います。

① 選別事業者

選別事業者は、製紙原料、パルプモールド原料等として利用可能なものを選別し、これらを選別された状態で加工することなく利用事業者に販売する。

② 材料リサイクル事業者

材料リサイクル事業者は、原料として利用可能な紙製容器包装を選別、加工して、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤又は古紙破砕解繊物等を製造し、利用事業者へ販売を行う。

③ 固形燃料化事業者

固形燃料化事業者は、製紙原料等、材料リサイクル原料として利用困難なものについて、固形燃料等の製造を行い、固形燃料利用事業者に販売を行う。

注２）再商品化製品

紙製容器包装の再商品化製品を以下に示す。

① 製紙原料等

製紙原料等は、紙製容器包装分別基準適合物を選別して得られる。これらは選別された状態で加工することなく製紙原料、パルプモールド原料等として用いられる。

② 古紙再生ボード

古紙再生ボードは、古紙再生ボードの原料として選別した紙製容器包装について、破砕、成形加工等を行い得られる。古紙再生ボードはコンクリート型枠等の建設用資材等として用いられる。

③ 古紙破砕解繊物

古紙破解繊物は、古紙敷料等の原料として選別した紙製容器包装について破砕、解繊等を行い得られる。古紙敷料等は、家畜用敷料等として用いられる。

④ 溶鋼用鎮静剤

溶鋼用鎮静剤は、溶鋼用鎮静剤の原料として選別した紙製容器包装について破砕、成形加工等を行い得られる。溶鋼用鎮静剤は製鉄所内の高炉で生産された溶鉄を純酸素で精錬し溶鋼する製鋼設備の転炉に使用する添加剤で酸素を吹込み精錬する際に転炉内内容物（鋼さいおよび溶鋼）が炉外に噴出しないよう湯面を鎮静化する目的で使用される。

⑤ 固形燃料等

固形燃料等は、製紙原料等、材料リサイクル製品として利用することが困難なものについて成形、加工して得られる。固形燃料等は、固形燃料又はフラフ燃料として使用される。

1）製紙原料等及び燃料化

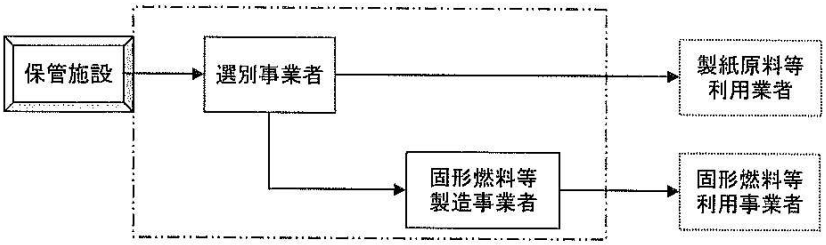


2）古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等及び燃料化

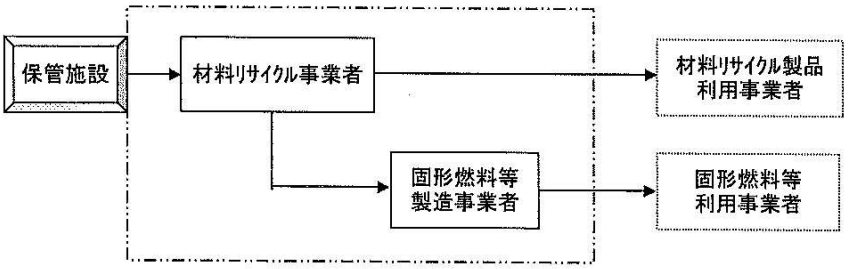


3）製紙原料等並びに古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等及び燃料化

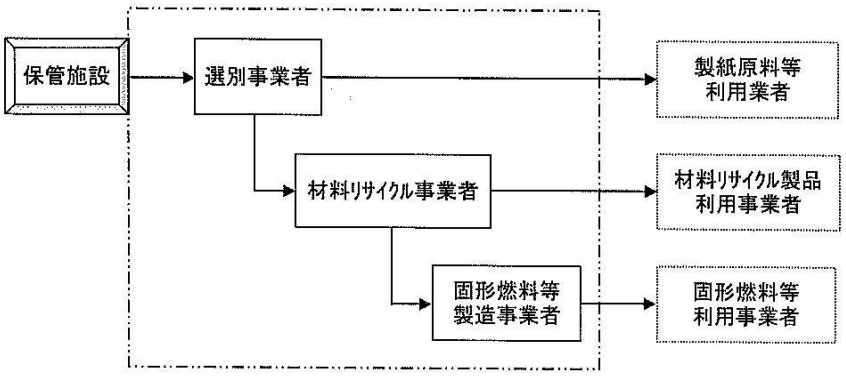


＊点線内の事業の組み合わせにより、再商品化が行われる。

## ４．再生処理施設の基本要件

紙製容器包装再生処理施設が満たすべき基本要件は、以下のとおり。

① 一般廃棄物処理施設の許可の取得

紙製容器包装の再生処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）における一般廃棄物処理施設に該当する。このため、廃棄物処理法における政令に従い、1 日当たりの処理能力が 5 トン以上の場合には、一般廃棄物処理施設の許可を受けなければならない。

② 施設から排出される廃棄物の産業廃棄物としての処理

紙製容器包装の再生処理施設から排出される廃棄物は産業廃棄物の扱いであり、廃掃法に基づき産業廃棄物として適正に処理することが必要である。

③ その他の法律の遵守

紙製容器包装の再生処理施設は、廃棄物処理法、消防法等により規制を受けるため、これら関係する法規においてそれぞれ定められた届け出等を行うとともに施設の運転には定められた資格が必要となる。

なお、紙製容器包装の再生処理施設は、一般廃棄物処理施設に該当するため、遵守すべき法規制は、一般廃棄物処理施設に対して適用されるものであることに留意することが必要である。

再生処理手法や施設規模等により、適用される法規制は異なるが、参考として必要な資格および関連する法規制の例を以下に示す。

（参考）再生処理施設に関連する法規制の例

廃棄物処理法、大気汚染防止法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、消防法、労働安全衛生法、電気事業法、工場立地法、建築基準法、都市計画法、電波管理法、公害防止組織整備法、各地域の公害防止条例及びそれに基づく協定　等

(参考)必要な資格の例

危険物取扱者、ごみ処理施設技術管理者、電気主任技術者 等

④ 再生処理施設のその他基本要件

設備は再生処理専用とし、再生処理（再商品化）施設エリアと廃棄物処理処分（再資源化しない）の施設エリアが明確に区分されていることが必要である。

また、同一敷地内において、複数の再生処理事業者の施設登録は認めない。

## ５．再生処理施設の管理項目

本ガイドラインでは、再商品化事業者の有する施設が紙製容器包装を適正に再商品化することが可能か否かを判断するために必要な項目を管理項目として示す。

施設については、施設に搬入される物質と施設から搬出される物質・物量に関して管理することを基本とする。

具体的な施設の管理項目としては、受入施設、再生処理不適物対策、悪臭対策、廃棄物対策、排ガス処理、排水処理、再商品化製品の保管・貯蔵施設等に関する管理事項を示す。また、施設全体の管理項目として、再商品化製品の品質及び適正利用の確保、物質収支に関して管理すべき項目および目標となる基準を示す。

なお、再商品化施設によっては必ずしも本ガイドラインどおり適用することができない施設もありえるが、基本的に個々の項目について独自の方式で対処可能であれば適正と判断される。

① 物質収支の管理項目について

物質収支（再生処理工程での重量管理）については、市町村から引取った紙製容器包装または選別事業者から引取った選別品が適正に再生処理されたことを管理するため、下記の項目について管理することが必要となる。

①市町村または選別事業者からの引取量、②容器包装と併せて再生処理される他材料の量、③再生処理施設への投入量、④市町村から引取った紙製容器包装または選別事業者から引取った選別品の引取り在庫量、⑤再生処理施設から外部に排出される産業廃棄物の発生量、⑥再商品化製品または選別品の生産量、⑦再商品化製品販売量または選別品引渡量、⑧再商品化製品または選別品在庫量

なお、上記項目は、再生処理手法によって若干異なる場合があるが、基本的に市町村または選別事業者から引取りを行った紙製容器包装について、再生処理された数量と再商品化製品として販売された量の把握が必要となる。

（物質収支に関する管理項目例）

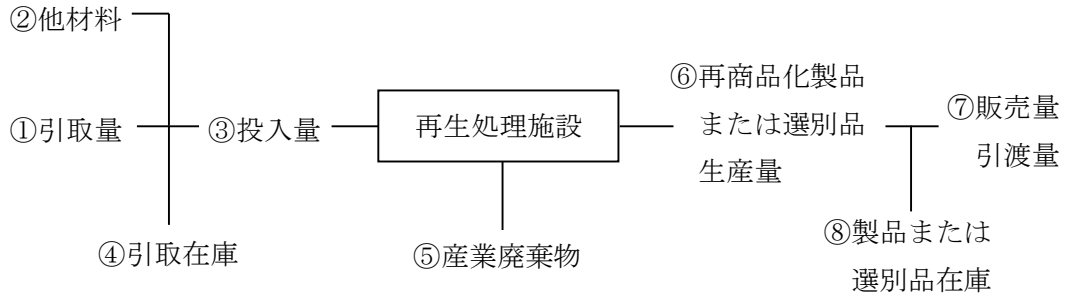

② 収率について

収率について、材料リサイクルでは、重量ベースで下記の式に定められた収率 90%以上を目標とする。

・工程投入量に対しての収率

$$\text{（重量）}\frac{\text{再商品化製品生産量―他材料寄与分}}{\text{工程投入量}} \times 100\% \geqq 90\%$$

# 紙製容器包装再生処理施設の管理項目（製紙原料等及び燃料化）

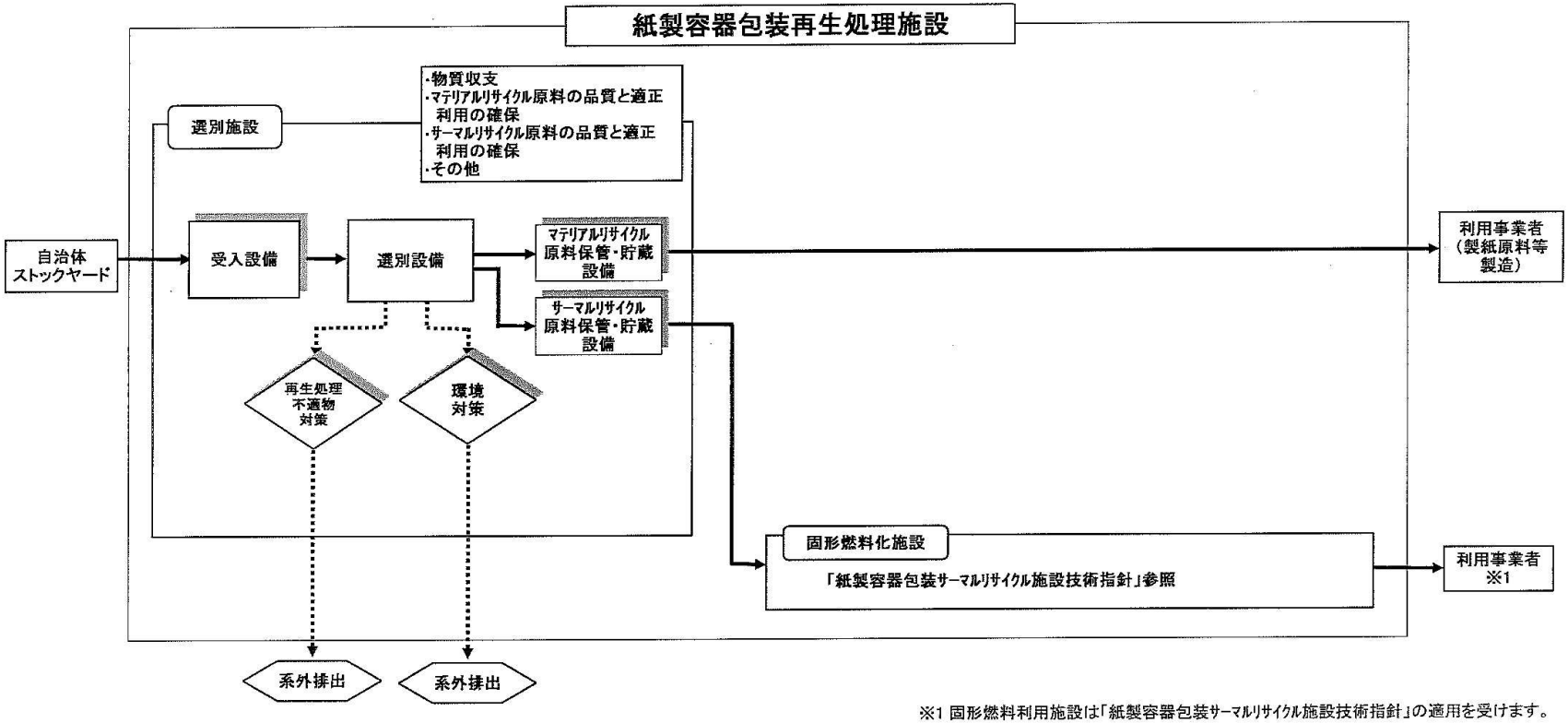


※1 固形燃料利用施設は「紙製容器包装サーマルリサイクル施設技術指針」の適用を受けます。

# 紙製容器包装再生処理施設の管理項目
# （古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等及び燃料化）

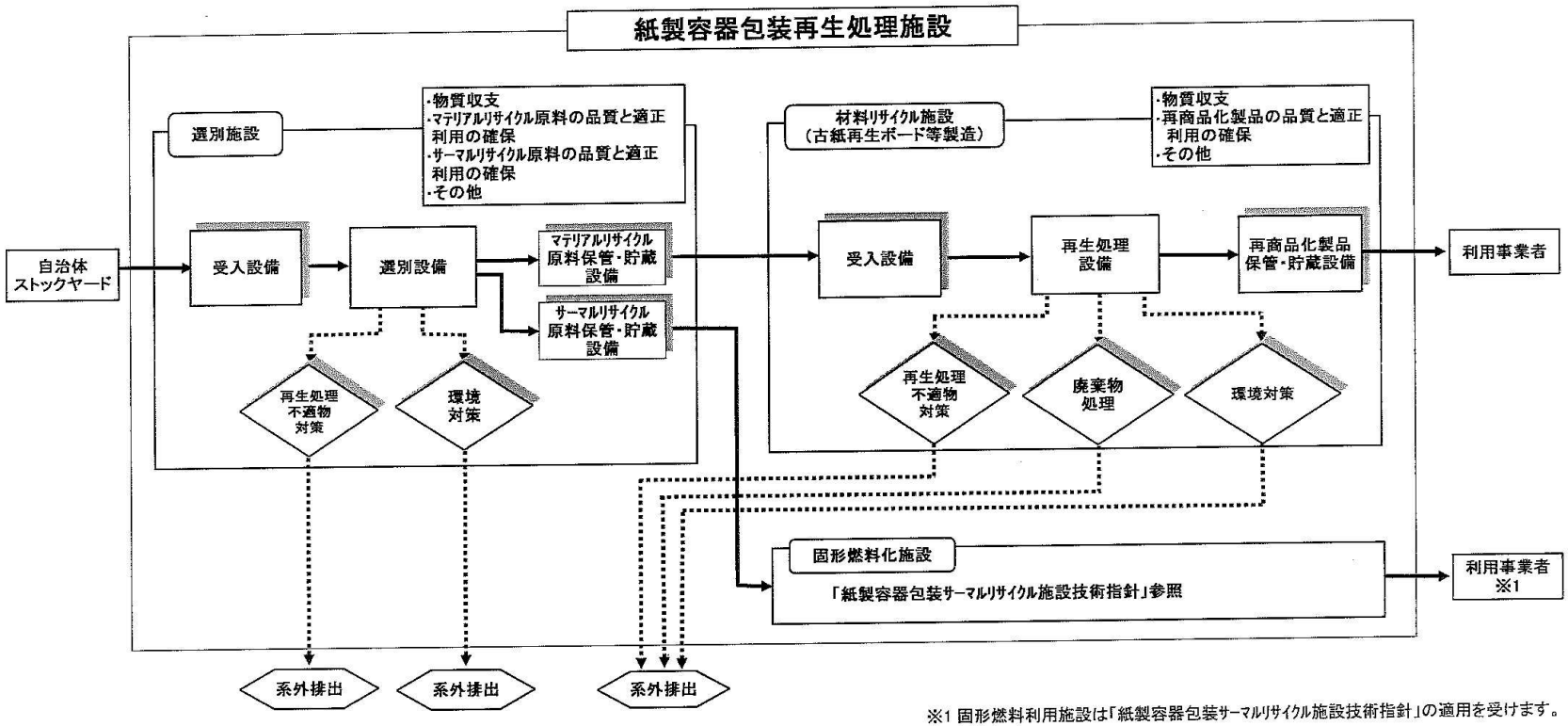


※1 固形燃料利用施設は「紙製容器包装サーマルリサイクル施設技術指針」の適用を受けます。

# 紙製容器包装再生処理施設の管理項目
# （製紙原料等並びに古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破砕解繊物等及び燃料化）

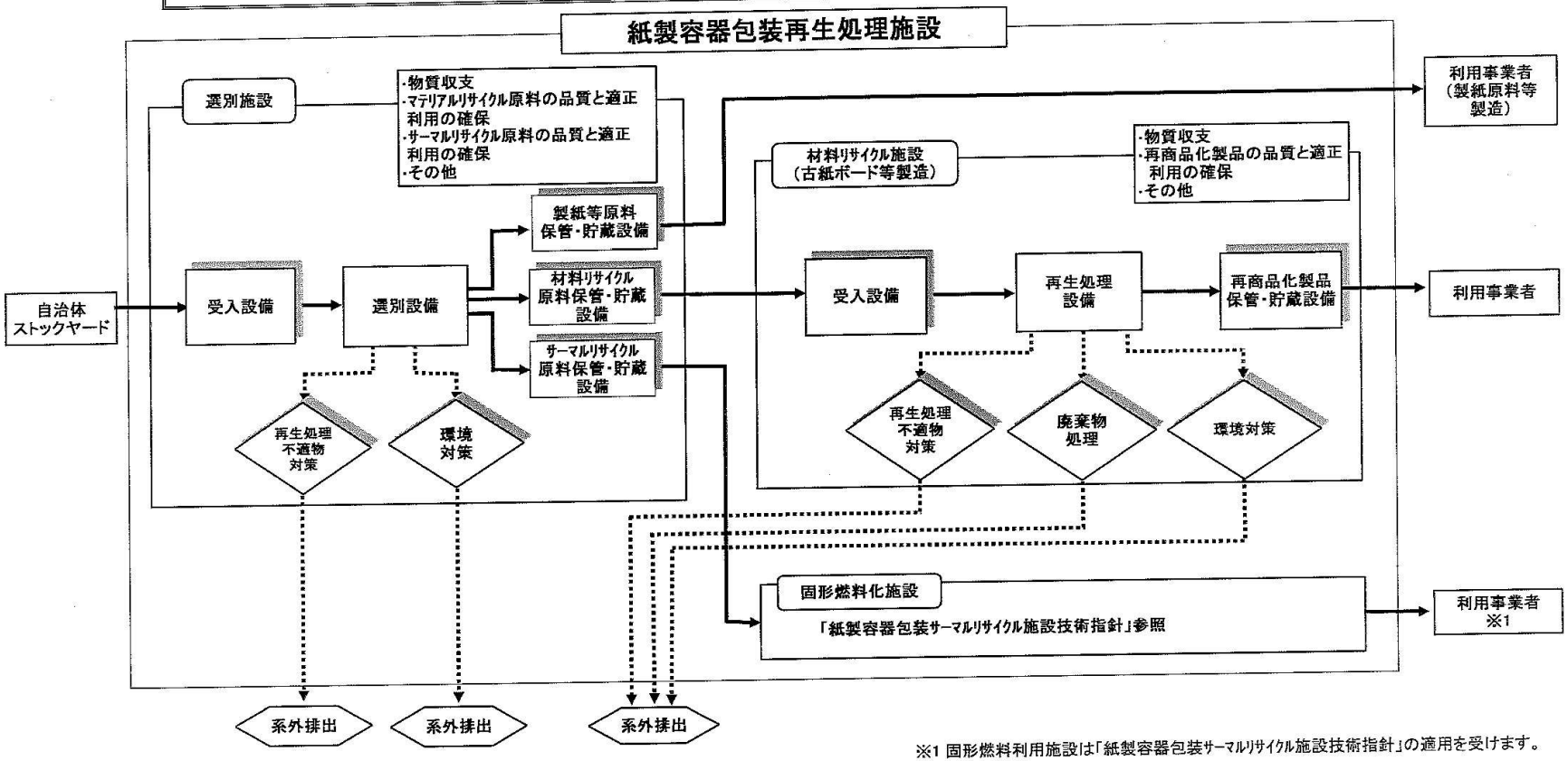


※1 固形燃料利用施設は「紙製容器包装サーマルリサイクル施設技術指針」の適用を受けます。

＜参考資料１＞※本書類は様式の例示です。

# 一般廃棄物処理施設設置許可証

平成　　年　　月　　日

住　所

氏　名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 許可の年月日 | 平成　　年　　月　　日 | 許可番号 | 第　　号 |
| 施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類 | | | |
| 設置場所 | | | |
| 処理能力 | t／日（　　時間） | | |
| 許可の条件 | | | |
| 留意事項 | １．施設の設置（変更）に当たっては、各種関係法規を遵守すること。<br>２．計画内容などに変更があった場合は速やかに連絡し、支持を受けること。<br>３．施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。 | | |

＜参考資料２＞**※本書類は様式の例示です。**

第 14 号様式

~~少量危険物~~　貯蔵
指定可燃物　取扱　　届出書

<table>
<tr><td colspan="5">平成　　年　　月　　日<br>消 防 署 長　様<br>届出者<br>住　所<br>（電話　　）<br>氏　名　　印</td></tr>
<tr><td rowspan="2">貯 蔵 又 は 取 り扱 い の 場 所</td><td colspan="4">所在地</td></tr>
<tr><td colspan="4">名　称</td></tr>
<tr><td rowspan="2">類、品名及び最大数量</td><td>類</td><td>品　名</td><td>最大貯蔵数量</td><td>一日最大取扱数量</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>貯蔵又は取扱い方法の概要</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>消防用設備等の概要</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>貯蔵又は取扱いの開始予定期日又は期間</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>その他必要な事項</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">※　受　付　欄</td><td colspan="3">※　経　過　欄</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

３　※の欄は、記入しないこと。

４　貯蔵又は取り扱い場所の見取図を添付すること。

## ＜参考資料3＞ 「再生処理工程ブロックフロー図」の作成例（固形燃料化）

1. 様式3に記載されている、選別機、破砕機、乾燥機、定量供給機、成型機、成型品冷却機等の他、手選別コンベア、磁選機、アルミセパレータ、風力選別機等設置されている主要な機器を記載してください。
2. 再生処理工程が複数系列から構成されている場合は系列毎にフローを記載してください。
3. 各機器が複数設置されている場合は当該機器を複数記載してください。
4. 紙製容器包装の投入ラインと他材料（種類を明示する）の投入ラインを記載してください。
5. 図面のサイズはA4としてください。



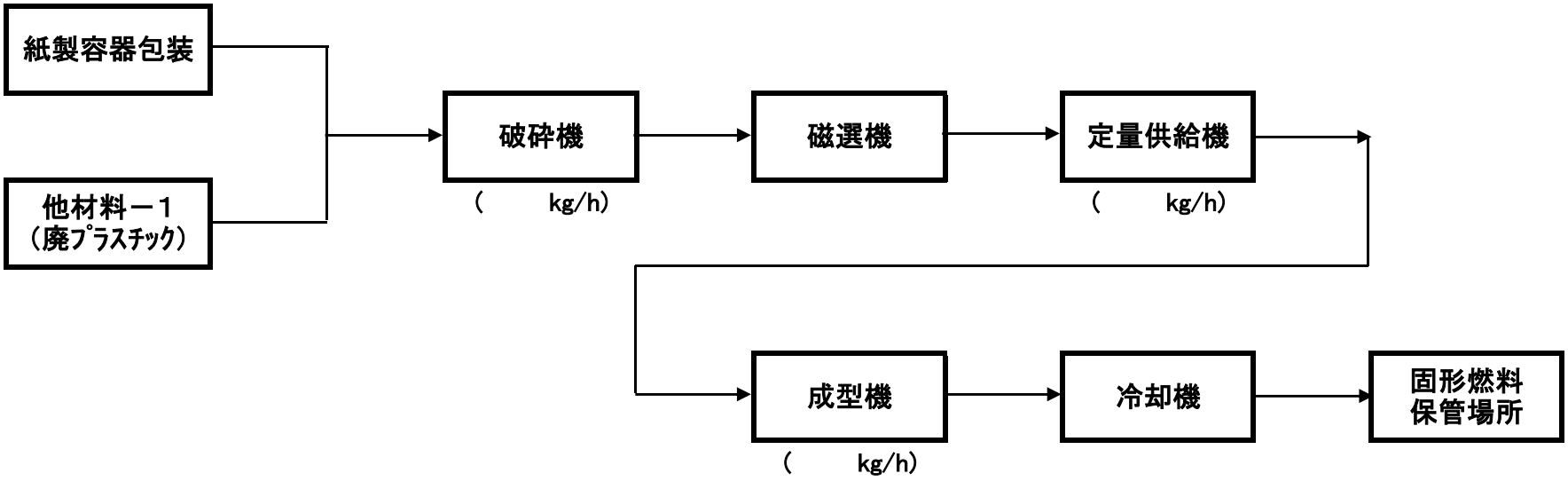

## ＜参考資料４＞　「立地付近見取図」の例

（施設審査関係書類作成時の参考として下さい。図面のサイズはＡ４としてください。）

①～③を余白にご記入ください。

① 最寄り駅名：（例：○○本線○○駅）
② 工場までの交通アクセス（例：○○駅から約○○ｋｍ）
③ 所要時間（例：○○駅から徒歩○分、または○○駅から車で○分）

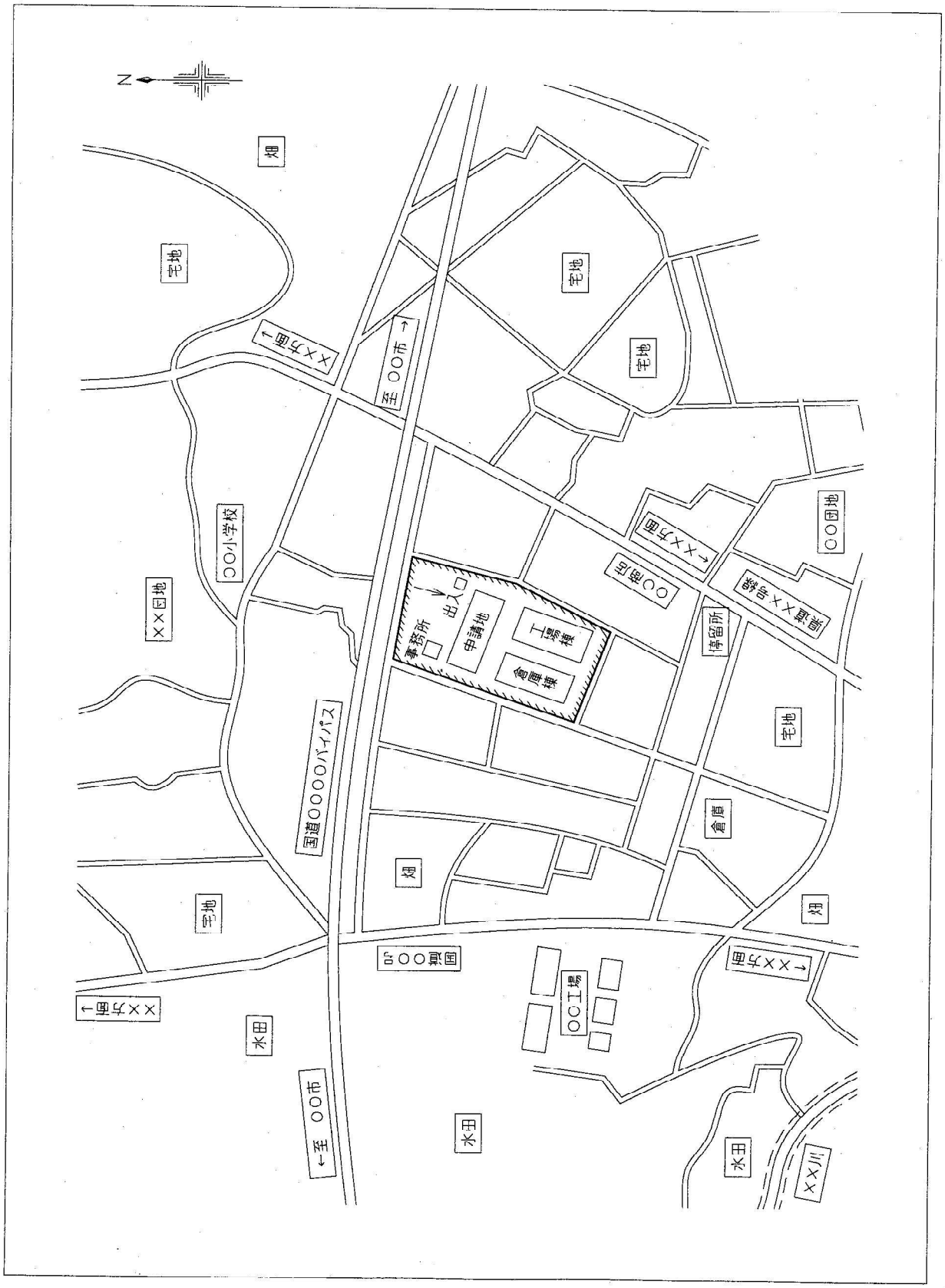

# ＜参考資料5＞「工場配置図（固形燃料化）」の作成例（施設審査関係書類作成時の参考として下さい）

1. 工場（事業所）の総敷地面積及びそれぞれの建物の位置と面積、屋外に設置されている設備の位置及び道路の幅員等を記入してください。
2. 模式的な図ではなく、実際の配置を縮尺して描いてください。
3. 図面に縮尺を記入し、また、出来る限り寸法を記入して下さい。
4. 図面のサイズはA3以上として下さい。

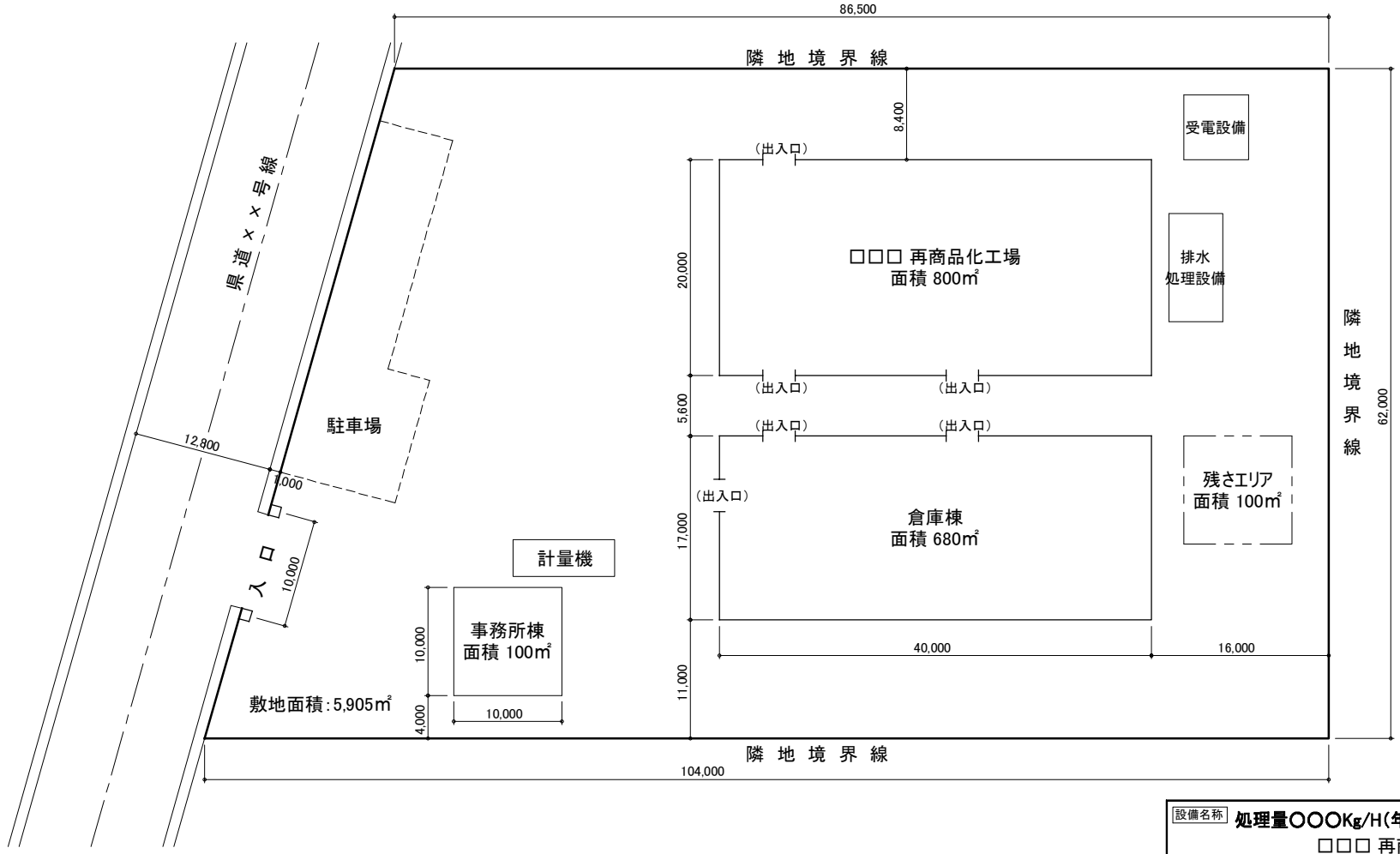


| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 4 | | | | | | ／／ |
| 3 | | | | | | ／／ |
| 2 | | | | | | ／／ |
| 1 | | | | | | ／／ |
| 0 | 検討用 | | | | | ／／ |
| 変更 | 変更事由・内容 | 製図 | 設計 | 検図 | 承認 | 日 付 |

設備名称 **処理量○○○Kg/H（年間処理量 *** トン/年）**

□□□ 再商品化工場

JOB NO. AB-0841 | ACCOUNT | CUSTOMER'S ORDER NO. | ISSUE MARK △0 H12/○/○

△△ 株式会社
工場配置図（参考図）

1/1

縮尺 1／300

AB－0841－001－△0

## ＜参考資料6＞ 「設備レイアウト（固形燃料化）」の作成例

（施設審査関係書類作成時の参考として下さい。図面のサイズはA3以上として下さい。）

1. 固形燃料製造に必要な機械類の設置位置を記入してください。
2. 紙製容器包装引取り品（原料）、他材料の保管場所、製品の固形燃料の保管場所の位置、寸法、面積、保管数量を記入してください。
3. 図面の縮尺を記入してください。
4. 模式的な図ではなく、実際の配置を縮尺して描いてください。

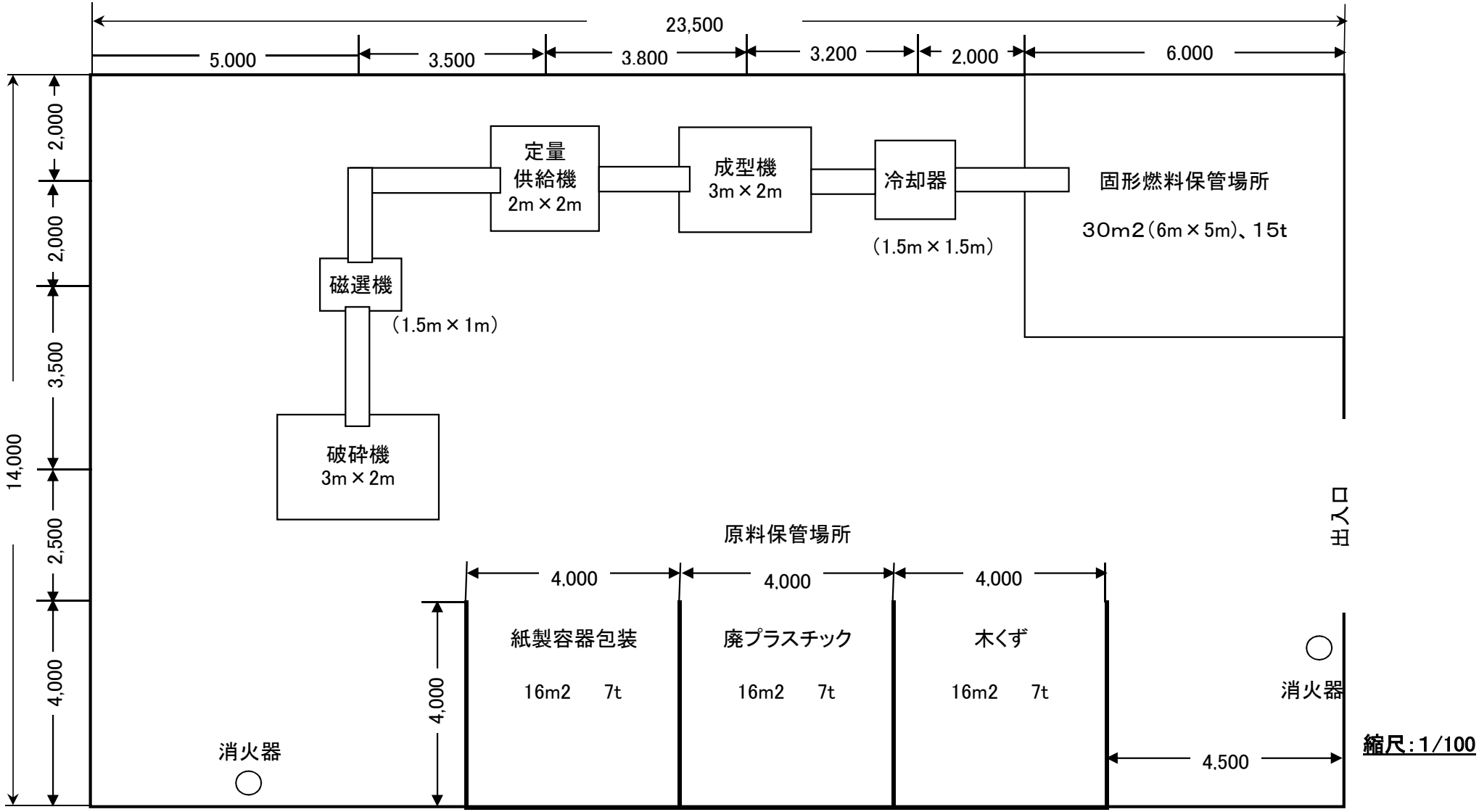

# 紙製容器包装サーマル・リサイクル施設技術指針

平成１１年３月

容器包装サーマル・リサイクル施設技術指針検討委員会

目　　次

まえがき――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――１
１．目的――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――２
２．技術指針の位置づけ――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――３
３．施設の管理項目――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――５
４．固形燃料化施設――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――７
４．１　受け入れ設備――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――７
４．２　固形燃料化不適物対策――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――８
４．３　悪臭対策――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――９
４．４　排ガス処理――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――９
４．５　排水処理――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――１０
４．６　廃棄物処理――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――１０
４．７　粉じん対策――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――１１
４．８　騒音・振動対策――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――１１
４．９　保管・貯蔵設備――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――１１
４．10　固形燃料の品質――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――１２
４．11　物質収支――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――１３
４．12　その他――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――１５
５．固形燃料利用施設――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――１６
５．１　受け入れ設備――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――１６
５．２　粉じん対策――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――１７
５．３　排ガス処理――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――１７
５．４　排水処理――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――１７
５．５　廃棄物処理――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――１８
５．６　騒音・振動対策――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――１８
５．７　エネルギー収支――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――１９
５．８　その他――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――２１
参考　　セメントキルンにおけるエネルギー利用率の考え方――――――――――――――――――――――２２

本技術指針は、容器包装のサーマル・リサイクルに関する知見を有する委員にて構成される「容器包装サーマル・リサイクル技術指針検討委員会（委員長：永田勝也 早稲田大学理工学部教授）」により策定されたものである。

まえがき

（１）我が国においては、平成７年６月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下、「容器包装リサイクル法」という)」が制定され、一般廃棄物の減量化及びリサイクルの促進が進められることになった。

（２）既に、平成９年４月からはガラスびん及びＰＥＴボトルについて分別収集及び再商品化が実施されており、平成 12 年４月からは、その他プラスチック製容器包装、段ボール、紙箱等紙製容器包装(以下、「紙製容器包装」という)の分別収集及び再商品化が開始される予定である。

（３）このうち、紙製容器包装に関する再商品化の手法については、紙から紙へのマテリアル･リサイクル及び紙から紙以外へのマテリアル･リサイクルを可能な限り推進すべきとされているが、紙製容器包装のマテリアル･リサイクルは需要の拡大、コスト等経済的、技術的な課題が多く、相当程度困難であると考えられる。

（４）余剰となった雑誌古紙等による固形燃料化は、地球温暖化問題においても、再生可能な資源の利用と位置づけられていることから、紙製容器包装のサーマル･リサイクルについても温暖化対策の観点からは評価され得ると考えられる。ただし、この場合でも、熱の回収効率、規模、生活環境保全等の観点から高度な利用が可能なもの等、何らかの留保条件を付して慎重に検討すべきと考えられる。

（５）一般廃棄物を分別収集して得られる紙製容器包装には、紙製容器包装以外の固形燃料化不適物等の含有などが予想されるため、紙製容器包装を円滑にサーマル･リサイクルするためには、固形燃料化不適物の適正処理や燃焼排ガス及び燃焼残さの適正な処理などを行い再商品化を行うことができるよう施設を整備する必要がある。

（６）また、紙製容器包装のサーマル･リサイクルについては、適正な再商品化の実施に向けて、物質収支やエネルギー収支の確保が必要である。

（７）そこで、紙製容器包装を円滑にサーマル･リサイクルするために、固形燃料化施設および固形燃料利用施設について、サーマル･リサイクル事業に参入する事業者が自らの施設について整備する項目について参考となるべき技術的な指針を提示することとした。

（８）なお、本技術指針における固形燃料は、円柱型に加工したものに限定するものではなく、利用事業者との関係から、フラフ等を含めエネルギーとして利用することが可能な状態に加工されたものを含んでいる。

１．目的

本技術指針は、容器包装リサイクル法により平成 12 年４月から実施される、紙製容器包装の再商品化の円滑な実施に向けて、市町村が分別収集した紙製容器包装について固形燃料化および固形燃料利用（以下サーマル･リサイクルという）を行う事業者が備えるべき施設や管理すべき項目について、参考となる指針を提示することを目的とする。

（解説）

容器包装リサイクル法の施行により、平成９年４月からガラスびん及びＰＥＴボトルの分別収集及び再商品化が実施されており、平成 12 年４月から紙製容器包装の分別収集及び再商品化が実施される予定である。

再商品化の実施に関しては、特定容器の利用及び製造を行う事業者、特定包装の利用事業者の責務であり、その方法として、国で定められた指定法人(財団法人日本容器包装リサイクル協会)に委託する方法、独自ルート、自主ルートの３通りが認められている。

財団法人日本容器包装リサイクル協会は、市町村が分別収集を行った分別基準適合物について、再商品化事業者に委託することにより再商品化を行う。この再商品化事業者の選定にあたっては、「ガラスびん再生処理施設ガイドライン（注)」及び「ＰＥＴボトル再生処理施設ガイドライン」を策定し、再商品化事業者に提示し、適正な再商品化を実施する能力を有する事業者に対して再商品化事業者として登録を行い、再商品化事業の入札に参加する資格を与えている。

平成 12 年４月からは、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装に関する分別収集及び再商品化が開始される予定である。このうち、紙製容器包装に関する再商品化の手法については、紙から紙へのマテリアル･リサイクル及び紙から紙以外へのマテリアル･リサイクルを可能な限り推進すべきとされているが、需要の拡大、コスト等経済的、技術的な課題が多く、相当程度困難であると考えられる。

余剰となった雑誌古紙等による固形燃料化は、温暖化問題においても再生可能な資源の利用と位置づけられていることから、紙製容器包装のサーマル･リサイクルについても温暖化対策の観点から評価され得ると考えられる。ただし、この場合でも、熱の回収効率、規模、生活環境保全等の観点から高度な利用が可能なもの等、何らかの留保条件を付して慎重に検討すべきとされている。

本技術指針は、市町村が分別収集した紙製容器包装のサーマル･リサイクル事業者が備える施設や管理項目について、参考となるべき指針を提示することを目的とする。

（注）

現在、ガラスびんとＰＥＴボトルの再商品化事業については、運搬事業者と再生処理事

業者とでジョイントグループを形成し事業を行うこととなっているため、実際には、再生処理事業者の施設に対するガイドラインとして定められている。ただし、本指針では、特に固形燃料の製造事業者及び固形燃料の利用事業者と運搬事業者を区別することなく、サーマル･リサイクル事業者として扱っている。

２．技術指針の位置づけ

本技術指針は、再商品化事業が適正に行われるために、サーマル･リサイクル事業者に対する施設の技術指針を提示する役割と、再商品化を委託する者が再商品化事業者および再商品化製品を利用する事業者の有する施設が適切であるかどうかを判断するための項目を提示する役割を有する。

そこで、本技術指針に示された項目は、サーマル･リサイクル事業者が事業を行うに際して必要な施設や施設の管理項目であると同時に、再商品化を委託する者が事業者を選定するときに施設が適切か否かを判断する基準となるべき項目でもある。

また、本技術指針は、紙製容器包装のサーマル･リサイクルが円滑に実施されるために、以下の３点に資するべきものであることに主眼をおいている。

①サーマル･リサイクル事業への参入を促進するものであること

②サーマル･リサイクル事業における不適正処理の未然防止に資するものであること

③サーマル･リサイクル事業が適正に実施されるための施設整備に資するものであること

なお、本技術指針は、あくまでも指針であり、サーマル･リサイクル事業者の施設の内容を詳細に規定するものではない。本指針の内容とは異なる施設であって適切にサーマル･リサイクルを実施することができる施設を排除するものではない。

（解説）

本技術指針は、サーマル･リサイクル事業が適正に行われるために、サーマル･リサイクル事業者に対する施設の技術指針を提示する役割と、サーマル･リサイクルを委託する者が固形燃料化事業者および固形燃料利用事業者の有する施設が適切であるかどうかを判断するための項目を提示する役割を有する。

具体的には、サーマル･リサイクル事業者が市場に参入する際に、本技術指針に沿って施設の整備を行うことやサーマル･リサイクルの委託者が、サーマル･リサイクル事業者の選定にあたって本技術指針に沿って施設の審査を行うことが考えられる。

そこで、本技術指針に示された項目は、サーマル･リサイクル事業者が事業を行うに際して必要な施設の管理項目であると同時に、サーマル･リサイクルを委託する者が事業者を選定するときに施設が適切か否かを判断する基準となるべき項目でもある。

なお、本技術指針は、紙製容器包装のサーマル･リサイクルが円滑に実施されるために、

以下の 3 点に資するべきものであることに主眼をおいている。

①サーマル･リサイクル事業への参入を促進するものであること

紙製容器包装のサーマル･リサイクルの推進に向けては、多くの企業のサーマル･リサイクル事業への参入を促進し、技術の向上と費用の低減を図っていく必要がある。

そこで、本技術指針は、多くの事業者が参入を検討する際の参考に資することを主眼としている。

②サーマル･リサイクル事業における不適正処理の未然防止に資するものであること

紙製容器包装の再商品化については、経済的合理性の範囲内において最大限、資源及びエネルギーが回収されることとともに、再商品化に伴い環境破壊が行われないことが必要である。

そこで、本技術指針は、サーマル･リサイクル事業における不適正処理の未然防止に向けて必要な施設の整備に資することを主眼としている。

③サーマル･リサイクルが適切に実施されるための施設整備に資するものであること

紙製容器包装のサーマル･リサイクルを実施するにあたっては、高度な利用との観点から、エネルギー収支等が確保されることが必要である。そこで、本技術指針は、エネルギー収支、物質収支の基準を定め、適正なリサイクルの実施に資することを主眼としている。

なお、本技術指針は、あくまでも指針であり、サーマル･リサイクル事業者の施設の内容を詳細に規定するものではない。本指針の内容とは異なる施設であって適切にサーマル･リサイクルを実施することができる施設を排除するものではない。

３．施設の管理項目

本技術指針では、サーマル･リサイクル事業者の有する施設が紙製容器包装を適正にサーマル･リサイクルすることが可能か否かを判断するために必要な項目を管理項目として示す。

そこで、施設については、施設における個別のプロセスの規定を行わず、施設に搬入される物質と施設から搬出される物質に関して管理することを基本とする。

また、施設全体の管理項目として、固形燃料の品質、固形燃料化施設の物質収支及び固形燃料利用施設のエネルギー収支等について基本項目を示す。

（解説）

本技術指針では、サーマル･リサイクル事業者の有する施設が紙製容器包装を適正にサーマル･リサイクルすることが可能か否かを判断するために必要な項目を管理項目として示す。

そこで、施設については、施設における個別のプロセスの規定を行わず、施設に搬入される物質と施設から搬出される物質に関して管理することを基本とする。

具体的な施設の管理項目としては、受け入れ設備、固形燃料化不適物対策、悪臭対策、廃棄物処理、排ガス処理、排水処理、粉塵対策、騒音・振動対策、固形燃料の保管・貯蔵設備に関する管理事項を示す。また、施設全体の管理項目として、固形燃料の品質、固形燃料化施設の物質収支及び固形燃料利用施設のエネルギー収支について示す。

なお、サーマル･リサイクル施設によっては必ずしも本技術指針どおりに適用することができない施設もありえるが、基本的に個々の項目について独自の方式で対処可能であれば適正と判断される。

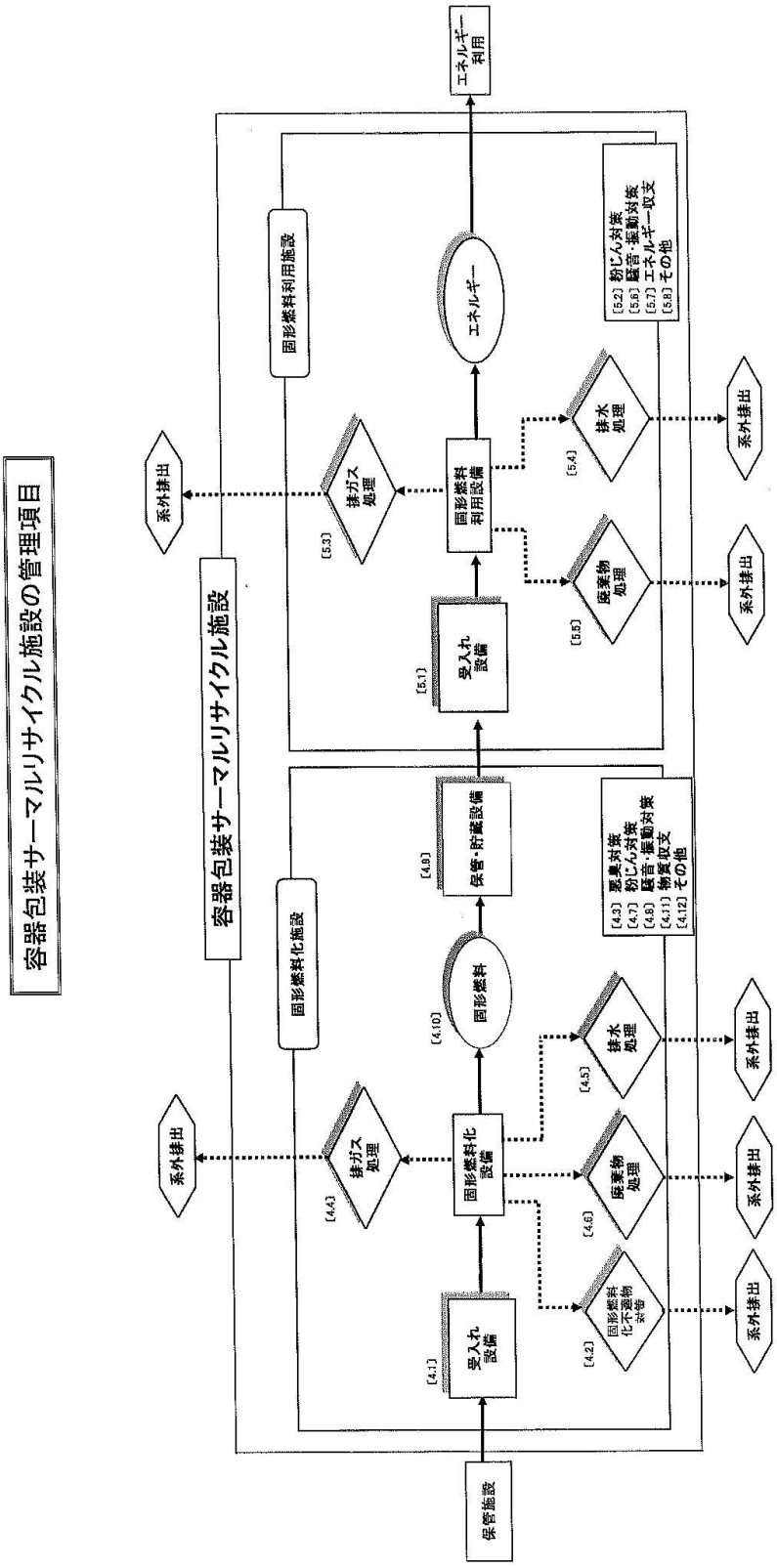


図　紙製容器包装サーマル・リサイクル施設の管理項目

## ４．固形燃料化施設

### ４．１　受け入れ設備

紙製容器包装の受け入れについては、受け入れ量の管理を行うことのできるよう計量装置を具備するとともに、火災対策、排水対策、飛散防止対策、衛生管理対策等、受け入れ紙製容器包装の保管中の安全管理、衛生管理を行うことが必要である。

（解説）

紙製容器包装の受け入れについては、受け入れ量の管理を行うことのできるよう計量装置を具備するとともに、紙製容器包装が可燃性物質であること、腐敗性物質の付着の可能性があることから、火災対策、衛生管理対策、排水対策、飛散防止対策等、受け入れ紙製容器包装の保管中の安全管理、衛生管理を行える設備とする。

①受け入れ紙製容器包装の量の把握

容器包装リサイクル法における再商品化事業については、現在、市町村の分別収集量と再商品化事業者が引き取った量の整合性を図るため、原則として市町村と再商品化事業者の双方において、受け渡し量の計量を行うこととなっている。紙製容器包装のサーマル・リサイクル事業については、市町村から直接受け入れるのではなく、材料リサイクルが可能な紙の選別を行った後に受け入れるとされているが、その場合においても受け入れ量の把握を行うことのできるよう計量装置を具備しておくことが必要である。

②火災対策

紙１ｔ以上を貯留・保管する場合は指定可燃物となる。そこで、受け入れ設備における保管量がそれを越える場合には、市町村の火災予防条例に基き、貯蔵・取り扱い、消防法の規定を満たすとともに、所管消防署への届け出を行い、指示に従った対策を講じなければならない。

③衛生管理

市町村から引き取った紙製容器包装については、生菓子等、腐敗性の物質が付着する可能性がある。そこで、悪臭対策や衛生管理を必要に応じて講じることが必要である。受入れ設備内外への衛生面に関する配慮として紙製容器包装の有機性付着物腐敗対策、悪臭対策等を講じることが必要である。また、汚水のたれ流しを防止するための設備を設置することが必要である。

④保管中の防湿、飛散防止

保管中の紙製容器包装については、風雨や犬猫・鳥等の小動物によって飛散する恐れがある。また、保管中の紙は増湿を防止する必要がある。そのため、屋根、建屋等を設置し、増湿や飛散防止対策をとることが必要である。

## ４．２　固形燃料化不適物対策

市町村が分別収集を実施する紙製容器包装には、紙製容器包装以外の異物が含まれ、このうち、金属類、ガラス、陶磁器、砂、石、砂利等、燃焼することが不可能な固形燃料化不適物の混入も予想されることから、これを対象とする固形燃料化施設では、これら固形燃料化不適物を除去するための手段を備えておかなくてはならない。

（定義）

異物とは、市町村が分別収集した紙製容器包装に混入している紙製容器包装以外の新聞、雑誌などの紙類、プラスチック、金属、ガラス、砂等及び付着している水分、食品かすなどをいう。

（解説）

ＰＥＴボトル及びガラスびんの例においては、容器包装リサイクル法で定める分別基準適合物には、原則として異物の混入がないこととされているが、実際に市町村が分別収集したものには金属類等の再生処理不適物が混入している。

平成12年4月から開始される紙製容器包装についても、紙製容器包装に金属類、ガラス、陶磁器、砂、石、砂利等、燃焼することの不可能な固形燃料化不適物の混入が予想され、固形燃料化施設では、これら固形燃料化不適物を除去するための手段を備えておかなくてはならない。

これら固形燃料化不適物については、産業廃棄物として法律に定められた方法により適正に処理することが必要である。金属等についても可能な限り資源化を行い、施設の系外に排出される廃棄物を減量化することが望ましい。

なお、固形燃料化施設に受け入れる以前に材料リサイクル可能な紙の選別事業者において固形燃料化不適物が除去される場合、固形燃料化不適物対策は必要ない。

## ４．３　悪臭対策

紙製容器包装の固形燃料化施設より発生する悪臭については、悪臭防止法及び関係条例で定める基準値を満たさなければならない。

（解説）

紙製容器包装には、食品かすなどが付着していて受け入れ設備や固形化工程において悪臭を発生する可能性があることから、これを適正に処理する設備を設け、悪臭については、悪臭防止法及び地方条例に定める基準値を満たさなければならない。

## ４．４　排ガス処理

紙製容器包装の乾燥工程や固形化工程で発生する排ガスについては、これを適正に処理することの可能な施設とすることが必要であり、これら排ガス処理については大気汚染防止法及び地方条例に定める基準を満たさなければならない。

また、紙製容器包装の乾燥工程における加熱用燃料の燃焼時の排ガス処理については大気汚染防止法及び地方条例に定める基準を満たさなければならない。

（解説）

紙製容器包装の乾燥工程や固形化工程で何らかのガスが発生する可能性があることから、これを適正に処理することの可能な施設とすることが必要であり、これら排ガス処理については大気汚染防止法及び地方条例に定める基準を満たさなければならない。

また、紙製容器包装の固形化工程における加熱用燃料の燃焼時の排ガス処理については、燃焼炉の能力によっては大気汚染防止法のばい煙発生施設に該当するので、大気汚染防止法及び地方条例に定める基準を満たさなければならない。

①排ガスの処理

紙製容器包装の乾燥工程や固形化工程で何らかのガスが発生する可能性があることから、これを適正に処理することの可能な施設とすることが必要である。

②加熱用燃料の燃焼排ガスの処理

固形化工程における加熱用燃料の燃焼排ガスについては、燃焼炉の能力によっては大気汚染防止法のばい煙発生施設に該当するので、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物等について、大気汚染防止法及び地方条例に定める基準を満たさなければならない。

また、その他ダイオキシン類等についても、廃棄物焼却炉に準じた排出基準を満たすことが必要である。

## ４．５　排水処理

紙製容器包装の固形化工程で発生する排水の処理については、水質汚濁防止法及び地方条例等に定める基準値を満たさなければならない。

（解説）

紙製容器包装の固形燃料化施設の受け入れ設備及び排ガス処理工程等において、各種の排水が発生する場合、これら排水の処理については、ＢＯＤ、ＣＯＤ、ＳＳ、有害物質等に関する水質汚濁防止法に定める規制基準及び地方条例に定める基準値を満たさなければならない。

## ４．６　廃棄物処理

紙製容器包装の固形燃料の製造において、飛灰、燃焼灰などが残さとして発生する。固形燃料化施設では、これら残さの他に、固形燃料の製造工程で除去された固形燃料化不適物を系外に排出するときには、産業廃棄物として廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関連条例に定める規定に基づいて処理されなければならない。

（定義）

本技術指針では、紙製容器包装の固形燃料の製造において、同施設で製造した固形燃料、または他の燃料を加熱用の燃料として使用する際に発生する飛灰及び燃焼灰を燃焼残さと定義する。

（解説）

紙製容器包装の固形燃料の製造においては、同施設で製造した固形燃料、または他の燃料を加熱用の燃料として使用することが考えられる。この際、燃料の燃焼時に燃焼灰および飛灰が残さとして発生する。固形燃料化施設では、これら残さの他に、固形燃料の製造工程で除去された固形燃料化不適物などが廃棄物として発生する。これら廃棄物が系外に排出されるときには、産業廃棄物として廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関連条例に定める規定に基づいて処理されなければならない。

## ４．７　粉じん対策

紙製容器包装の固形燃料化施設で発生する粉じんについては発じんを抑制する設備、集じん設備などにより対策を講じることが必要である。

（解説）

紙製容器包装の固形燃料化施設においては、不燃物除去施設および乾燥機等で粉じんが発生する可能性がある。この粉じんについては、発じんを抑制する設備とする。あるいは、集じん設備を設置するなどにより粉じんが発生しないよう対策を講じることが必要である。

## ４．８　騒音・振動対策

紙製容器包装の固形燃料化施設で発生する騒音・振動については敷地境界において、それぞれ騒音規制法、振動規制法及び関連条例で定める基準値を満たさなければならない。

（解説）

紙製容器包装の固形燃料化施設においては、破砕機、粉砕機、成型機、送風機等で騒音や振動が発生する可能性がある。これら発生する騒音・振動については敷地境界において、それぞれ騒音規制法、振動規制法及び関連条例で定める基準値を満たさなければならない。

## ４．９　保管・貯蔵設備

紙製容器包装を固形化して得られる燃料については、保管中の増湿を防止する設備が必要である。このため、屋根、建屋等を設置し、増湿対策をとることが必要である。

（解説）

紙製容器包装を固形化して得られる燃料については、保管中の増湿を防止する設備が必要である。このため、屋根、建屋等を設置し、増湿対策をとることが必要である。

また、紙製容器包装１ｔ以上を保管・貯蔵する場合は指定可燃物となる。そこで、保管・貯蔵施設における保管量がそれを越える場合には、地方自治体が定める火災予防条例に基き貯蔵・取り扱い、消防法の規定を満たすとともに、所管消防署への届け出を行い、指示に従った対策を講じなければならない。

## ４．10　固形燃料の品質

紙製容器包装の固形燃料には水分、灰分、塩素等が含まれている。そこで、固形燃料の製造事業者は固形燃料の発熱量、性状（水分、塩素含有率、灰分等）について定期的な試験を行い、その結果を利用事業者に情報連絡することにより固形燃料の適正利用に努めなければならない。

（解説）

紙製容器包装の固形燃料には水分、灰分、塩素等が含まれている。また、発熱量はプラスチックのラミネート紙の含有率等により変化する。

そこで、固形燃料の利用にあたっては、固形燃料の製造事業者が予め品質検査を行い、その性状を提示することや、供給事業者と利用事業者とで品質の管理項目について合意を交わすこと等により不適正処理等を防止し、適正利用に務めなければならない。

なお、固形燃料の品質について管理することが望ましい項目については、下記「固形燃料の形状及び性状の管理項目」を参照のこと。

表　　固形燃料の形状及び性状の管理項目

| | |
|---|---|
| 形状 | |
| 寸法 | |
| かさ密度 | $g/cm^3$ |
| 発熱量（総、低位） | ｋcal/kg（ｋJ/kg） |
| 水分 | wt% |
| 灰分 | wt% |
| 窒素分 | wt% |
| 全塩素分 | wt% |
| 硫黄分 | wt% |

## ４．11　物質収支

紙製容器包装の固形燃料化施設が適正な施設として機能しているかを判断するために、その全体性能として固形燃料化施設の物質収支を管理することが必要である。

物質収支については、重量ベースで下記の式に定められた紙製容器包装の収率の基準値90%以上を確保することが必要である。

$$\text{紙製容器包装の収率} = \frac{\text{固形燃料生産量} - \text{添加物量}}{\text{引取量} - \text{異物量}} \times 100 \quad \%$$

（解説）

紙製容器包装の固形燃料化が適正な施設として機能しているかを判断するために、施設の全体性能として固形燃料化施設の物質収支を管理することが必要である。

なお､管理項目としては､下記のような項目に関して管理されていることが必要であり、物質収支については、重量ベースで下記の式に定められた紙製容器包装の収率で90%以上の基準を確保することが必要である。

（管理項目）

紙製容器包装の受け入れ量及び固形燃料化施設への投入量、添加物（バインダー、中和剤など）の投入量、固形燃料化不適物等の除去量、固形燃料の生産量及び自家使用量、固形燃料の利用事業者への販売量、副次生成物(残さ等)の量、固形燃料化不適物等の産業廃棄物としての排出量等

$$\text{紙製容器包装の収率} = \frac{\text{固形燃料生産量} - \text{添加物量}}{\text{引取量} - \text{異物量}} \times 100 \quad \%$$

注）

・異物とは、紙製容器包装以外の新聞、雑誌などの紙類、プラスチック、金属、ガラス、砂等及び水分、食品かすなどをいう。

・紙とプラスチックなどとの複合物については、重量比で多い方に分類される。

･添加物とは固形燃料の製造において加えるバインダーとしてのプラスチック､中和剤　の石灰等をいう。

（収率の考え方）

固形燃料化施設の収率については、再商品化するべき容器包装廃棄物について、再商品化される量の割合を定める。

容器包装廃棄物量は、固形燃料化することが可能なものを含め容器包装廃棄物以外のものを異物と定義して、引取量から減算することで表わされる。

再商品化される容器包装廃棄物量は、固形燃料化の際に添加されるプラスチック等を固形燃料生産量より減算することで表わされる。

なお、異物には固形燃料化可能な材料が含まれることが予想され、それが多い場合には収率が１を超えることもあり得る。しかし、収率は固形燃料生産量の管理指標ではないので問題とはならない。

この式に関して、引取り量に含まれる異物の計測は容易でない。つまり、収率は、通常管理する数値ではなく、計算上の数値として存在する。

しかし、この数値を定めることにより、不適正処理等の疑わしい事業者に対しては、異物の組成分析を行うこと等により収率の管理を行い、不適正処理を防止することが可能となる。

## ４．１２ その他

| |
|---|
| 紙製容器包装の固形燃料化施設は、廃棄物処理法、電気事業法等において定められた届け出および、施設の運転には廃棄物処理法、電気事業法、労働安全衛生法等で定められた資格が必要となる。 |

（解説）

紙製容器包装の固形燃料化施設は、廃棄物処理法、電気事業法等に該当するので、これらに関係する法規においてそれぞれ定められた届け出を行うとともに、施設の運転には廃棄物処理法、電気事業法、労働安全衛生法等で定められた資格が必要となる。なお、必要な資格および関連する法規制は以下のとおりである。

（必要な資格等）

①廃棄物処理法

ごみ処理施設技術管理者

②電気事業法

電気主任技術者

③労働安全衛生法

乾燥設備作業主任者技能講習修了者

酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者

玉掛け技能講習修了者

④公害防止組織整備法

大気関係

水質関係

騒音関係

（参考）

固形燃料化施設に関連する法規制

廃棄物処理法、公害防止組織整備法、大気汚染防止法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、消防法、労働安全衛生法、電気事業法、毒物及び劇物取締法、工場立地法、建築基準法、都市計画法、電波管理法、各地域の公害防止条例及びそれに基づく協定　等

## ５．　固形燃料利用施設

### ５．１　受け入れ設備

紙製容器包装の固形燃料の受け入れについては、受け入れ量の管理を行うことのできるよう計量装置を具備するとともに、受け入れ設備に関しては、火災対策、増湿防止対策等、受け入れ固形燃料の保管中の管理を行うことが必要である。

（解説）

紙製容器包装の固形燃料の受け入れについては、受け入れ量の管理を行うことのできるよう計量装置を具備するとともに、受け入れ設備に関しては、火災対策等、増湿防止対策等受け入れ固形燃料の保管中の管理を行うことが必要である。

①受け入れ紙製容器包装の固形燃料の量の把握

固形燃料製造事業者が固形燃料利用事業者に引き渡した量と固形燃料利用事業者が引き取った量の整合性を図るため、原則として双方において、受け渡し量の計量を行うことが必要である。そこで、紙製容器包装の固形燃料の受け入れについても、受け入れ量の把握を行うことのできるよう計量装置を具備しておくことが必要である。

②火災対策

紙製固形燃料１ｔ以上を貯留・保管する場合は指定可燃物となる。そこで、受け入れ設備における保管量がそれを越える場合には、地方自治体が定める火災予防条例に基き貯蔵・取り扱い、消防法の規定を満たすとともに、所管消防署への届け出を行い、所管消防署の指示に従った対策を講じなければならない。

③保管中の増湿防止対策

保管中の紙製容器包装の固形燃料については、保管中の増湿を防止する必要がある。そのため、屋根、建屋等を設置し、増湿防止対策をとることが必要である。

### ５．２　粉じん対策

紙製容器包装の固形燃料利用施設で発生する粉じんについては発じんを抑制する設備、集じん設備などにより対策を講じることが必要である。

（解説）

紙製容器包装の固形燃料利用施設においては受け入れ設備等で粉じんが発生する可能性があるので、発じんを抑制する設備の設置、集じん設備の設置などにより対策を講じることが必要である。

## ５．３　排ガス処理

紙製容器包装の固形燃料利用施設は、大気汚染防止法におけるばい煙発生施設に指定されるので、排ガス処理については、大気汚染防止法び地方条例等に定める基準値を満たすことが必要である。

（解説）

排ガス処理については、大気汚染防止法び地方条例等に定める基準値を満たすことが必要である。紙製容器包装の固形燃料利用施設は、燃焼炉の能力によっては大気汚染防止法におけるばい煙発生施設に指定されており、排ガス処理については、同法及び地方条例に定める基準を満たさなければならない。

①大気汚染防止法の指定物質の処理

固形燃料の燃焼により発生する硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物を系外に排出するときは大気汚染防止法等に定められた規制基準値以下にしなければならない。

②その他の排ガスの処理

ダイオキシン類については、１年に１回測定を行い廃棄物焼却炉に準じた排出基準を満たすことが必要であり、測定結果の提出を求められたときには開示しなければならない。

## ５．４　排水処理

紙製容器包装の固形燃料利用施設の排水処理については、水質汚濁防止法及び地方条例等に定める基準値を満たすことが必要である。特に、燃焼排ガスを湿式処理する際に発生する排水については適正な管理を行うことが必要である。

（解説）

紙製容器包装の固形燃料をボイラー燃料に使用し、燃焼排ガスを湿式処理する際に発生する排水については適正な管理を行うことが必要である。

これら排水の処理については、ＢＯＤ、ＣＯＤ、ＳＳに関する水質汚濁防止法に定める規制基準及び地方条例に定める基準を満たすことが必要である。

## ５．５　廃棄物処理

紙製容器包装の固形燃料を燃焼することにより発生する、燃焼灰やばいじん（飛灰）等を系外に排出するときには、産業廃棄物として廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関連条例に定める規定に基づいて処理されなければならない。

（定義）

本技術指針では、紙製容器包装の固形燃料を燃焼したときに発生する燃焼灰や紙に含まれる灰分や燃焼により発生した塩化水素の中和物などのばいじん（飛灰）を残さと定義する。

（解説）

紙製容器包装の固形燃料を燃焼することにより、燃焼灰や紙に含まれる灰分や燃焼により発生したばいじん（飛灰）が残さとして発生する。

これら残さの他に、固形燃料利用施設で発生する廃棄物を系外に排出するときには、産業廃棄物として廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関連条例に定める規定に基づいて処理されなければならない。

## ５．６　騒音・振動対策

紙製容器包装の固形燃料利用施設で発生する騒音・振動については敷地境界において、それぞれ騒音規制法､振動規制法及び関連条例で定める基準値を満たさなければならない。

（解説）

紙製容器包装の固形燃料利用施設においては、ボイラー等の送風機や計装用空気圧縮機等で騒音や振動が発生する可能性がある。これら発生する騒音・振動については敷地境界において、それぞれ騒音規制法、振動規制法及び関連条例で定める基準値を満たさなければならない。

５．７　エネルギー収支

紙製容器包装の固形燃料利用施設が、固形燃料の高度利用の観点から適正な施設として機能しているかを判断するために、施設の全体性能として同施設のエネルギー収支を管理することが必要である。

エネルギー収支としては、熱量ベースで下記の式で定められた①ボイラー効率及び②エネルギー利用率で管理するものとし、ボイラー効率７５％以上で、且つ、エネルギー利用率７０％以上の基準を満たさなければならない。

①ボイラー効率

$$\text{ボイラー効率}=\frac{\text{有効出熱（発生蒸気保有熱量－給水保有熱量）}}{\text{燃料低位発熱量＋その他入熱（空気顕熱等）（ＪＩＳＢ８２２２を適用）}}\times 100\quad\%$$

②エネルギー利用率

$$\text{エネルギー利用率}\quad=\frac{\text{熱利用量＋電力発生量（一次エネルギー換算値）}}{\text{燃料低位発熱量＋その他入熱（空気顕熱等）}}\times 100\quad\%$$

（解説）

容器包装の固形燃料利用施設が、固形燃料の高度利用の観点から適正な施設として機能しているかを判断するために、施設の全体性能として同施設のエネルギー収支を管理することが必要である。

なお、管理項目としては、下記の項目に関して管理されていることが必要であり、固形燃料利用施設で使用した固形燃料の発熱量、回収した熱量、回収した熱量の熱利用及び電力への変換量について管理することが必要である。

エネルギー収支としては、熱量ベースで下記の式で定められた①ボイラー効率及び②エネルギー利用率で管理するものとし、ボイラー効率で７５％以上で、且つ、エネルギー利用率７０％以上を満たさなければならない。

なお、ボイラー効率及びエネルギー利用率については、原則として実績値で管理し、施設稼動前においては設計値を用いる。

また、熱利用において季節や時間帯により負荷変動がある場合は、年間全体の平均値を用いる。

（管理項目）

紙製容器包装の固形燃料の受け入れ量およびボイラー等への投入量、投入した固形燃料の発熱量、ボイラでの回収熱量、電力発生量、電力使用量、電力及び熱（蒸気、温水等）の利用事業者への販売量、熱（蒸気、温水等）の自家消費量

①ボイラー等での熱回収

$$\text{ボイラー効率} = \frac{\text{有効出熱（発生蒸気保有熱量－給水保有熱量）}}{\text{燃料低位発熱量＋その他入熱（空気顕熱等）}} \times 100\% >= 75\%$$

（ＪＩＳＢ８２２２を適用）

・セメントキルンについては、ボイラー効率を適用しない。

②エネルギー利用率

$$\text{エネルギー利用率} = \frac{\text{熱利用量＋電力発生量（一次エネルギー換算値）}}{\text{燃料低位発熱量＋その他入熱（空気顕熱等）}} \times 100 >= 70\%$$

・電力発生量は発電端とし、プラント使用量は考慮しない
・他の燃料と混合して利用する場合は、全体のボイラー効率およびエネルギー利用率で管理する。
・一次エネルギー換算値は、主要各国の汽力発電所の発電端効率等と同等以上の効率を前提に、０．３９を用いる。
・セメント焼成利用については、ＥＰ排ガス損失、調湿用熱、放射損失を損失として、燃料低位発熱量から損失を減算した数値の燃料低位発熱量に対する割合をエネルギー利用率とする。（詳細については、参考資料. セメントキルンにおけるエネルギー利用率の考え方を参照）

５．８　その他

| |
|---|
| 紙製容器包装の固形燃料利用施設は、公害防止組織整備法、省エネルギー法、労働安全衛生法、電気事業法等において定められた届け出を行うとともに、施設の運転には、公害防止組織整備法、省エネルギー法、労働安全衛生法、電気事業法等で定められた資格が必要となる。 |

(解説)

紙製容器包装の固形燃料利用施設は、公害防止組織整備法、省エネルギー法、労働安全衛生法、電気事業法に該当し、これら法規において定められた届け出を行うとともに、施設の運転には公害防止組織整備法、省エネルギー法、労働安全衛生法、電気事業法等で定められた資格が必要となる。なお、必要な資格および関連する法規制は以下のとおりである。

(必要な資格等)

①公害防止組織整備法

大気関係、水質関係、騒音関係

②省エネルギー法

熱管理士、電気管理士

③労働安全衛生法

安全管理者、ボイラー技士

④電気事業法

ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者

⑤毒物・劇物取締法

毒物劇物取り扱い責任者

(参考)

固形燃料利用施設に関連する法規制

廃棄物処理法、公害防止組織整備法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、消防法、労働安全衛生法、電気事業法、熱供給事業法、毒物及び劇物取締法、工場立地法、建築基準法、都市計画法、電波管理法、各地域の公害防止条例及びそれに基づく協定等

以上

（参考）

# セメントキルンにおけるエネルギー利用率の考え方

１．セメント焼成工程の概要

図１に代表的な仮焼炉、排熱ボイラ付きセメント焼成工程のフローシートを示す。プレヒータ最上段サイクロンに投入された乾燥粉砕調合済みのセメント原料はプレヒータの 4～5 段のサイクロンでロータリーキルンの燃焼排ガスと熱交換、さらにプレヒータ中程に設けられた仮焼炉の燃焼熱などにより原料粘土中の結晶水の離脱、石灰石の分解（脱炭酸）の大半が完了して、ロータリーキルンに入る。ロータリーキルン内では、石灰石の分解とクリンカ鉱物の生成が、最高 1450℃程度の高温で行われる。生成したクリンカはクリンカクーラで燃焼用空気（キルンバーナ用二次空気および仮焼炉用燃焼空気）と熱交換することによって冷却されて系外に出る。

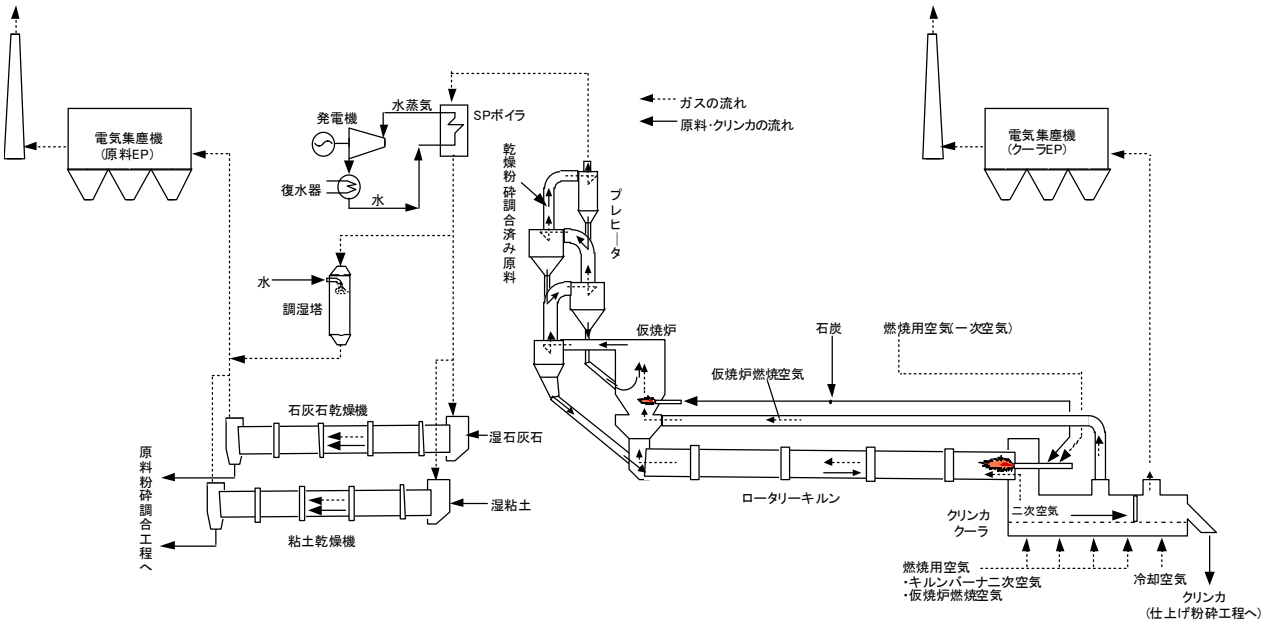


**図１　セメント焼成工程フローシート**

２．セメントクリンカ焼成工程に投入される熱エネルギー

セメントクリンカ焼成に用いられる燃料は以下の通りである。燃焼熱以外の熱源としては原燃料の顕熱があるが量的にはわずかである。また、焼成後のクリンカの保有熱の一部は、クリンカクーラに吹き込まれた燃焼用空気との熱交換により、焼成エネルギーとして循環使用される。

主　燃　料：キルンバーナおよび仮焼炉バーナで主に使用される燃料のことで、我が国の場合、ほとんどが石炭（微粉炭）である。

副　燃　料：廃タイヤ、廃油、廃プラスチックなど、可燃性成分の割合が高く主燃料に近い使い方のできるもの（含廃棄物）を言う。廃油など液状の場合は仮焼炉およびキルンバーナで使用される。廃タイヤはそのまま、またはカットしてキルン後部（窯尻部）へ投入されるのが普通であるが、ガス化して仮焼炉およびキルンバーナで使用することも可能である。

可燃性原料：ボタ、廃白土など主成分がシリカ、アルミナ等でセメント原料として使用されるが、含有する油分などの可燃分を熱源として利用できるものを言う。他の原料と共に乾燥粉砕して使用される。

３．セメントクリンカ焼成に必要なエネルギー
クリンカの焼成は以下の４段階を経て行われる。

１゜原料（石灰石、粘土など）の加熱
２゜粘土中のカオリンの脱水（結晶水の離脱 at 450℃）
３゜石灰石の分解（脱炭酸 at 900℃）
４゜クリンカ鉱物の生成（at 1400℃～1450℃）

上記の各反応に必要な熱量とそれぞれの反応温度までの加熱に必要な熱量の合計がセメントクリンカの焼成に必要なエネルギーである。反応熱、比熱などは、原料の化学組成より計算される。

４．セメントクリンカ焼成におけるエネルギー利用率の考え方
４．１．セメントクリンカ焼成段階でのエネルギ利用
上述のクリンカ焼成に必要なエネルギーから、循環熱（製品クリンカと熱交換した燃焼用空気により供給される熱）を差し引いたものが、クリンカ焼成エネルギとして有効に利用された熱量となる。

４．２．燃焼排ガスのエネルギー利用
プレヒータを出た燃焼ガスの顕熱は、排熱ボイラで回収され排熱発電の熱源として利用される。実際にエネルギーとして有効に利用されるのは発電電力であり、これを一次エネルギー換算したものを有効利用エネルギーとしてカウントする。排熱ボイラでも回収されなかった燃焼ガス顕熱は、後続の石灰石ドライヤおよび粘土ドライヤで乾燥用熱源として有効に利用される。原料中の水分が少ない場合には排ガス径路終端の原料 EP（電気集塵機）の集塵効率維持のため、調湿塔から水を噴霧する。この調湿水の昇温と蒸発に使用された熱は有効利用とはみなさず、損失として計上する。

４．３．まとめ
以上述べたエネルギー利用の考え方を図２にまとめて示す。エネルギー利用としてカウントすべき項目には下線を付してある。実際の工程では、燃焼用空気との熱交換後のクリンカはさらに冷却され、その冷却空気はクーラ EP を経て大気へ排出される。すなわち、図中のクリンカ保有熱とはクリンカクーラから出たクリンカの顕熱とクーラ EP 排気へ移行した顕熱との合計を意味している。

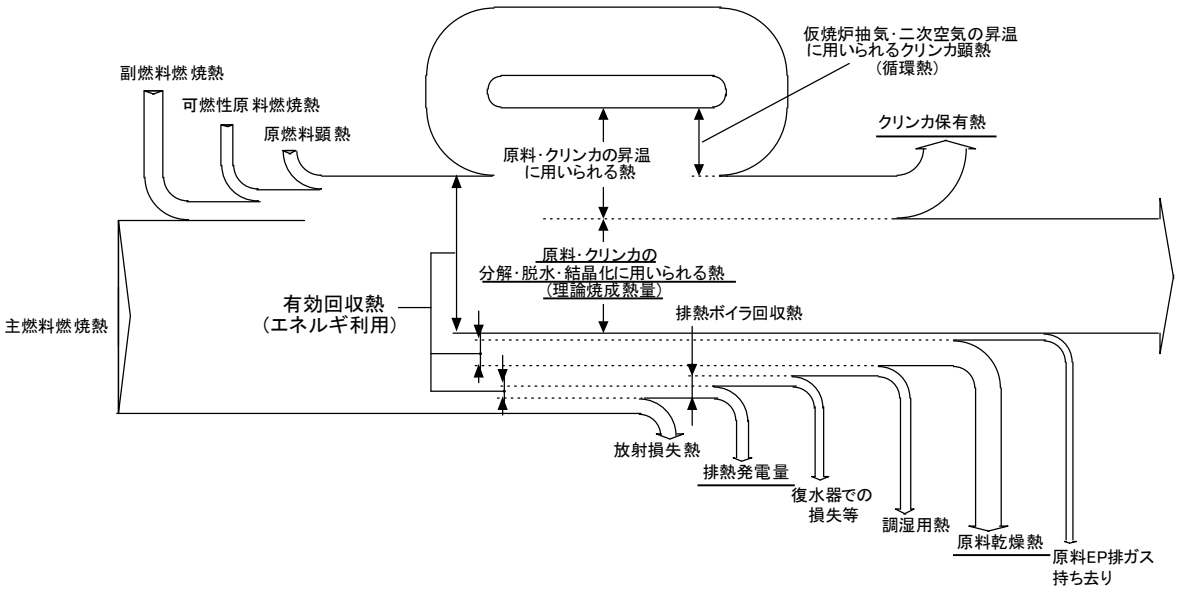


**図2　セメント焼成工程　におけるエネルギ利用の考え方**

以上

資料１１

平成 29 年 7 月 1 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

紙容器事業部

（改定日：平成 28 年 7 月 1 日）

# オンラインによる事業者登録申請の概要
# （紙製容器包装・固形燃料化事業者）

オンラインによる事業者登録の申込方法は以下をご参照ください。なお、「オンラインによる事業者登録の手続きについて」もあわせてご確認をお願いします。

（１）事業者登録申請書類の構成

① 様式類（定められた様式で提出する書類）

| 書類名 | 施設ごと | 作成方法 | 提出方法 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 様式１：紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者登録申込書 | | オンライン入力後印刷 | オンライン及び印刷書類を郵送 | 印刷した書類に必ず代表者の署名押印をしてください |
| 様式１－②：紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者（固形燃料化）登録申請書 | | オンライン入力後印刷 | オンライン及び印刷書類を郵送 | |
| 様式２：紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者（固形燃料化）登録申込書 | ○ | オンライン入力後印刷 | オンライン及び印刷書類を郵送 | |
| 様式３：紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者（固形燃料化）登録申込書 | ○ | オンライン入力後印刷 | オンライン及び印刷書類を郵送 | |
| 様式１－③：紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者（固形燃料化）登録申込書 | | 書類をダウンロード（印刷）して記入 | 記入した書類を郵送 | 新規登録申請事業者のみ |
| 様式２－②：紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者（固形燃料化）登録申込書 | ○ | オンライン入力後印刷 | オンライン及び印刷書類を郵送 | |
| 様式４：紙製容器包装再商品化製品引き取り同意書（固形燃料化事業者用） | | オンライン入力後印刷 | オンライン及び印刷書類を郵送 | 再商品化製品利用事業者の署名押印必要 |
| 様式５：紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者（固形燃料化）登録申込書 | ○ | 書類をダウンロード（印刷）して記入 | 記入した書類を郵送 | 施設（工場）の新設又は改造実施中の事業者のみ |
| 提出書類チェックリスト（固形燃料化事業者用） | | 同上 | 同上 | |

② その他提出書類

経営関連の提出書類、施設関連の提出書類等は、全て紙の書類で提出していただきます。オンラインの対象ではありません。

（２）書類の提出

上記の提出書類チェックリストを確認の上、様式１～５、提出書類チェックリスト、経営関連、施設関連等の全ての書類をそろえた上で、正副（コピー）２部を平成 29 年 7 月 31 日（月）（当日消印有効）までに簡易書留にて書類を郵送してください。なお、オンラインによる入力や修正は 31 日の 17:00 まで可能ですが、送付書類に 31 日（月）までの消印がない場合はオンライン入力データが無効となりますのでご注意ください。

（３）注意事項

オンラインで入力した様式１、様式１－②、様式２、様式３のデータと協会へ郵送で提出する様式１、様式１－②、様式２、様式３の内容は必ず同一となるようにしてください。印刷後にオンライン修正した場合は、必ず修正後の書類を再度印刷し、期日までに郵送いただく必要があります。

資料１２

平成 29 年 7 月 1 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

# オンラインによる事業者登録の手続きについて

## （紙製容器包装・固形燃料化）

オンラインでの事業者登録のお申込方法は以下をご参照ください。尚、末尾の３０年度オンライン手続きの流れ（予定）もあわせてご確認をお願いします。

## １．オンラインによる事業者登録申請の流れ

**１．事業者登録に必要な書類の入手** （ページ 4）

・・・「最新のお知らせ」から事業者登録に必要な書類のダウンロードを行います。
資料は登録説明会に持参頂くものがありますのでご確認ください。

↓

**２．登録説明会の参加申込み** （ページ 6）

・・・「登録説明会出欠入力」で登録説明会の出席者名や連絡先の入力を行います。
回答期限　平成 29 年 7 月 10 日（月）　23:00（オンライン終了）

↓

**３．登録説明会へのご参加**

平成 29 年 7 月 12 日（月）13:00～15:00　浜松町東京會舘「チェリールーム」
（世界貿易センタービル３９Ｆ）

※開始時間が昨年とは異なり、13:00 からとなっておりますのでご注意ください。

↓

**４．登録申込：事業者基本情報の入力** （ページ 8）

・・・貴社の社名、代表者名、所在地などの入力を行います。

↓

**５．登録申込：本社担当者の入力** （ページ 11）

・・・貴社のご担当者名、ご連絡先などの入力を行います。

↓

**６．登録申込：工場基本情報の入力** （ページ 12）

・・・再生処理施設の名称、所在地などの入力を行います。

↓

**７．登録申込：工場属性情報の入力** （ページ 15）

・・・再生処理施設の能力などの入力を行います。

施設ごとに繰り返し入力します

↓

**８．登録申込：事業者事業状況情報の入力** （ページ 18）

・・・貴社の事業状況の入力を行います。

↓

次ページへ

前ページから

**９．登録申込：製品利用事業者情報の入力** (ページ 19)

・・・製品利用事業者の社名、代表者名、所在地などの入力を行います。**引取同意書情報を入力する前に行っていただく必要があります。**

**１０．登録申込：製品利用事業者工場情報の入力** (ページ 21)

・・・製品利用事業者の施設、所在地などの入力を行います。**引取同意書情報を入力する前に行っていただく必要があります。**

**１１．登録申込：引取同意書情報の入力** (ページ 23)

・・・製品利用事業者が引き取りを行う量などの入力を行います。

**１２．登録申込：状況確認（印刷および申請）** (ページ 25)

・・・登録申込書を印刷し、登録申込を行います。
修正を行った場合も再度登録申込書を印刷してください。

**１３．送付書類の確認および郵送**

１でダウンロードした「「紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者登録」の申請方法について」及びその他関連書類をご参照いただき、「チェックリスト」による確認を行った上で、**１２で印刷した書類と手書き記入した提出書類および添付書類**を郵送してください。オンライン入力の訂正を含む書類の訂正が発生した場合は再度郵送していただく必要があります（いずれも書類は返却しません）。

提出期限　平成 29 年 7 月 31 日（月）（当日消印有効）

**登録申込完了**

## ２．オンラインお申込受付期間・時間

受付期間　：　平成２９年７月３日（月）～　**７月３１日（月）**

受付時間　：　7:00　～　23:00（土日祝日も利用可能）　**但し７月３１日（月）は17:00まで**

期限までお申込内容の修正が可能です。

※）登録説明会のお申し込みは**７月１０日（月）**までですのでご注意ください。

※）登録申込書を郵送後に修正を行った場合は、登録申込書を再度印刷して郵送してください。（７月３１日（月）消印有効）

## ３．オンラインに関するお問い合わせ先

事業者登録申込のオンライン操作のお問い合わせは下記へお願いします。

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会　オペレーションセンター

電話　０３－５６１０－６２６１

ＦＡＸ　０３－５６１０－６２４５

受付時間　：　9:30　～　17:30（土日祝祭日は除く）

※）オンライン受付時間とは異なりますのでご注意ください。

## ４．オンラインご利用の動作環境

（１）パソコン：　Windows 7(SP1 以上)、Windows 8.1(Update1) 、Windows 10

（２）ブラウザ：Windows 7 (SP1 以上) / IE 11.0
Windows 8.1 (Update1) / IE 11.0
Windows 10 / IE 11.0

注１）Windows 8.1 および Windows 10 をご利用の方はデスクトップモードの IE をご利用ください。

注２）Windows および IE 環境は、Windows Update にて Windows 用更新プログラムを最新化してください。

注３）Windows XP、Windows Vista、Windows 8 は対応しておりません。

**ログインにはブラウザのインターネットオプションの設定が必要な場合があります。（設定内容は「オンライン手続き」画面の下欄「ログインできない場合はこちらをご確認ください」をクリックしてオンライン操作Ｑ＆Ａを参照してください）**

（３）印刷時に必要な環境
プリンタ
印刷用ソフト：Adobe Reader 9.0 以上
※ヘルプページでダウンロードできます。
※ブラウザの設定についてはヘルプページに詳しい説明があります。

（４）推奨解像度等
推奨画面解像度　1024×768 ピクセル、 推奨ブラウザフォントサイズ　中

## ５．オンラインでの操作方法（オンライン操作マニュアル）

### （1）　事業者登録に必要な書類の入手

ログインすると以下のトップページが表示されます。

最新のお知らせに掲載されている「平成 30 年度 再生処理事業者の事業者登録について」をクリックして、お知らせ内容をご参照ください。

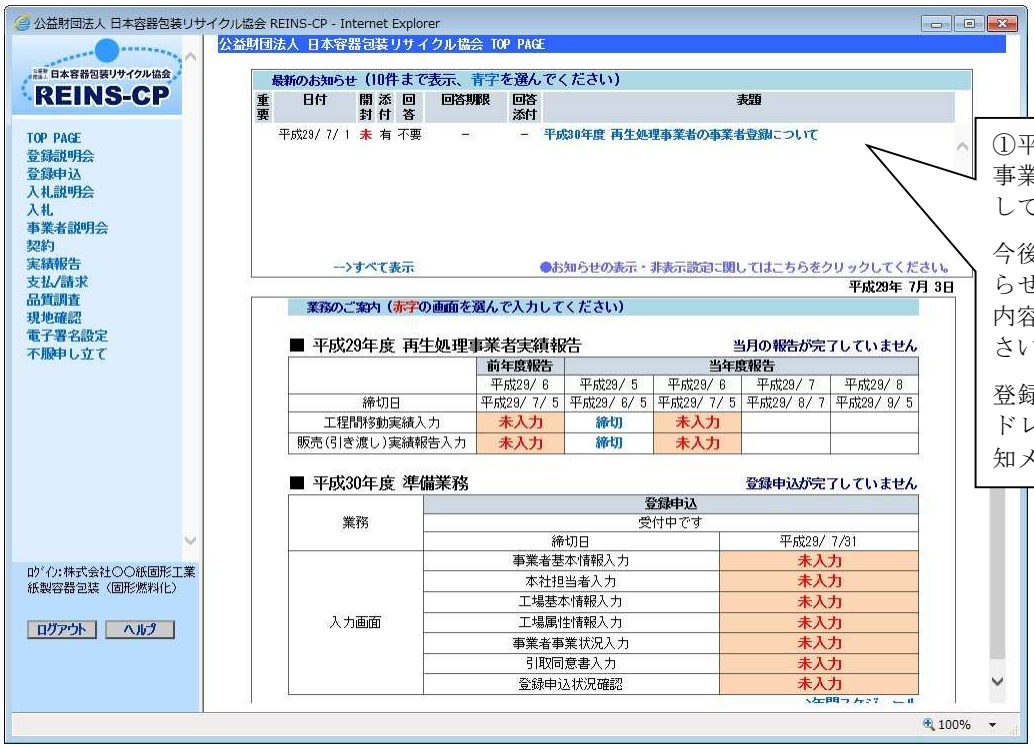


①平成 30 年度 再生処理事業者の事業者登録について」をクリックしてください。

今後も未開封（赤色表示）のお知らせは必ず表題をクリックして内容を確認し、開封済にしてください。

登録申込でご登録頂くメールアドレスへ協会からのお知らせ通知メールが送信されます。

内容欄の「登録申請書類一式」をクリックすると、登録申込に必要な書類のダウンロードが行えます。必ずダウンロードして内容をご精読ください。ダウンロードが終了したら、「登録説明会出欠入力」をクリックして登録説明会の開催日時､場所のご確認と出席者のお名前などを入力してください。

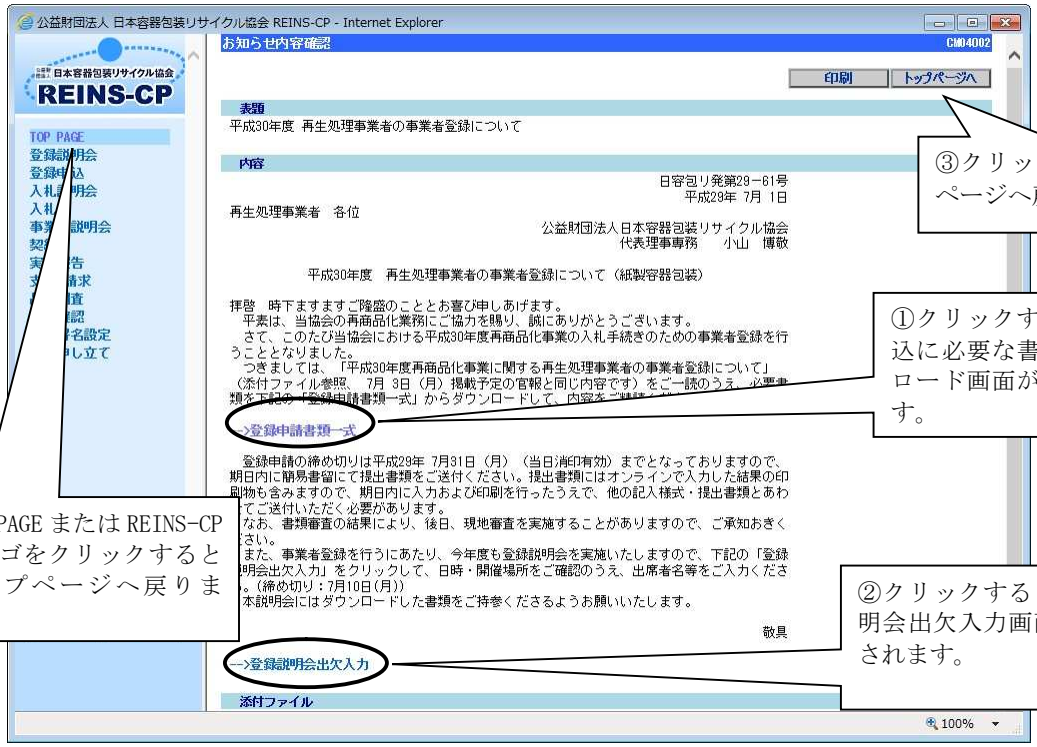


③クリックするとトップページへ戻ります。

①クリックすると登録申込に必要な書類のダウンロード画面が表示されます。

TOP PAGE または REINS-CP のロゴをクリックするとトップページへ戻ります。

②クリックすると登録説明会出欠入力画面が表示されます。

下記画面から書類をダウンロードして、必ず内容をご精読ください。

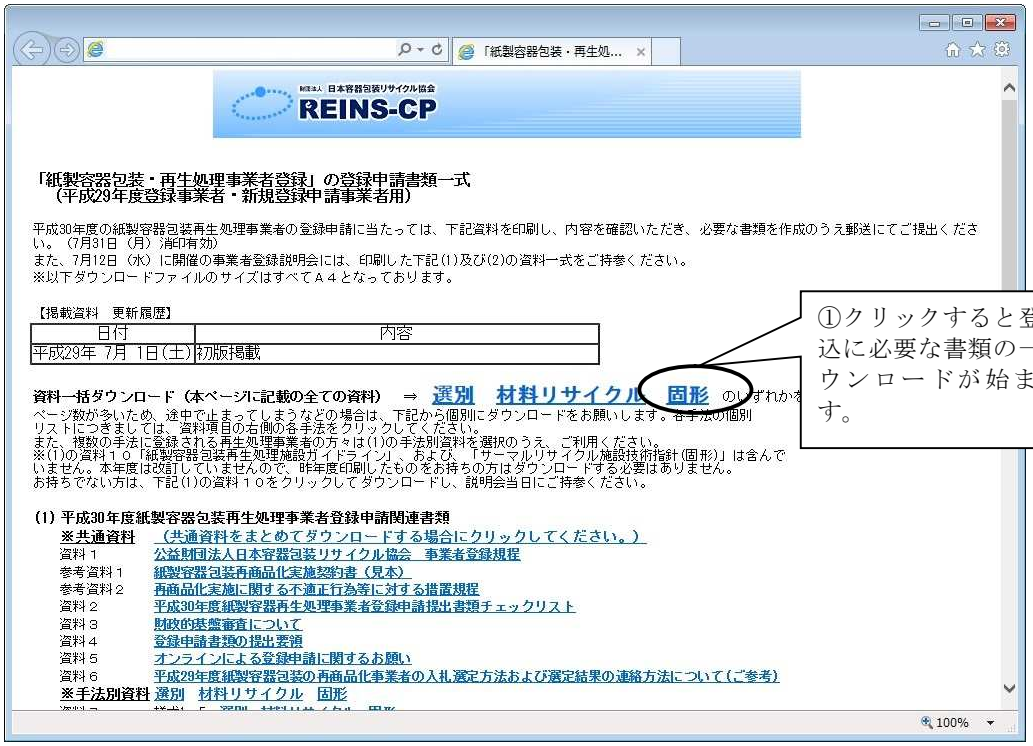

## （2） 登録説明会の参加申込み

前項（１）のお知らせ画面または、左側のメニューの「登録説明会出欠入力」から登録説明会出欠入力を開始します。開催場所、開催日時などをご確認いただき、該当欄へ入力してください。入力が完了しましたら、次へボタンをクリックしてください。

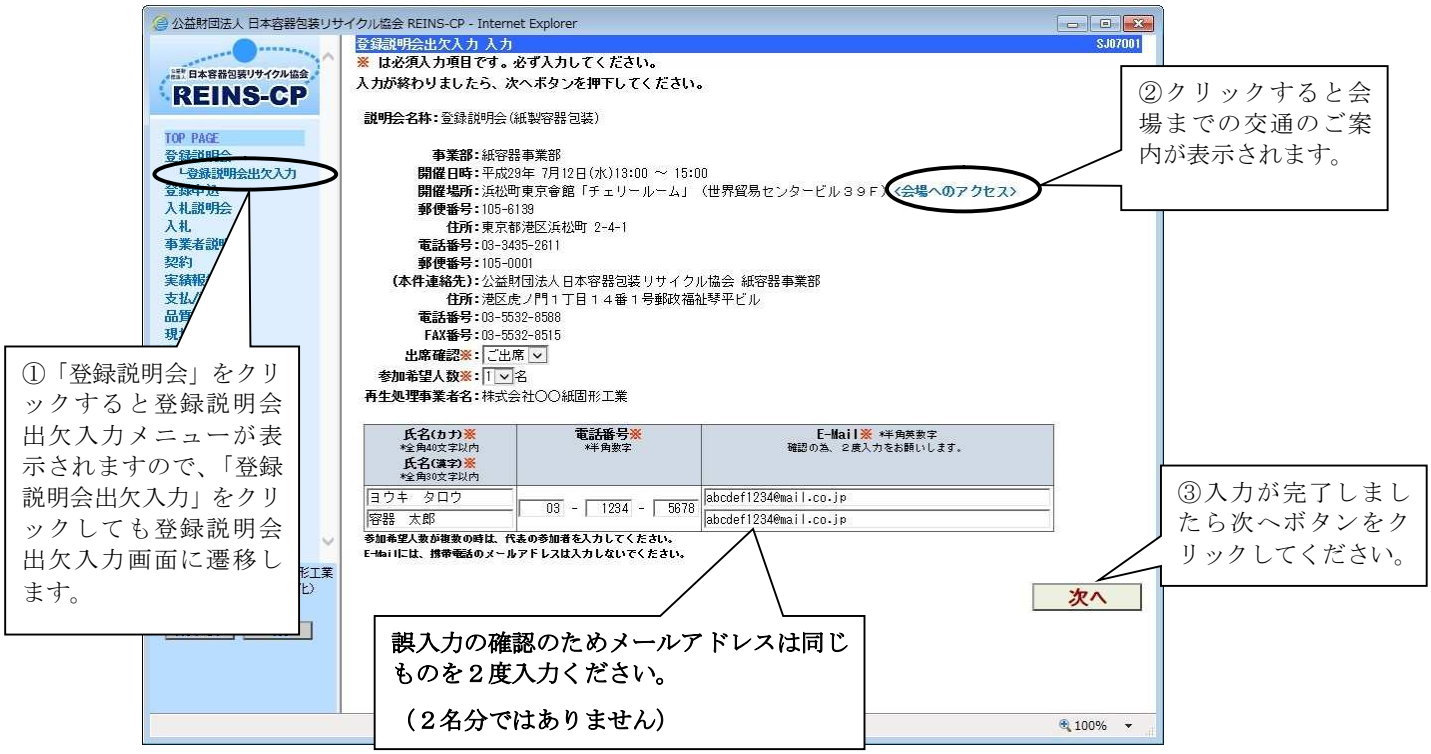


次へボタンをクリックすると、確認画面が表示されます。入力内容に間違いがないか確認し、間違いがなければ登録ボタンをクリックしてください。

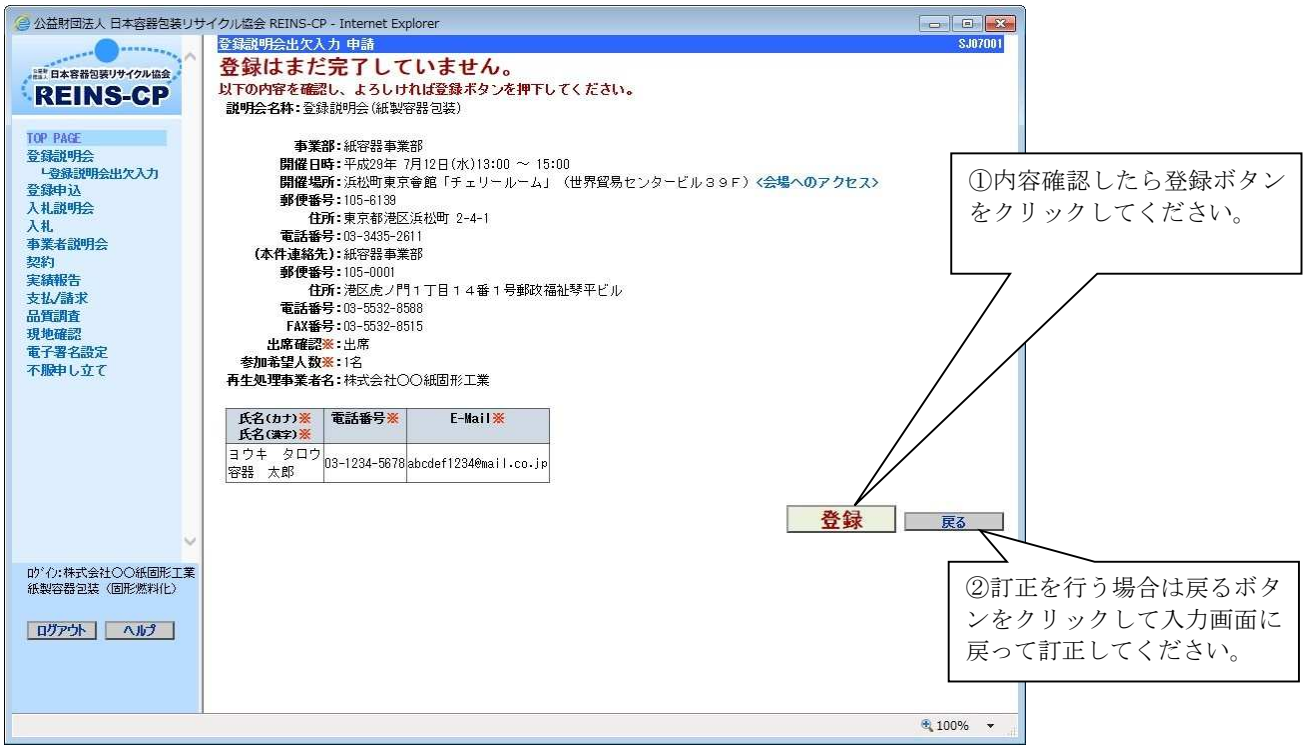

以下の画面が表示されると、登録説明会の出欠入力は完了です。入力していただいたメールアドレスへ確認メールが送信されます(メールが送信されない場合は、お問い合わせ窓口にご連絡ください)。

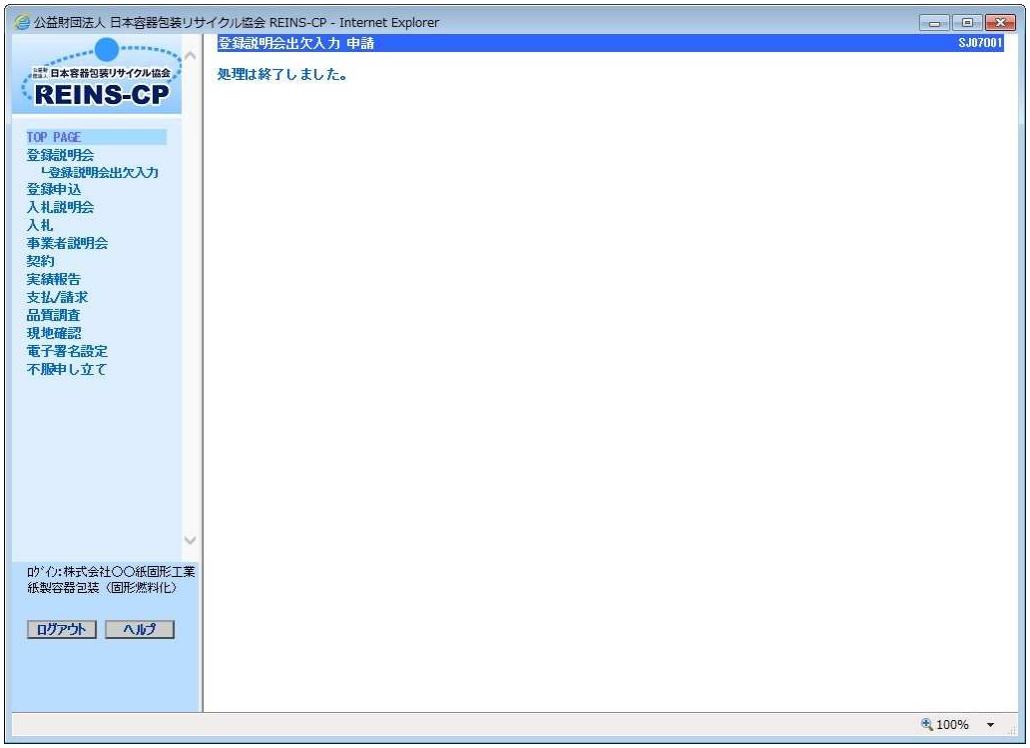

### （3） 事業者基本情報の入力（様式１）

ログイン後に表示されるトップページの「業務のご案内」もしくは左側のメニューの「事業者基本情報入力」から事業者基本情報入力を開始します（画面中央の赤字の未入力またはメニューの事業者基本情報入力をクリックします）。

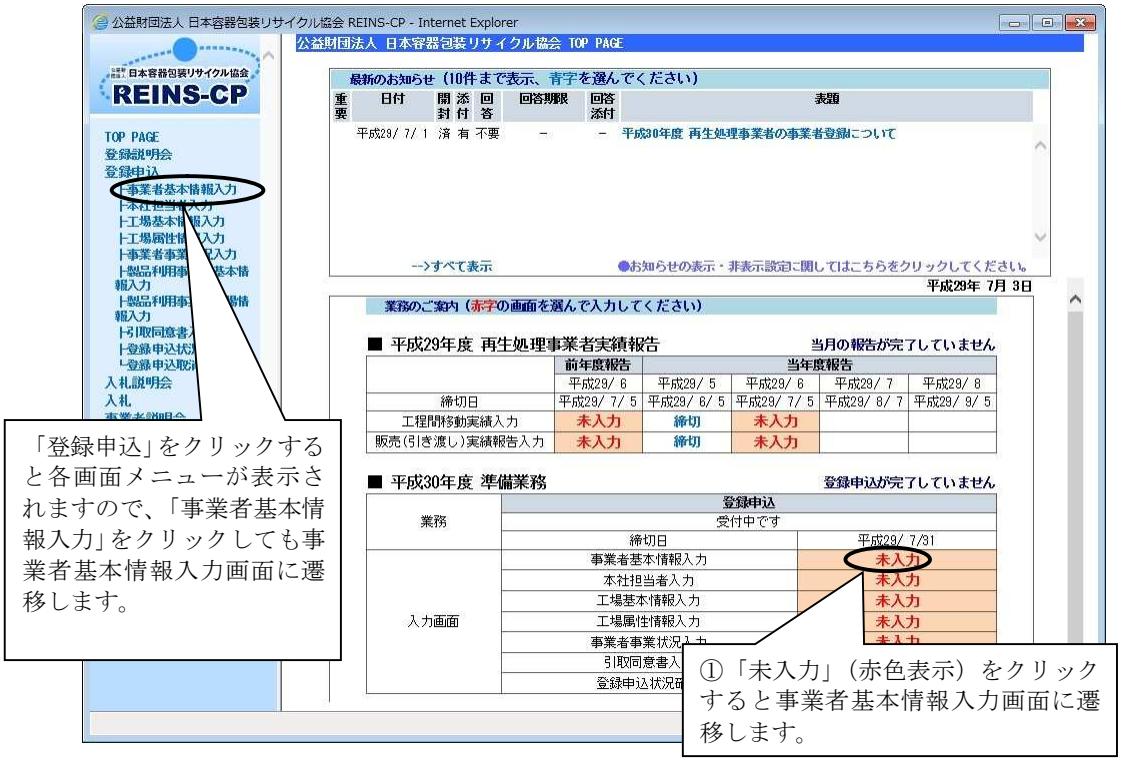


事業者基本情報入力画面が表示されますので、入力ボタンをクリックします。

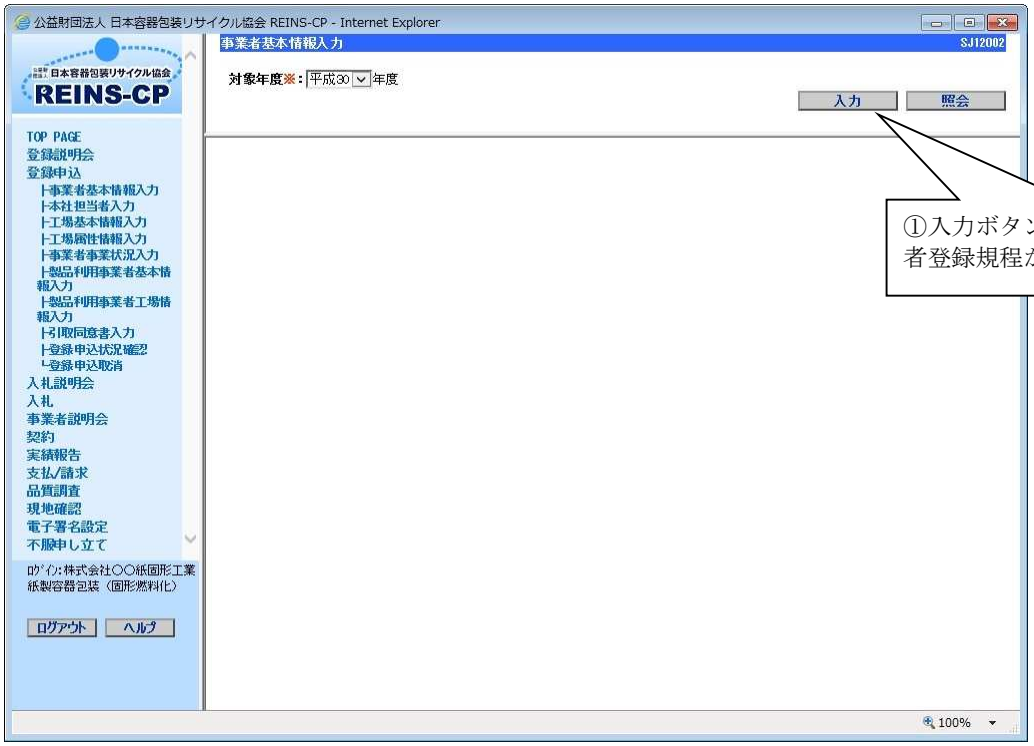

下記の事業者登録規程が表示されましたら、規程についてご精読いただき、ご了承される場合は了承ボタンをクリックし、入力画面に進んでください。ご了承されない場合は登録申込が行えません。

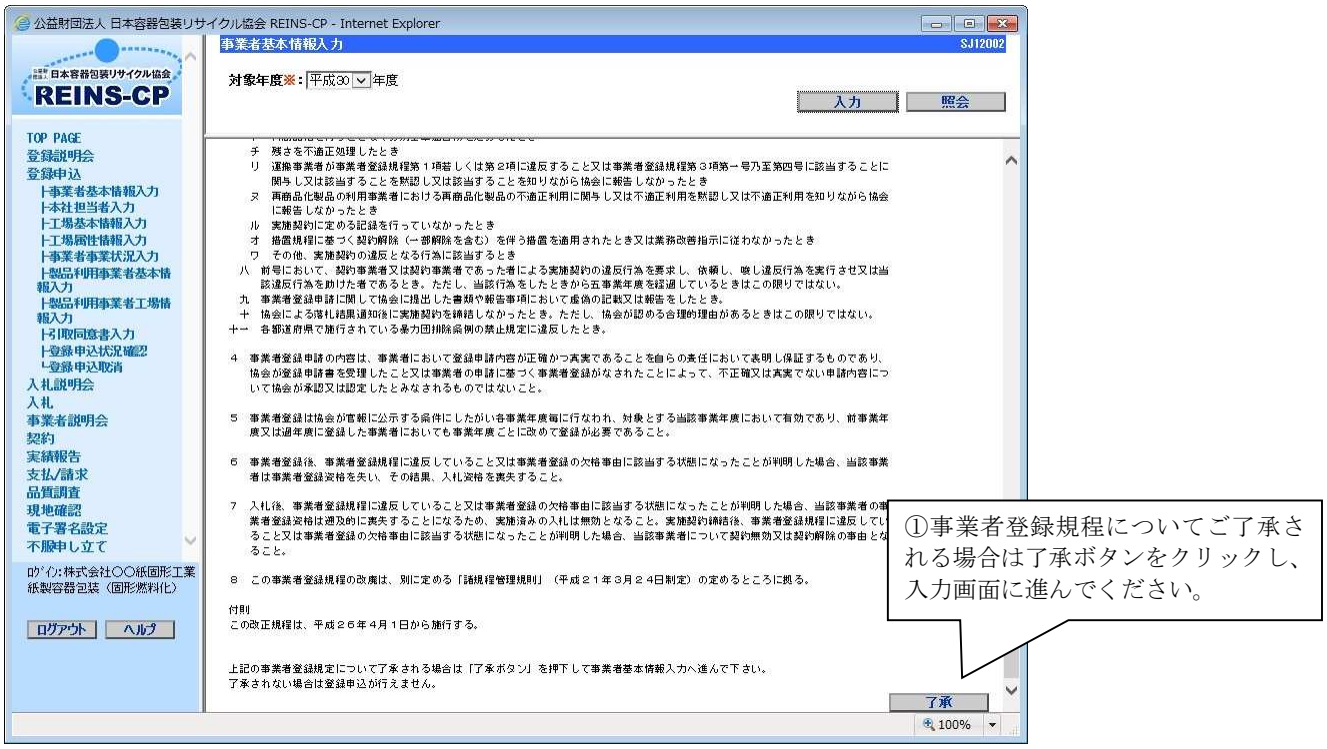


事業者登録規程について了承すると事業者基本情報入力画面が表示されますので該当欄へ入力をしてください。入力が完了しましたら次へボタンをクリックしてください。なお、前年度登録されている方は、過去情報引用ボタンをクリックすると該当欄に前年度の内容が表示されますので、確認のうえ変更があれば修正してください。

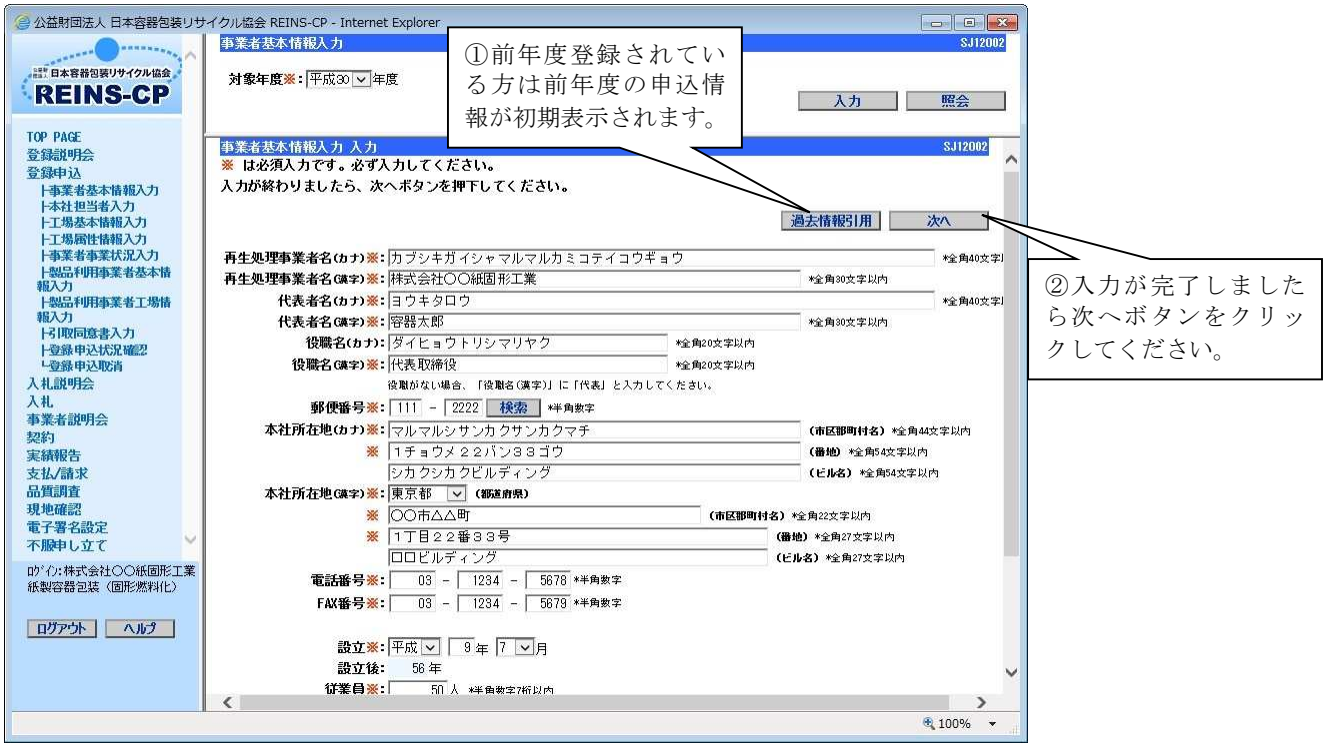

次へボタンをクリックすると、確認画面が表示されます。入力内容に間違いがないか確認し、間違いがなければ登録ボタンをクリックしてください。

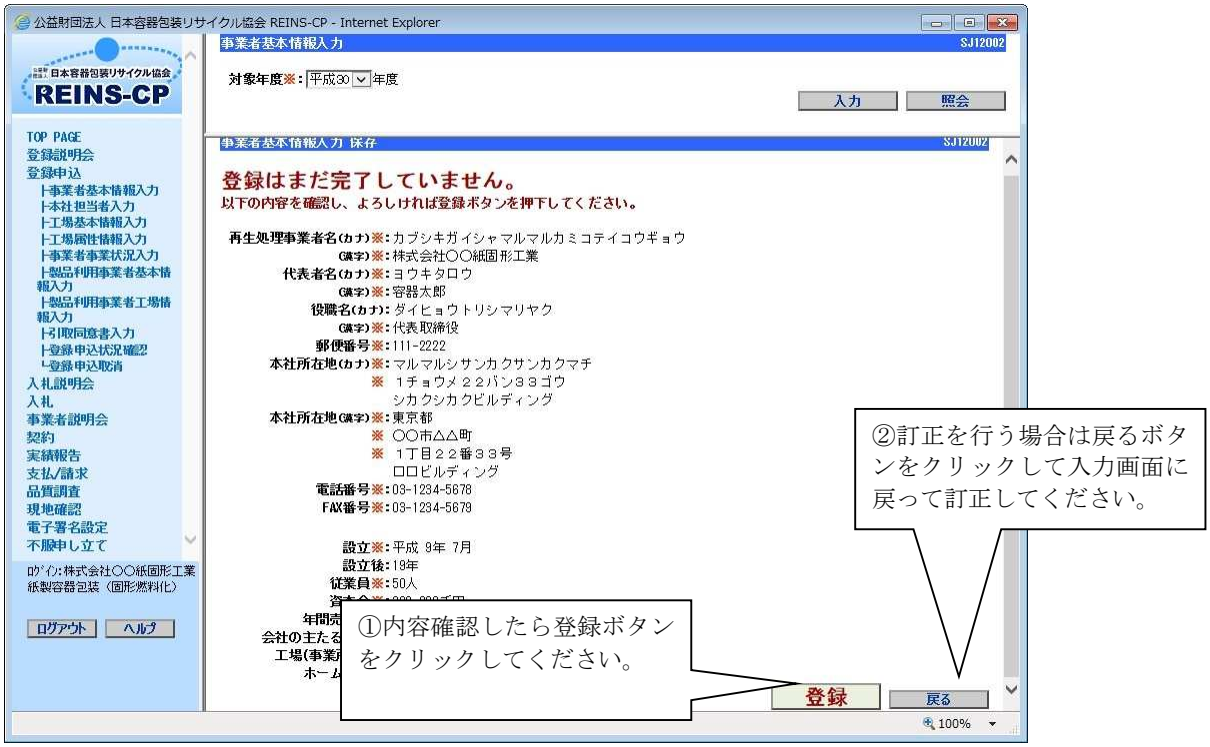


保存が完了すると下記の画面が表示されます。次の入力画面を選択します。

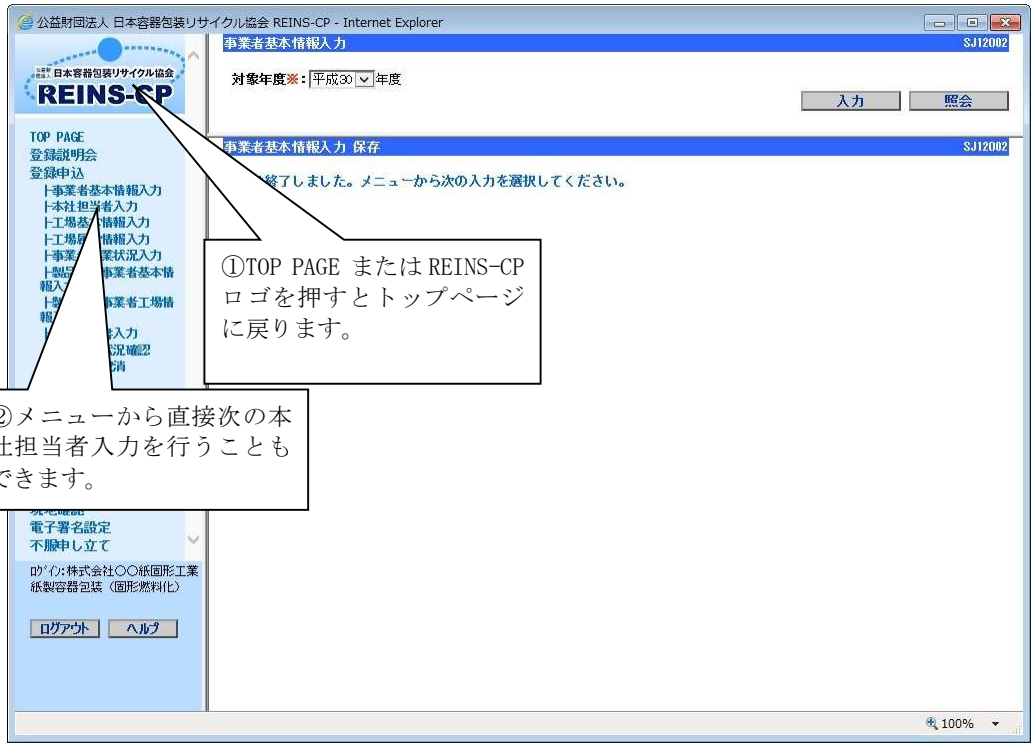


以上で事業者基本情報入力が完了します。

## （4） 本社担当者の入力（様式１）

ログイン後に表示されるトップページの「業務のご案内」もしくは左側のメニューの「本社担当者入力」から本社担当者入力を開始します。

入力ボタンをクリックすると下記の画面が表示されます。入力が完了しましたら次へボタンをクリックしてください。

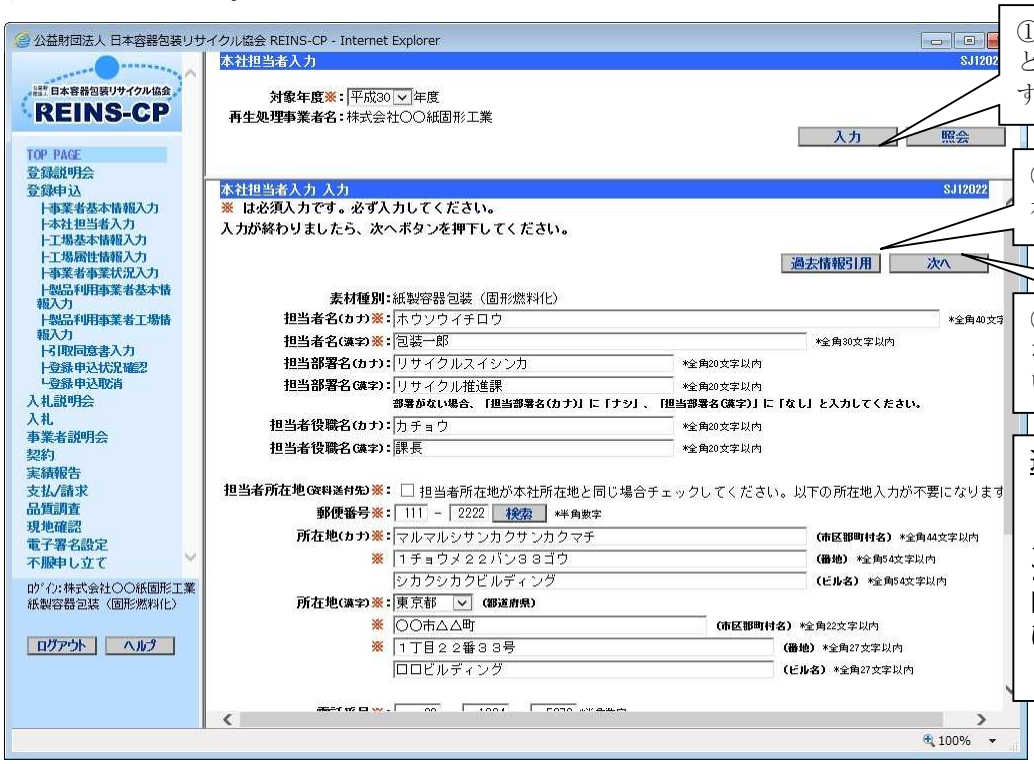


次へボタンクリック後は、事業者基本情報入力画面と同様に、確認画面で入力内容を確認して登録ボタンをクリックしてください。以上で本社担当者入力が完了します。

## （5） 工場基本情報の入力（様式２）

ログイン後に表示されるトップページの「業務のご案内」もしくは左側のメニューの「工場基本情報入力」から工場基本情報入力を開始します。

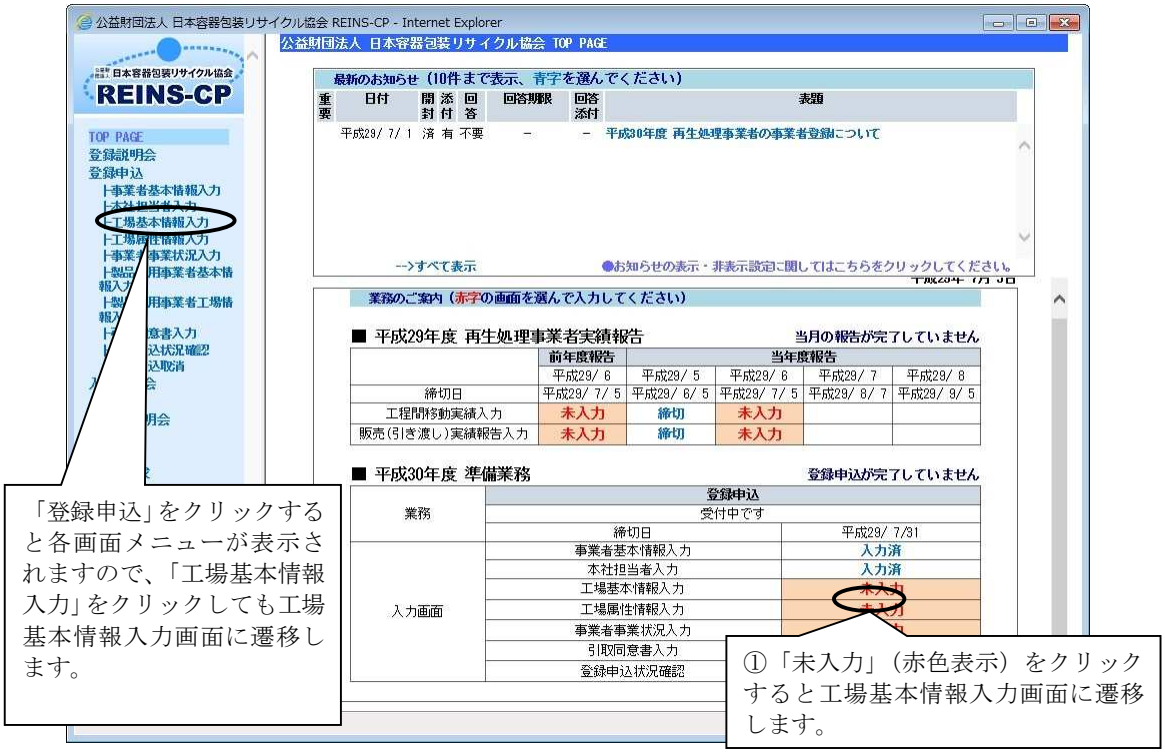


検索ボタンをクリックすると前年度までに申請したことのある工場が一覧表示されます。引き続き申請を行う場合は引用登録ボタンをクリックしてください。一覧にない工場を新規に申請する場合は、新規入力ボタンをクリックしてください。

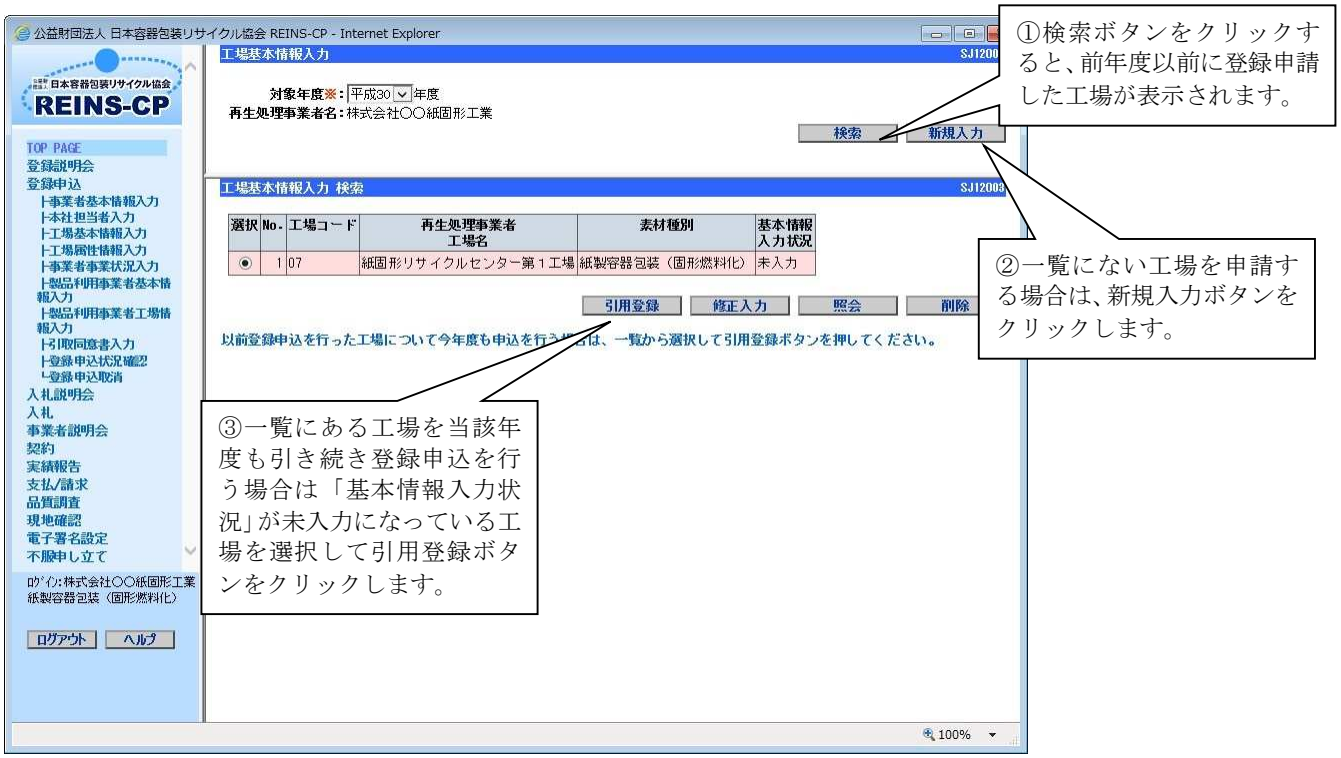

引用登録ボタンまたは新規入力ボタンをクリックすると、下記の画面が表示されます（引用登録ボタンをクリックした場合は前年度までに登録した情報が初期表示されます。内容を確認のうえ、変更があれば修正してください）。入力が完了しましたら次へボタンをクリックしてください。

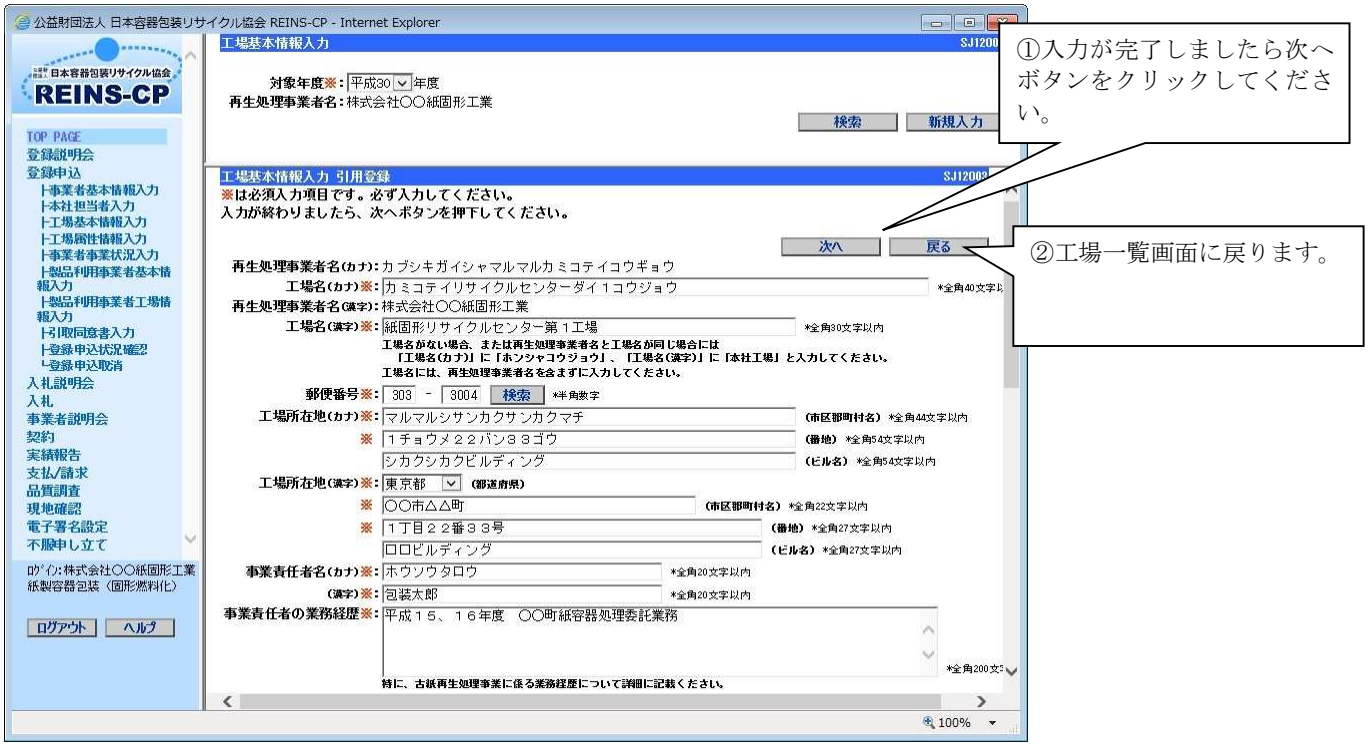


次へボタンクリック後は、確認画面で入力内容を確認して登録ボタンをクリックしてください。登録ボタンクリック後、下記の画面が表示され、工場基本情報入力が完了します。一覧ボタンをクリックすると、工場一覧画面に戻ります。

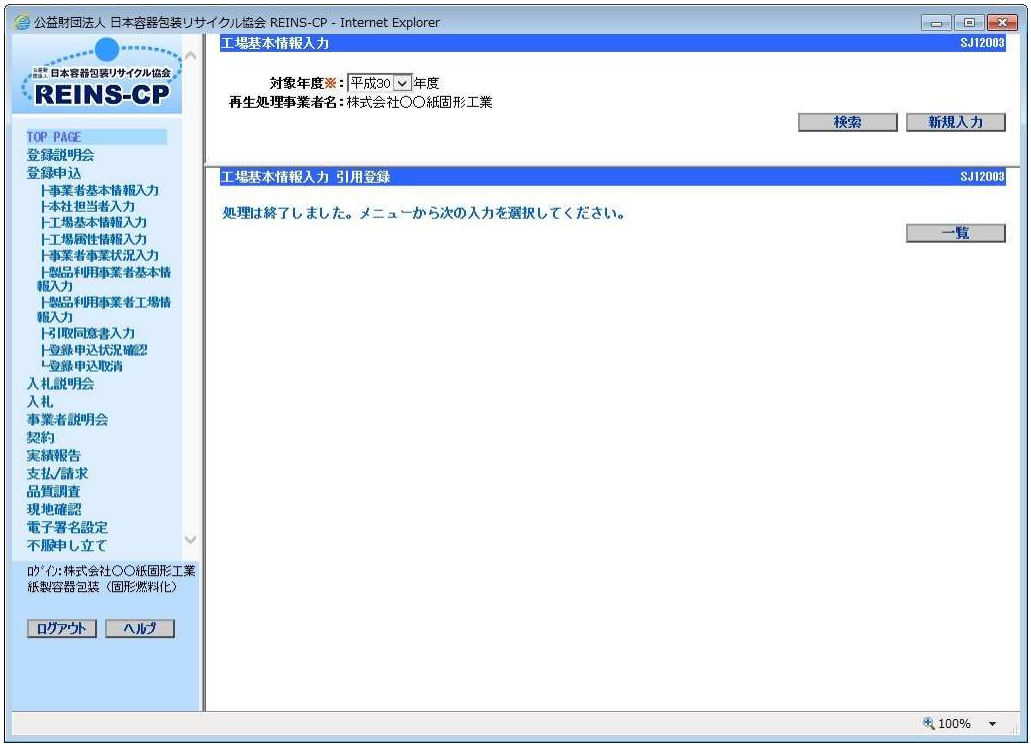

他にも申請する工場がある場合、引き続き工場基本情報の入力を行ってください。

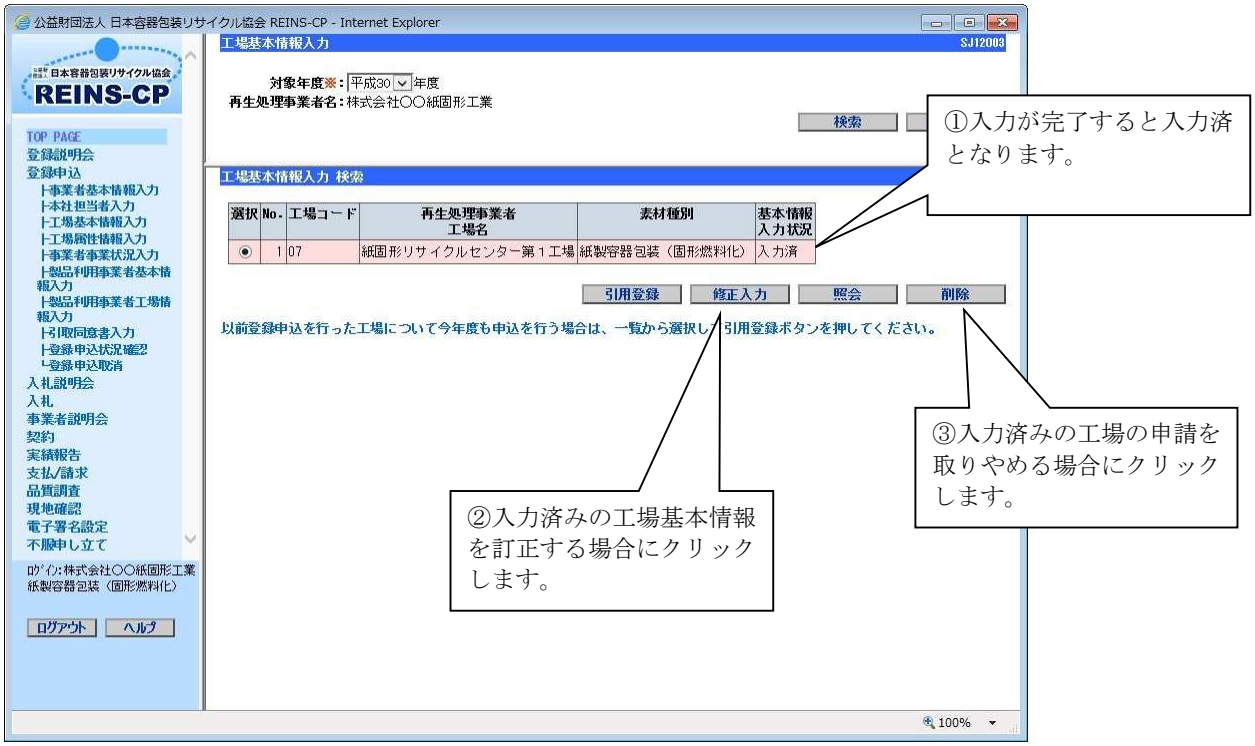

## （6） 工場属性情報の入力（様式２、様式３）

ログイン後に表示されるトップページの「業務のご案内」もしくは左側のメニューの「工場属性情報入力」から工場属性情報入力を開始します。

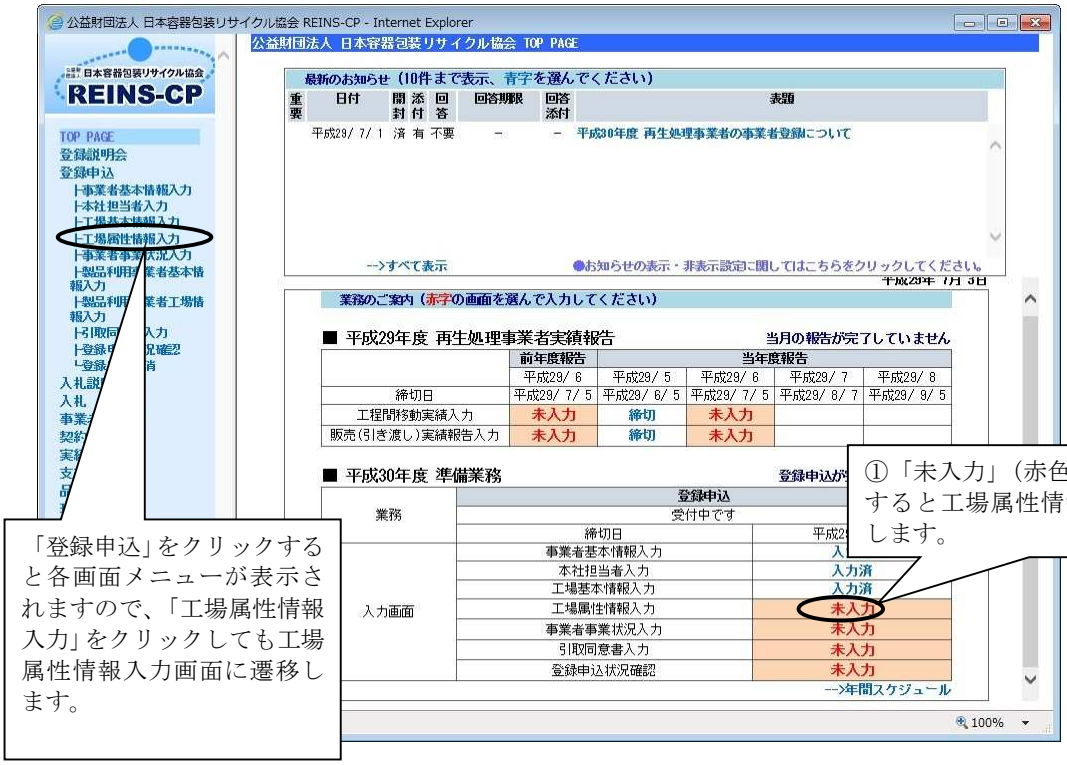


検索ボタンをクリックすると工場基本情報入力画面で入力した工場が一覧に表示されます。

属性情報入力状況が「未入力」の工場の選択チェックをして入力ボタンをクリックします。

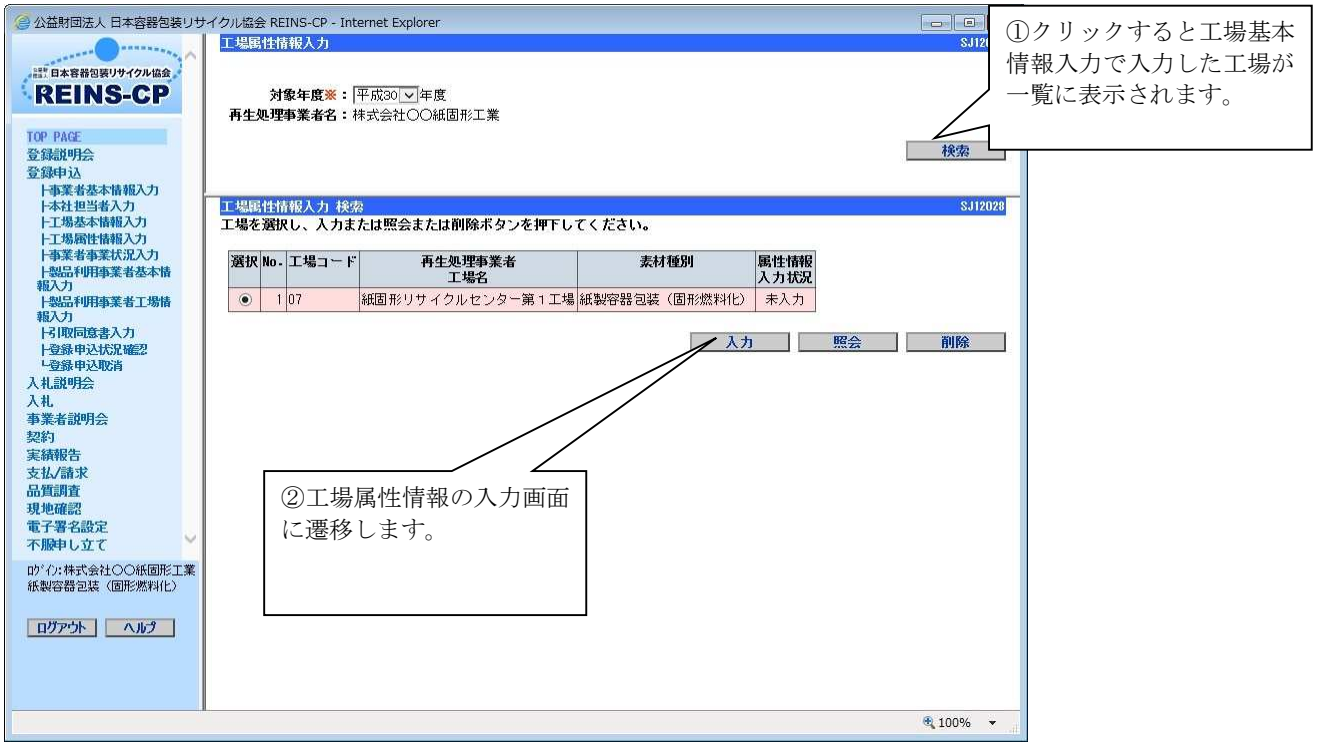

入力ボタンをクリックすると、下記の画面が表示されます。工場属性情報の入力が完了しましたら次へボタンをクリックしてください。

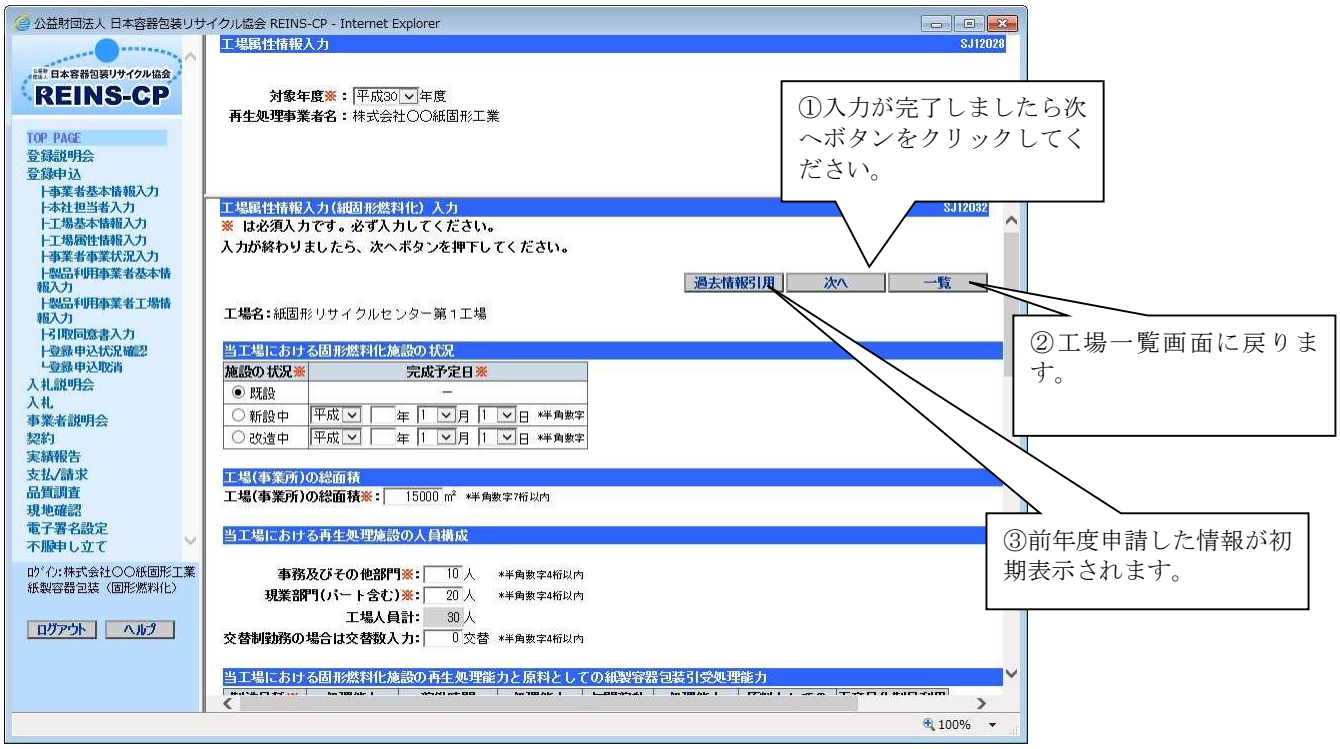


次へボタンクリック後は、確認画面で入力内容を確認して登録ボタンをクリックしてください。登録ボタン押下後、下記の画面が表示され、工場属性情報入力が完了します。一覧ボタンをクリックすると、工場一覧画面に戻ります。

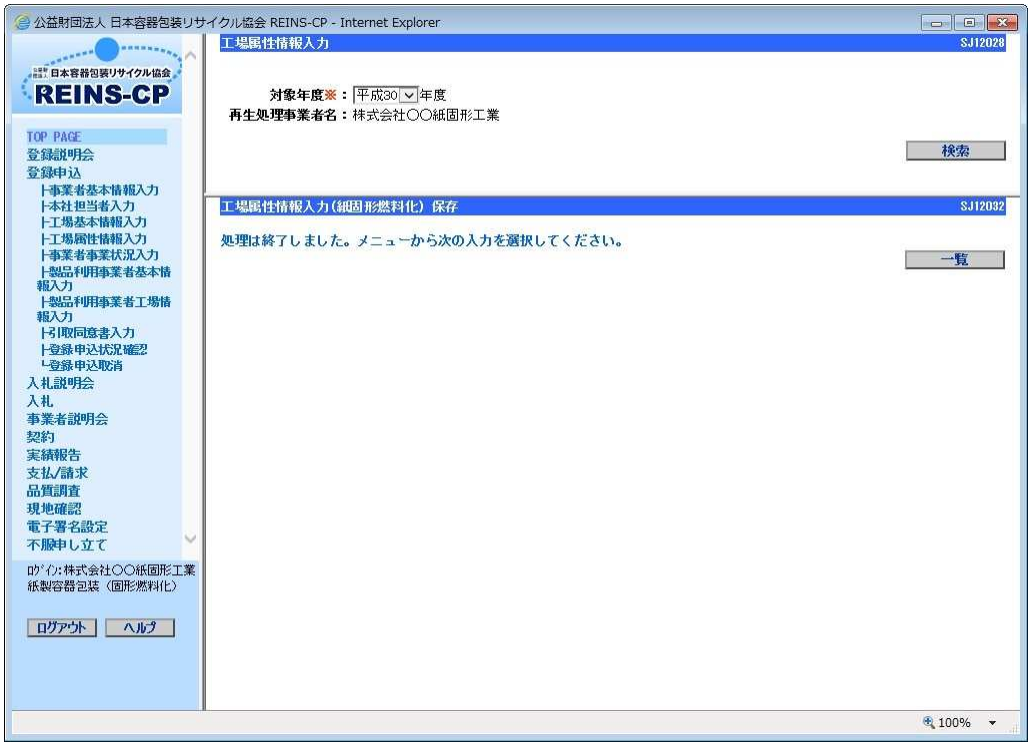

他にも申請する工場がある場合、引き続き工場属性情報の入力を行ってください。

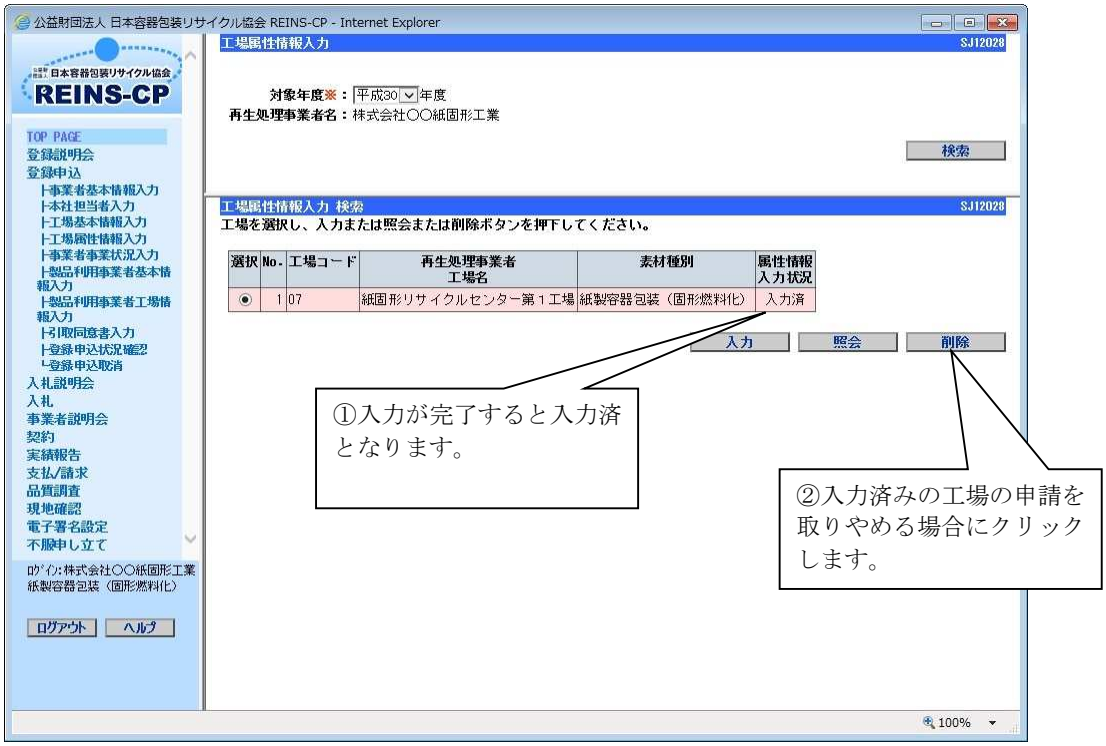

## （7） 事業者事業状況入力

ログイン後に表示されるトップページの「業務のご案内」もしくは左側のメニューの「事業者事業状況入力」から事業者事業状況入力を開始します。

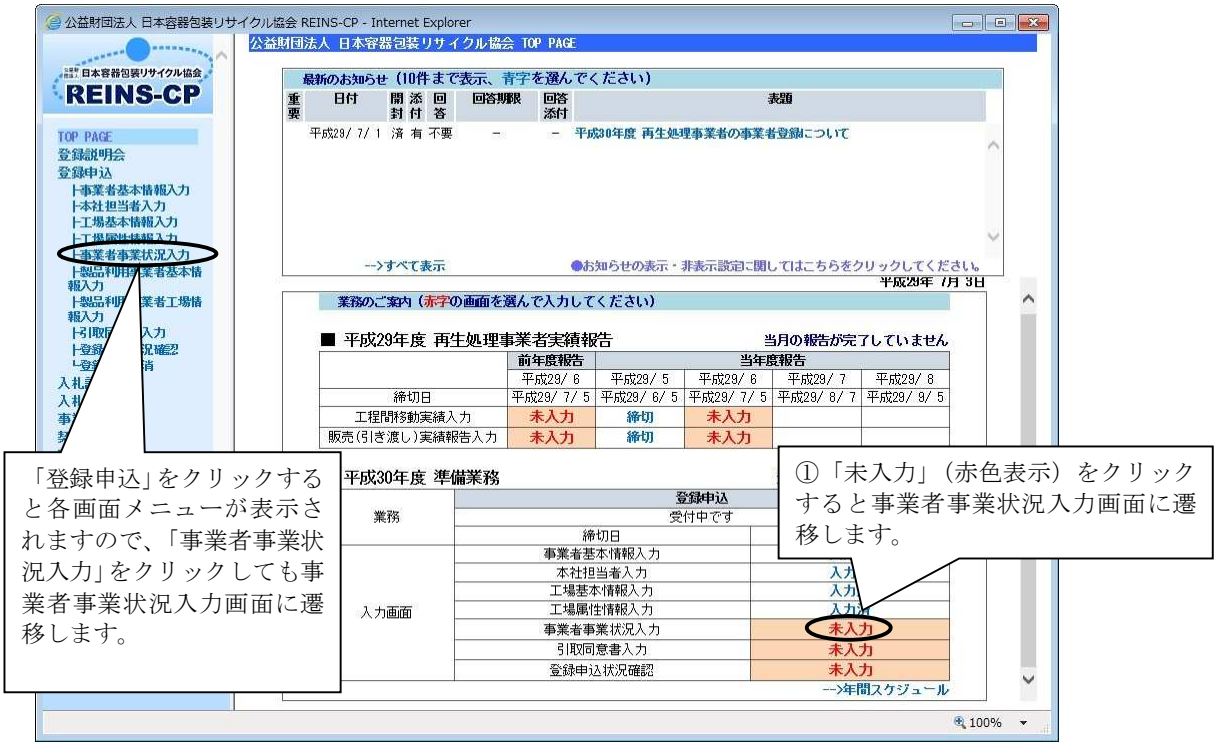


入力ボタンをクリックすると下記の画面が表示されます。入力が完了しましたら次へボタンをクリックしてください。

次へボタンクリック後は、確認画面で入力内容を確認して登録ボタンをクリックしてください。

以上で事業者事業状況入力が完了します。

## （8） 製品利用事業者情報の入力

引取同意書の入力を行う前に、製品利用事業者の社名や代表者名などを事前に入力しておく必要があります。ログイン後に表示される左側のメニューの「製品利用事業者基本情報入力」から製品利用事業者情報入力を開始します。

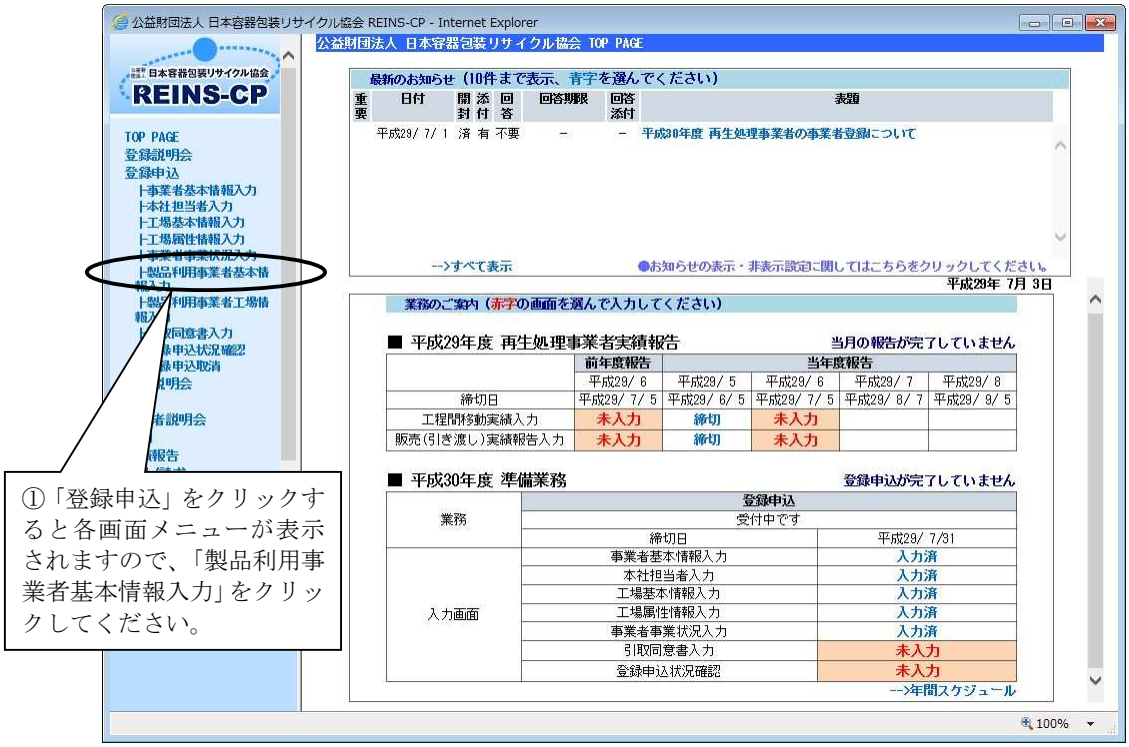


①「登録申込」をクリックすると各画面メニューが表示されますので、「製品利用事業者基本情報入力」をクリックしてください。

検索ボタンをクリックすると、過去に引取同意書に記入した製品利用事業者が一覧表示されます。引き続き製品利用事業者の情報変更を行う場合は修正入力ボタンをクリックしてください。一覧にない製品利用事業者を新規に入力する場合は、新規入力ボタンをクリックしてください。

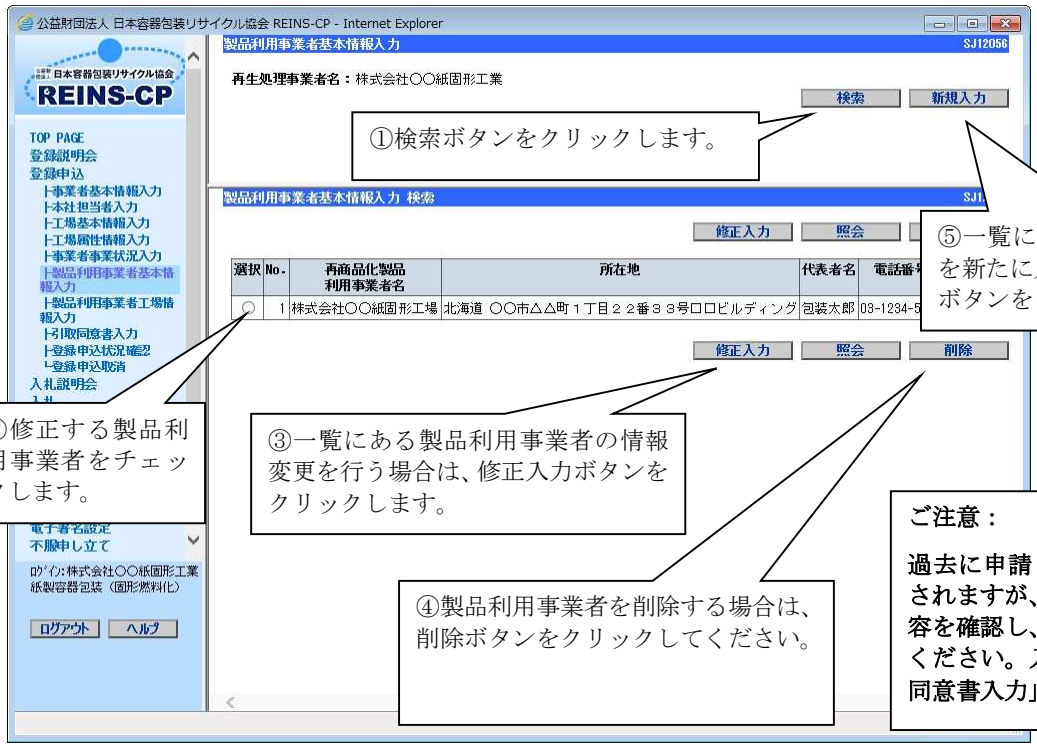


①検索ボタンをクリックします。

②修正する製品利用事業者をチェックします。

③一覧にある製品利用事業者の情報変更を行う場合は、修正入力ボタンをクリックします。

④製品利用事業者を削除する場合は、削除ボタンをクリックしてください。

⑤一覧にない製品利用事業者工場を新たに入力する場合は、新規入力ボタンをクリックします。

**ご注意：**

**過去に申請した製品利用事業者が表示されますが、住所や代表者などの登録内容を確認し、必ず最新の情報に変更してください。入力をしていないと、「引取同意書入力」画面で引用ができません。**

修正入力ボタンまたは新規入力ボタンをクリックすると、下記の画面が表示されます。入力が完了しましたら次へボタンをクリックしてください。

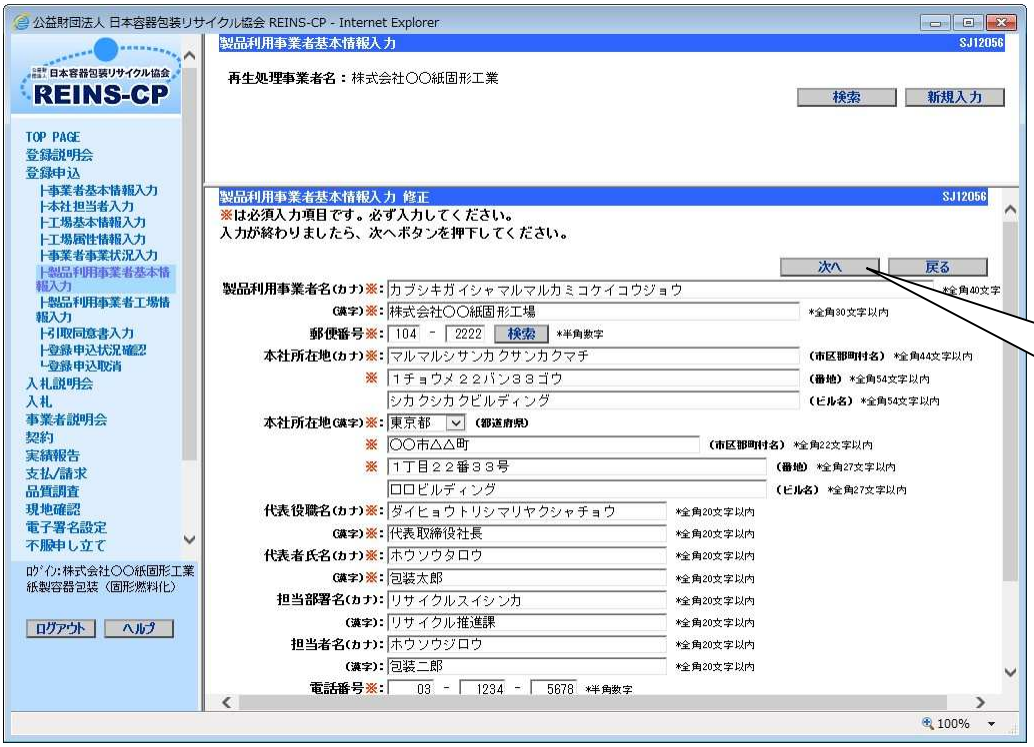


①入力が完了しましたら次へボタンをクリックしてください。

次へボタンクリック後は、確認画面で入力内容を確認して登録ボタンをクリックしてください。登録ボタンクリック後、下記の画面が表示され、製品利用事業者入力が完了します。引き続き製品利用事業者の新規入力を行う場合は、新規入力ボタンをクリックして入力を行ってください。一度登録したデータの修正入力を行う場合は、検索ボタンをクリックして、一覧画面より該当製品利用事業者を選択し、修正を行ってください。全ての製品利用事業者の入力が完了しましたら、トップページへ戻ってください。

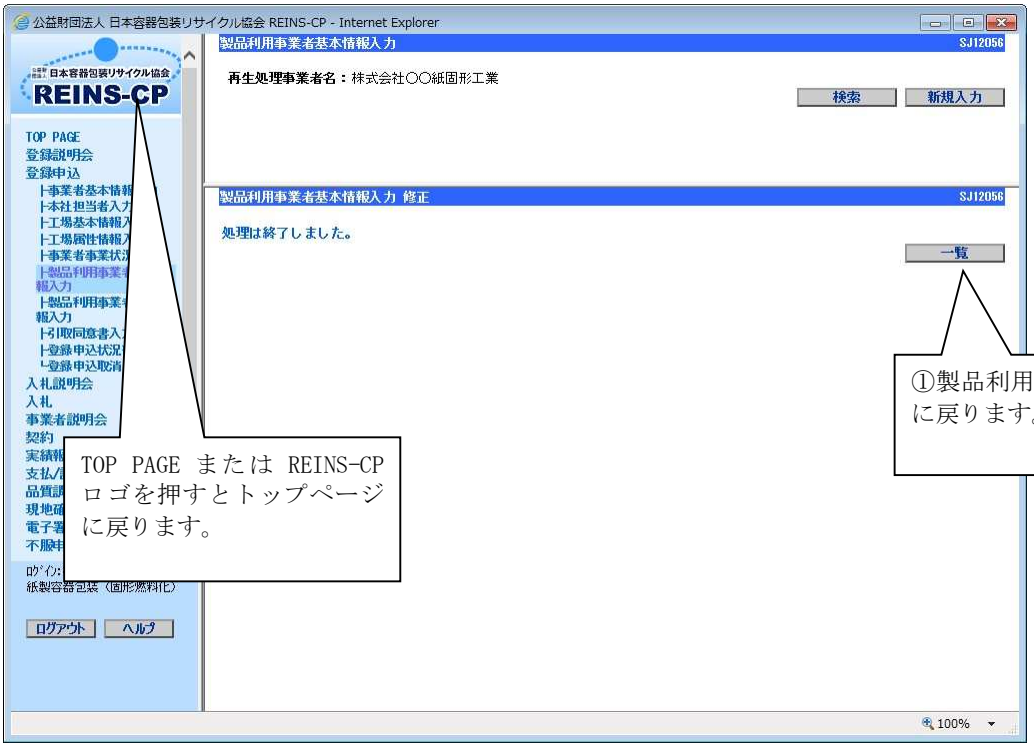


TOP PAGE または REINS-CP ロゴを押すとトップページに戻ります。

①製品利用事業者一覧に戻ります。

## （9） 製品利用事業者工場情報の入力

引取同意書の入力を行う前に、製品利用事業者の工場名や所在地などを事前に入力しておく必要があります。ログイン後に表示される左側のメニューの「製品利用事業者工場情報入力」から製品利用事業者工場情報入力を開始します。

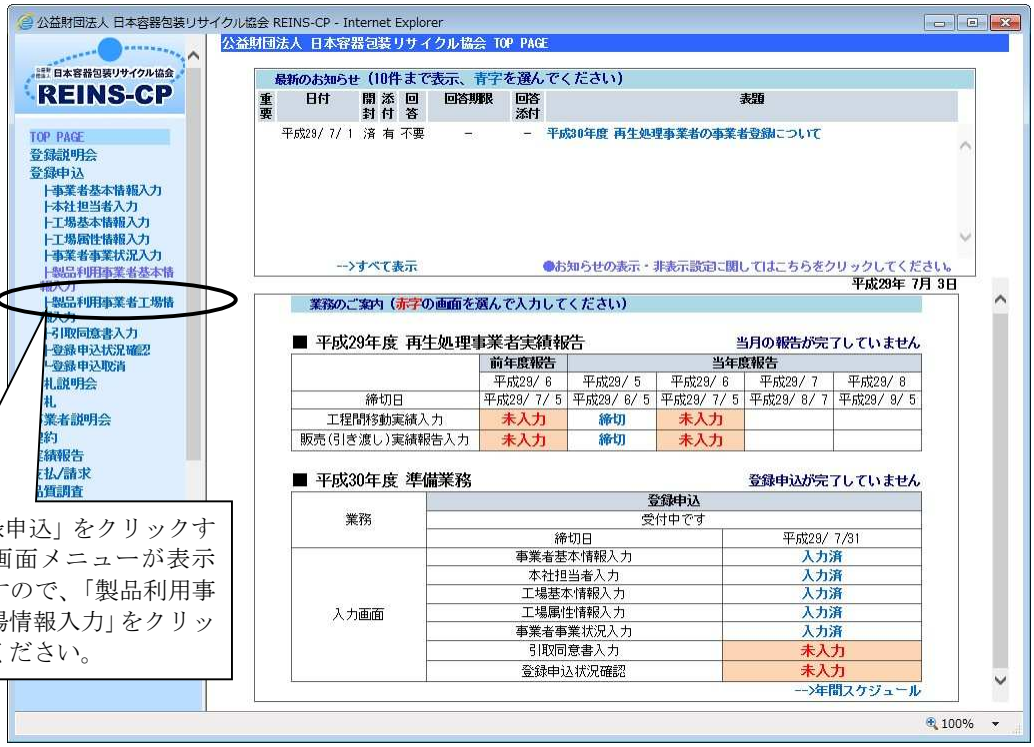


検索ボタンをクリックすると、過去に引取同意書に記入した製品利用事業者工場が一覧表示されます。引き続き製品利用事業者工場の情報変更を行う場合は修正入力ボタンをクリックしてください。一覧にない製品利用事業者工場を新規に入力する場合は、新規入力ボタンをクリックしてください。

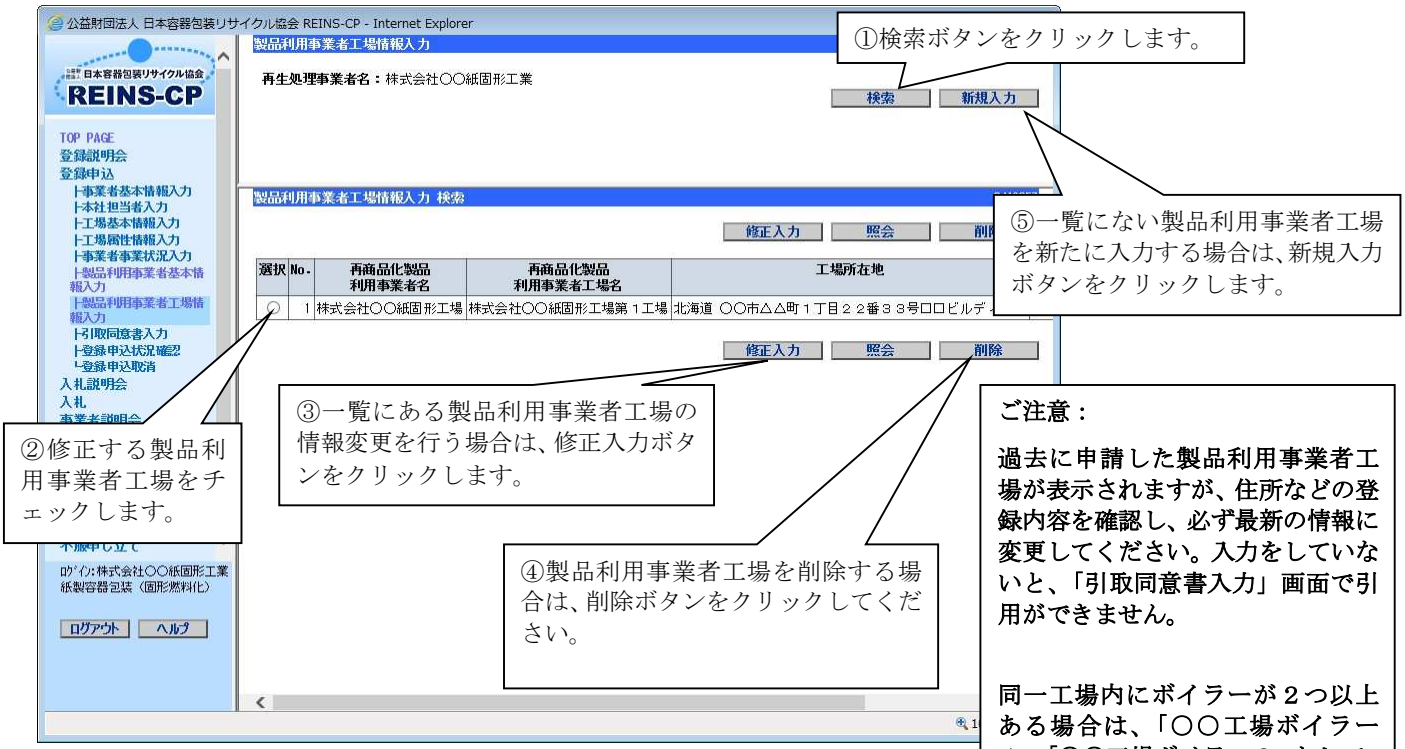


**ご注意：**

**過去に申請した製品利用事業者工場が表示されますが、住所などの登録内容を確認し、必ず最新の情報に変更してください。入力をしていないと、「引取同意書入力」画面で引用ができません。**

**同一工場内にボイラーが２つ以上ある場合は、「○○工場ボイラー１」「○○工場ボイラー２」として、２つそれぞれの工場として新規に登録をしてください。**

修正入力ボタンまたは新規入力ボタンをクリックすると、下記の画面が表示されます。入力完了しましたら次へボタンをクリックしてください。

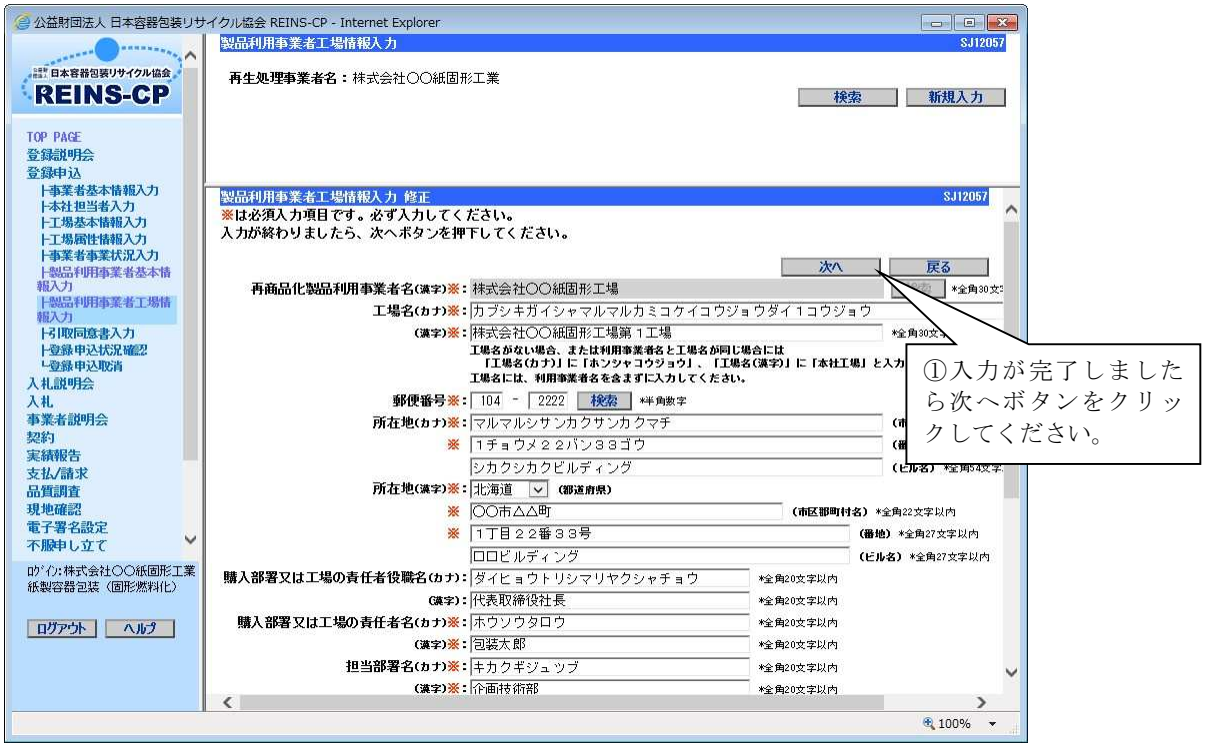


次へボタンクリック後は、確認画面で入力内容を確認して登録ボタンをクリックしてください。登録ボタンクリック後、下記の画面が表示され、製品利用事業者工場入力が完了します。引き続き製品利用事業者工場の新規入力を行う場合は、新規入力ボタンをクリックして入力を行ってください。一度登録したデータの修正入力を行う場合は、検索ボタンをクリックして、一覧画面より製品利用事業者工場を選択し、修正を行ってください。全ての製品利用事業者工場の入力が完了しましたら、トップページへ戻ってください。

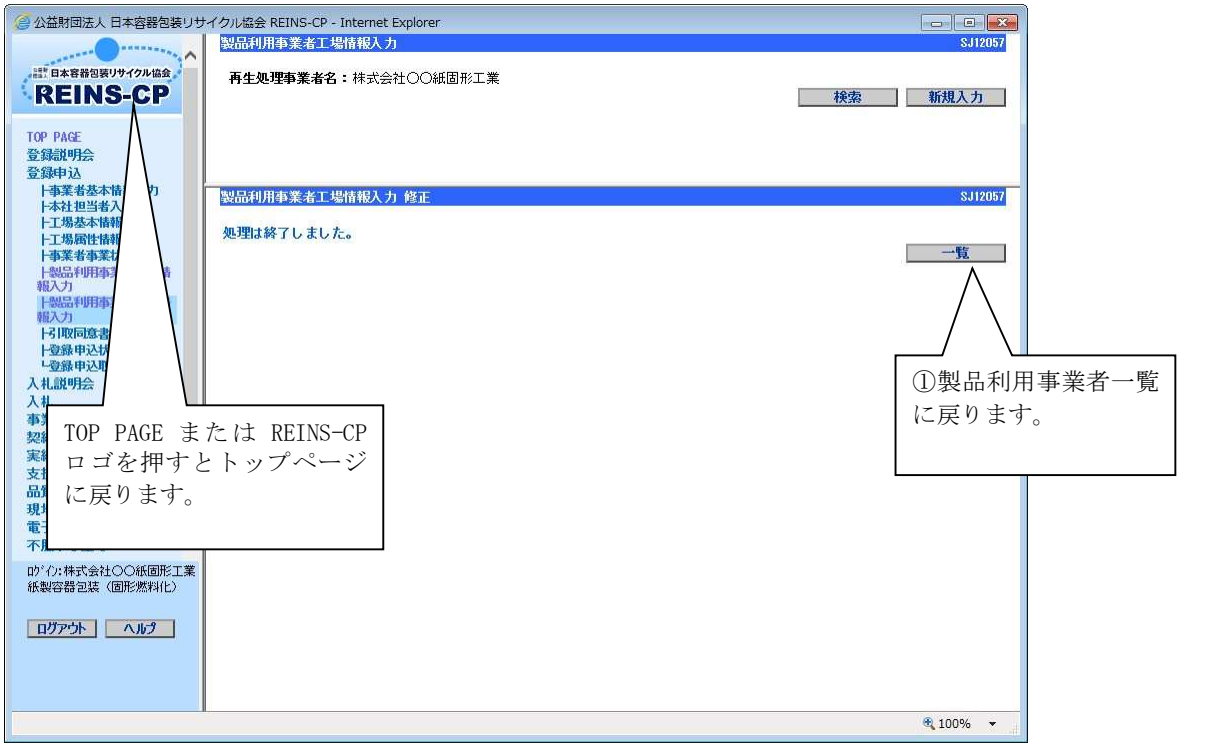

## （１０） 引取同意書情報の入力（様式４）

ログイン後に表示されるトップページの「業務のご案内」もしくは左側のメニューの「引取同意書入力」から引取同意情報入力を開始します。

検索ボタンをクリックすると、前年度の引取同意書が一覧表示されます。引き続き引取同意書の情報変更を行う場合は修正ボタンをクリックしてください。一覧にない引取同意書を新規に入力する場合は、新規入力ボタンをクリックしてください。

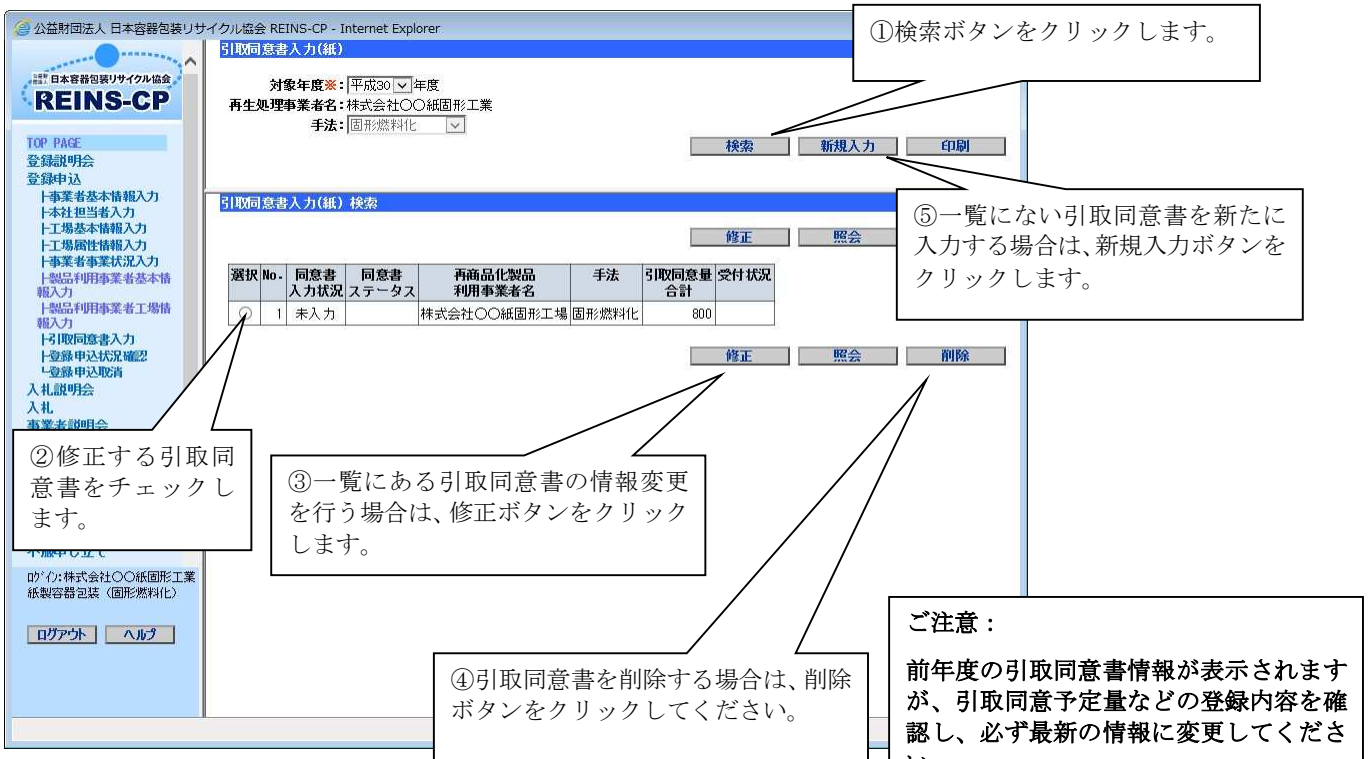

修正入力ボタンまたは新規入力ボタンをクリックすると、下記の画面が表示されます。製品利用事業者を選択し、入力が完了しましたら次へボタンをクリックしてください。

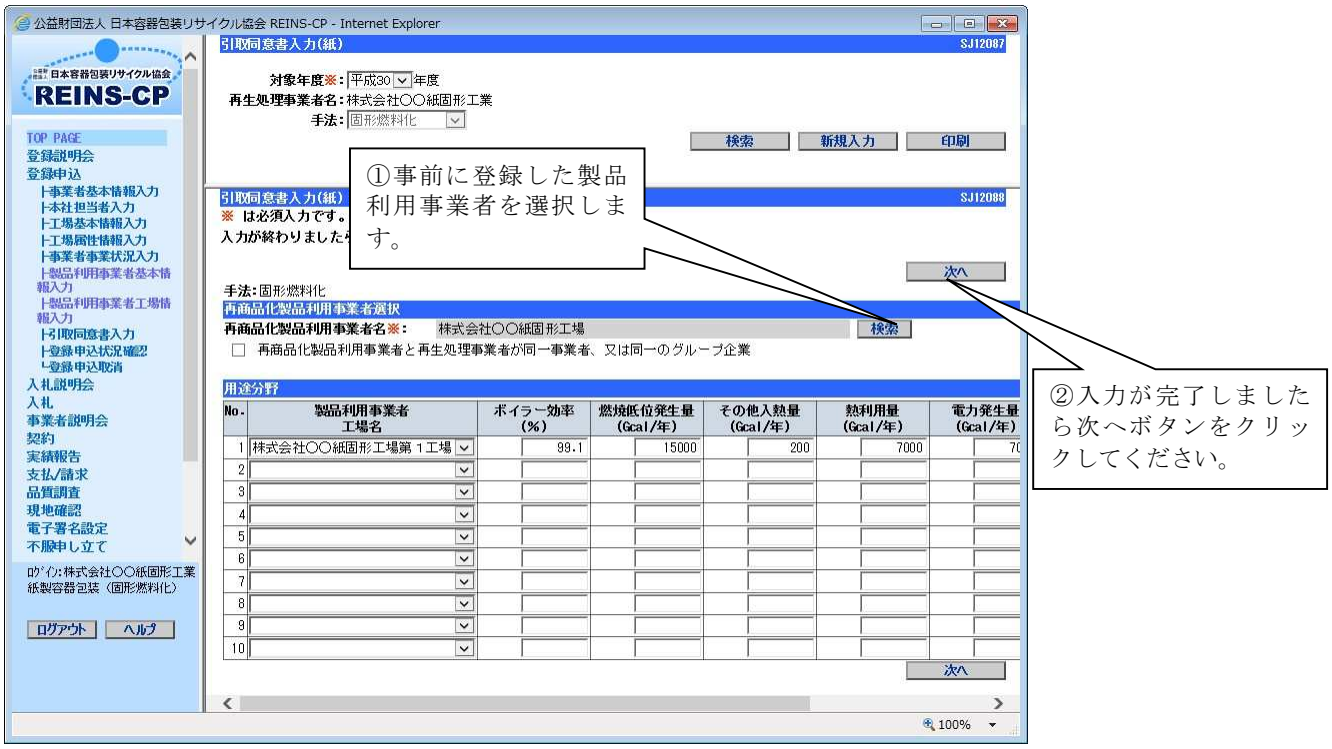


次へボタンクリック後は、確認画面で入力内容を確認して登録ボタンをクリックしてください。登録ボタンクリック後、下記の画面が表示され、引取同意書入力が完了します。引き続き引取同意書の新規入力を行う場合は、新規入力ボタンをクリックして入力を行ってください。一度登録したデータの修正入力を行う場合は、検索ボタンをクリックして、一覧画面より製品利用事業者を選択し修正を行ってください。全ての引取同意書の入力が完了しましたら、トップページへ戻ってください。

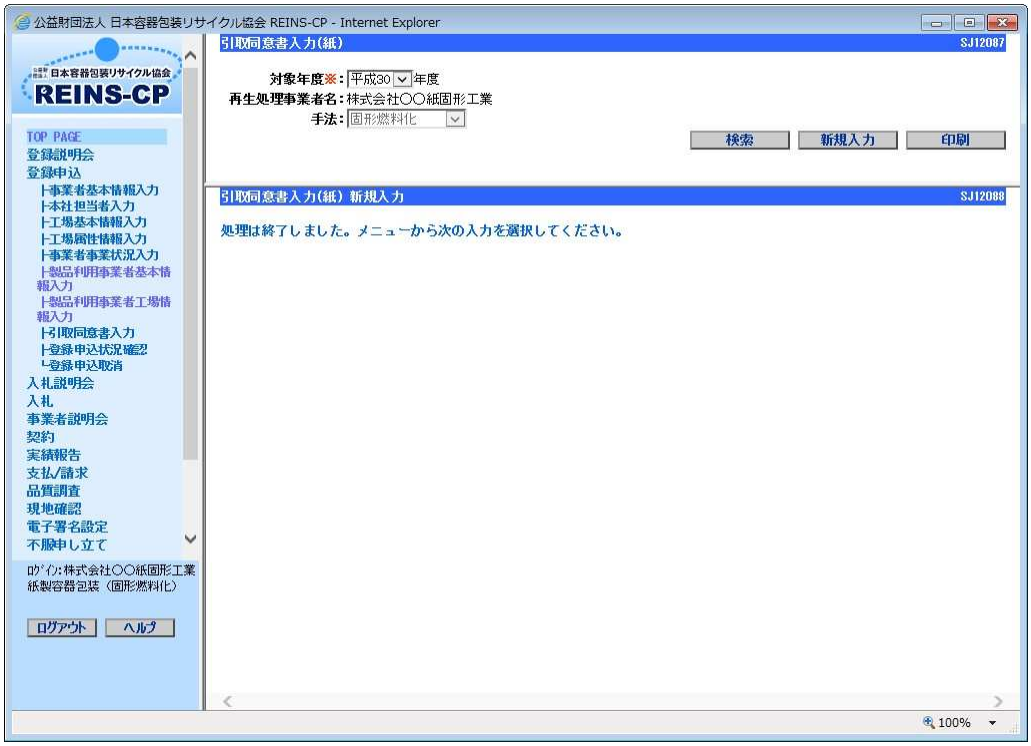

## （１１） 登録申込状況確認

ログイン後に表示されるトップページの「業務のご案内」もしくは左側のメニューの「登録申込状況確認」から登録申込書類の印刷および登録申込を行います。

入力状況が全て「入力済」となっていることを確認して、印刷ボタンをクリックして登録申込書の印刷を行います。印刷した登録申込書の内容を確認し、間違いなければ登録申込ボタンをクリックしてください。<u>本社担当者入力にて入力いただいたメールアドレスへ受付メールが送信されます（メールが送信されない場合は、お問い合わせ窓口にご連絡ください）。</u>なお、登録申込書を印刷していないと登録申込ボタンがクリックできませんのでご注意ください。

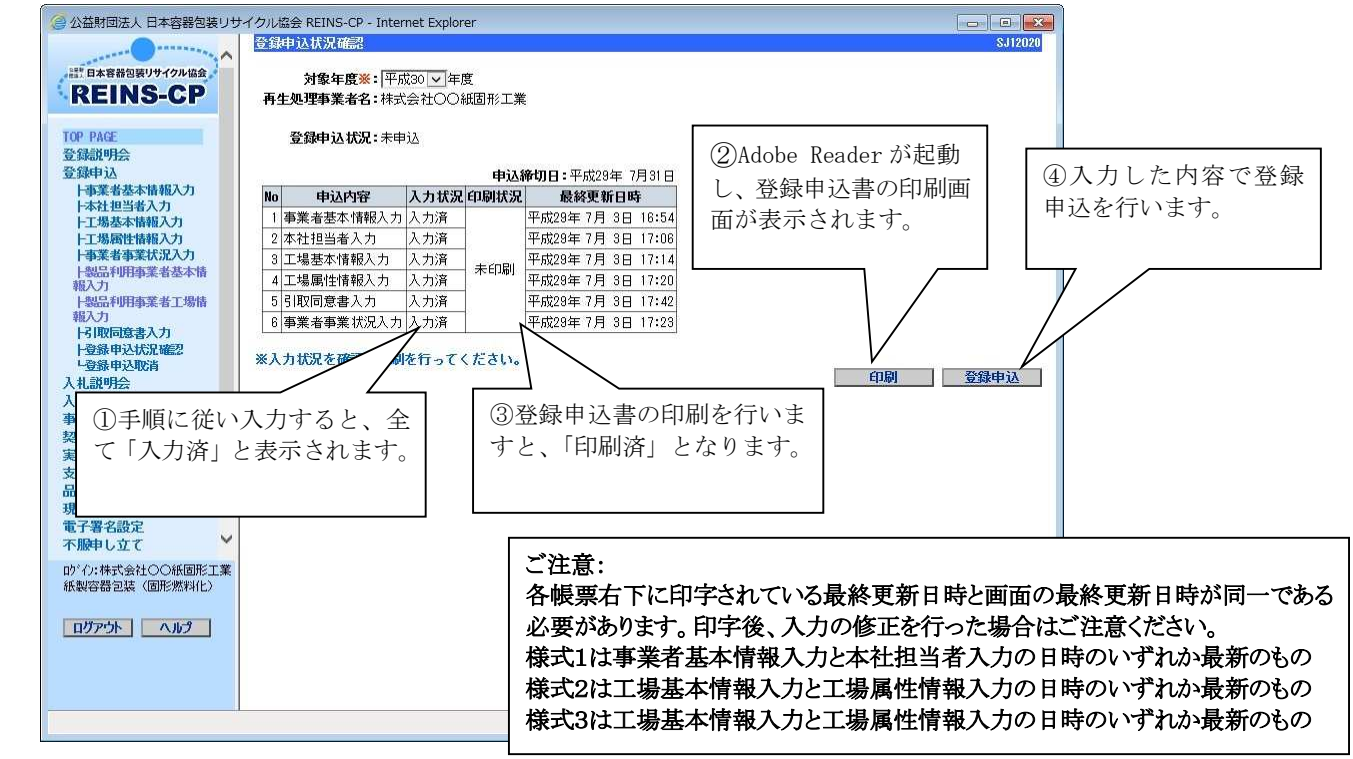

以下の印刷画面が表示されたら印刷ボタンをクリックしてプリンタに出力してください。用紙のサイズはＡ４横で設定されています。印刷画面は様式１、様式１－②、様式２、様式２－②、様式３、様式４の６種類表示されますので、それぞれ印刷を行ってください。印刷が終了したら、ウインドウを終了させてください。印刷物をご確認のうえ、よろしければ、登録申込状況照会画面に戻り、「登録申込」ボタンをクリックしてください。

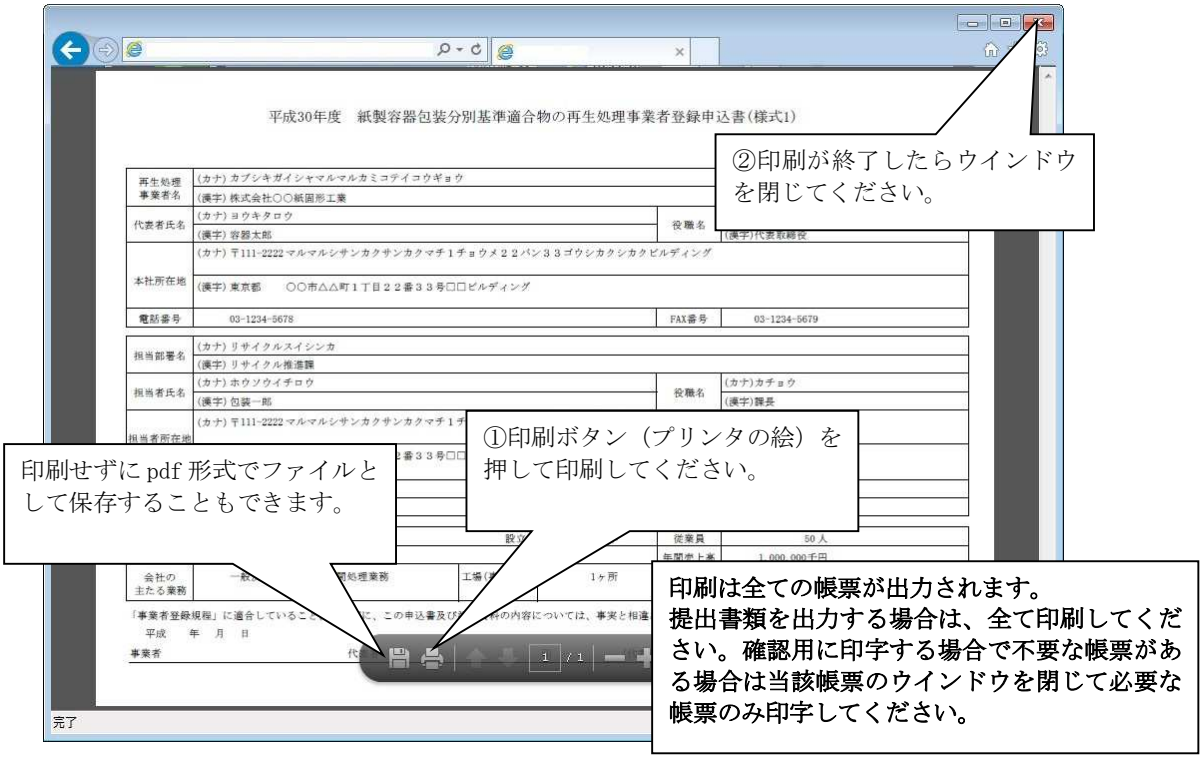


## （１２） ログアウト

画面の左上のロゴをクリックするとトップページが表示されます。下記のように全て「入力済」となっていることを確認し、ログアウトしてください。

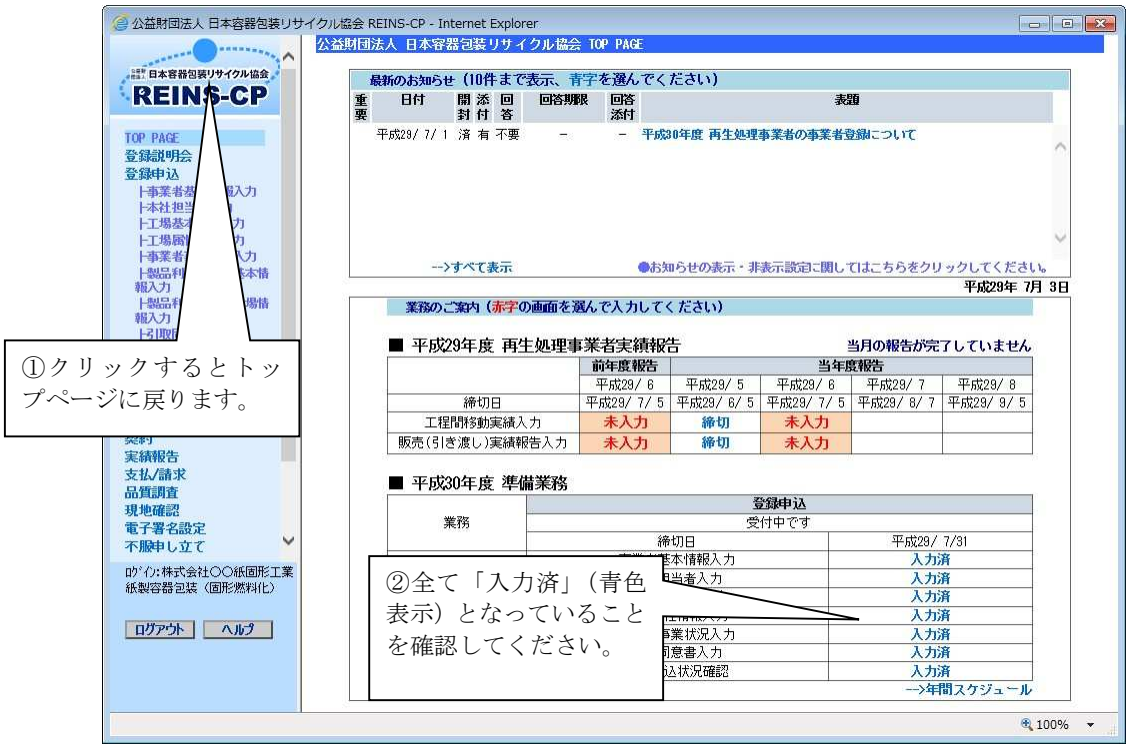


以上でオンラインによる登録申込が完了します。登録申込締切（７月３１日　１７：００）まで修正入力ができますが、<u>修正した場合は、登録申込書を再度印刷し、登録申込ボタンをクリックしなおしてください。必ず修正後の登録申込書を郵送してください。</u>

## ご参考）３０年度オンライン手続きの流れ（予定）

＜３０年度準備業務＞

**事業者登録**　平成 29 年 7 月 1 日～平成 29 年 7 月 31 日

↓

**審査結果表示**　平成 29 年 11 月中旬

審査結果をオンライン画面上で照会できます。ご登録メールアドレスへ掲載の連絡をいたします。

審査結果によって以降の手続きは行なえない場合があります

↓

**入札説明会参加申込み**　平成 29 年 11 月中旬

事業者登録説明会と同様にオンラインで申込していただきます。ご登録メールアドレスへ掲載の連絡をいたします。

↓

**査定再商品化能力の通知**　平成 29 年 12 月下旬

査定再商品化能力をオンライン画面上で照会できます。ご登録メールアドレスへ掲載の連絡をいたします。

↓

**入札入力**　平成 29 年 12 月下旬～平成 30 年 1 月下旬

電子証明書による電子入札をしていただきます。（ジョイントを構成する事業者の委任状は別途必要）。
※）別途電子証明書（ＩＣカード）、ＩＣカードリーダライタが必要になります。

↓

**入札選定結果表示**　平成 30 年 2 月下旬

入札選定結果をオンライン画面上で照会できます。ご登録メールアドレスへ掲載の連絡をいたします。

入札選定結果によって以降の手続きは行なえない場合があります

↓

**事業者説明会参加申込み**　平成 30 年 3 月上旬

事業者登録説明会と同様にオンラインによる申込です。ご登録メールアドレスへ掲載の連絡をいたします。

↓

**契約書署名**　平成 30 年 3 月末

入札時に使用した電子証明書（ＩＣカード）による電子契約となります。

＜３０年度業務＞

**実績報告入力**　平成 30 年 5 月～平成 31 年 7 月上旬（利用時期）

オンラインによる実績報告を行います。市町村の報告値と異なる場合は自動でメールにてご連絡し、オンライン画面で市町村の報告値がご確認いただけます。

↓

**品質調査結果入力**　平成 30 年 5 月～平成 30 年 10 月下旬

29 年度分別基準適合物の品質調査結果についてオンラインによる報告を行います。

以上

# 平成30年度　紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者登録申込書 (様式1)

印字サンプル

作成日 平成29年　7月　3日

| | | | |
|---|---|---|---|
| 再生処理事業者名 | (カナ)カブシキカイシャマルマルコウギョウ | | |
| | (漢字)株式会社○○工業 | | |
| 代表者氏名 | (カナ)ヨウキタロウ | 役職名 | (カナ)ダイヒョウトリシマリヤク |
| | (漢字)容器太郎 | | (漢字)代表取締役 |
| 本社所在地 | (カナ)〒 123-4567マルマルクサンカクサンカク | | |
| | (漢字)東京都　　○○区△△１－２－３ | | |
| 電話番号 | 03-5678-8901 | FAX番号 | 03-5678-8901 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 担当部署名 | (カナ)リサイクルスイシンカ | | |
| | (漢字)リサイクル推進課 | | |
| 担当者氏名 | (カナ)ホウソウジロウ | 役職名 | (カナ)カチョウ |
| | (漢字)包装　次郎 | | (漢字)課長 |
| 担当者所在地(資料送付先) | (カナ)〒 156-7890シカクシカクシバツバツ | | |
| | (漢字)東京都　　□□市××１－２－３ | | |
| 電話番号 | 0234-567-8901 | FAX番号 | 0234-567-8901 |
| E-Mail | abc@def.co.jp | 連絡用E-Mail | abc@def.co.jp |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 設立 | 昭和○ 年△ 月 | 設立後 | 30 年 | 従業員 | 30人 |
| 資本金 | 1,000千円 | | | 年間売上高 | 1,000,000千円 |
| 会社の主たる業務 | 産業廃棄物収集運搬 | 工場(事業所)数 | 1ヶ所 | ホームページ | http://www.jcpra.or.jp/ |

「事業者登録規程」に適合していること、ならびに、この申込書及び添付資料の内容については、事実と相違ありません。

平成　　年　　月　　日

事業者　　代表者　　印　　（代表者登録印（個人の場合は実印））

最終更新日時 平成29年　7月　3日　11:02:03

# 平成30年度　紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者（固形燃料化）登録申請書（様式１－②）

印字サンプル

| 事業者名 | 代表者名 | 作成日 |
|---|---|---|
| 株式会社○○工業 | 容器太郎 | 平成29年　7月　3日 |

## １．固形燃料化事業に係る収支見通し

（金額は千円単位）

| | | 平成29年度 実績 | 平成30年度 見込み | 平成31年度 計画 | 平成32年度 想定 | 平成33年度 想定 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 収入（固形燃料製造販売） | 再生処理委託料（イ） | 2,000,000 | 2,000,000 | 2,000,000 | 2,000,000 | 2,100,000 |
| | 内）協会からの受託料 | 3,000 | 3,500 | 3,700 | 3,700 | 3,700 |
| | 販売収入（ロ） | 200,000 | 210,000 | 230,000 | 250,000 | 270,000 |
| | 販売量（t） | 50,000 | 50,000 | 52,000 | 54,000 | 56,000 |
| | その他固形燃料化事業に関する収入（ハ） | 300,000 | 350,000 | 370,000 | 390,000 | 420,000 |
| | 計　（イ）+（ロ）+（ハ）　⇒　① | 2,500,000 | 2,560,000 | 2,600,000 | 2,640,000 | 2,790,000 |
| 支出（固形燃料製造販売） | 人件費 | 650,000 | 610,000 | 630,000 | 650,000 | 660,000 |
| | 減価償却費 | 100,000 | 100,000 | 80,000 | 80,000 | 80,000 |
| | 土地・建物・設備等の賃借料 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 |
| | その他経費（メンテナンス費・運賃・電熱用水費・その他） | 1,000,000 | 1,100,000 | 1,100,000 | 1,100,000 | 1,100,000 |
| | 計　⇒　② | 1,780,000 | 1,840,000 | 1,840,000 | 1,860,000 | 1,870,000 |
| 差引収支差額（①－②） | | 720,000 | 720,000 | 760,000 | 780,000 | 920,000 |

## ２．協会扱い分のみの収支

（金額は千円単位）

| | | 平成29年度 実績 | 平成30年度 見込み | 平成31年度 計画 | 平成32年度 想定 | 平成33年度 想定 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 収入（固形燃料製造販売） | 協会からの受託料（ニ） | 3,000 | 3,500 | 3,700 | 3,700 | 3,700 |
| | 再商品化製品販売収入（ホ） | 1,200 | 1,200 | 1,500 | 1,500 | 1,500 |
| | トン当たりの販売単価（※千円単位） | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 販売量（t） | 400 | 400 | 500 | 500 | 500 |
| | 計　（ニ）＋（ホ）　⇒　③ | 4,200 | 4,700 | 5,200 | 5,200 | 5,200 |
| 支出（固形燃料製造販売） | 人件費 | 1,500 | 1,500 | 1,600 | 1,600 | 1,600 |
| | 減価償却費 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| | 土地・建物・設備等の賃借料 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 |
| | その他経費（メンテナンス費・運賃・電熱用水費・その他） | 2,200 | 2,100 | 2,100 | 2,200 | 2,200 |
| | 計　⇒　④ | 3,970 | 3,870 | 3,970 | 4,070 | 4,070 |
| 差引収支差額（③－④） | | 230 | 830 | 1,230 | 1,130 | 1,130 |

## ３．事業全体

（固形燃料化事業以外も含めた全事業）

（金額は千円単位）

| | 平成29年度 実績 | 平成30年度 見込み | 平成31年度 計画 | 平成32年度 想定 | 平成33年度 想定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 売上高 | 3,000,000 | 3,100,000 | 3,200,000 | 3,200,000 | 3,300,000 |
| 経常利益 | 300,000 | 275,000 | 286,000 | 290,000 | 292,000 |

最終更新日時 平成29年　7月　3日 11:02:03

印字サンプル

# 平成30年度 紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者(固形燃料化)登録申込書(様式2)

再生処理事業者 ： 1234567 株式会社○○工業

工場 ： 01 第一工場

作成日 平成29年 7月 3日

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 再生処理施設の所在地及び担当部署 | 工場名又は事業所名 | (カナ)ダイイチコウジョウ | | | | |
| | | (漢字)第一工場 | | | | |
| | 所在地 | (カナ)〒457-1234 シカクシカクシバツバツ | | | | |
| | | (漢字)愛知県 □□市××1－2－3 | | | | |
| | 担当部署名 | RPI事業部 | 役職名 | 課長 | 電話番号 | 0234-567-8901 |
| | 担当者名 | 分別 良夫 | | | FAX番号 | 0234-567-8901 |
| | e-mail | abc@def.co.jp | | | 工場(事業所)の総面積 | 300㎡ |

1.当工場における再生処理施設の人員構成

| 人員構成 | 事務及びその他部門 | 現業部門(パートを含む) | 工場人員計 | 交替制勤務の場合は交替数 |
|---|---|---|---|---|
| | 15人 | 25人 | 40人 | 2交替 |

2.当工場における固形燃料製品の年間販売量(前年度実績)

| 100トン |
|---|

3.当該リサイクル製品に使用する紙類の有無 前年度の年間使用量(貴社の決算ベース)

| 紙類の使用の有無 | 年間使用量(うち紙製容器包装の使用量) |
|---|---|
| あり | 20トン( 0トン) |

4.紙製容器包装を原料とした固形燃料製造での配合予定比率

| 紙製容器包装 | 他材料(産廃プラなど) |
|---|---|
| 80 % | 20 % |

5.当工場における固形燃料化施設の状況・再生処理能力と原料としての紙製容器包装引受処理能力・引取同意書合計量 ※ 引受処理能力 = 1年の処理能力×紙製容器包装の配合比率

| 固形燃料化施設の状況 | 製造品種 | 再生処理能力 | | | 原料としての紙製容器包装引受処理能力 ※ | 再商品化製品利用事業者の引き取り同意量合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1時間の処理能力 | 1日の処理能力 | 1年の処理能力 | | |
| ■既設<br>□新設中( 完成予定)<br>□改造中( 完成予定) | ■固形燃料<br>□フラフ | 121kg/時間 | 1.4トン/日<br>1日の稼動時間：(12時間) | 183トン/年<br>1年の稼動日数：(131日) | 146トン/年 | 200トン/年 |

最終更新日時 平成29年 7月 3日 15:05:37

印字サンプル

# 平成30年度　紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者（固形燃料化）登録申込書（様式２－②）

| 事業者名 | 代表者名 | 作成日 |
|---|---|---|
| 株式会社○○工業 | 容器太郎 | 平成29年　7月　3日 |

紙製容器包装再生処理事業に係る事業責任者および現場責任者などの業務経歴
(申請する再生処理事業に係る責任者の氏名および主な業務経歴を記載してください。業務経歴は印字サンプルを参考に具体的に記載ください)

| 施設名 | 事業責任者氏名 | 現場責任者氏名 |
|---|---|---|
| 第一工場 | 事業太郎 | 現場太郎 |

１．事業責任者の業務経歴

| 主な業務経歴 |
|---|
| 平成○年株式会社○○工業入社<br>平成○年○○工場へ異動第一製造課に勤務<br>平成○年○○工場第一製造課課長を拝命<br>平成○年第一工場へ異動、製造部長を拝命<br>平成○年第一工場長を拝命、現在に至る |

２．現場責任者の業務経歴

| 主な業務経歴 |
|---|
| 平成○年株式会社○○工業入社<br>平成○年○○工場へ異動第二製造課に勤務<br>平成○年○○工場第二製造課主任を拝命<br>平成○年第一工場へ異動、製造課長を拝命<br>平成○年第一工場製造部長を拝命、現在に至る |

３．再生処理事業の実施に係る資格所有者

| 資格 | 氏名 |
|---|---|
| 廃棄物処理施設技術管理者 | 事業太郎 |
| フォークリフト、クランプリフト | 包装太郎 |
| パワーショベル等 | 現場太郎、包装太郎 |

印字サンプル

# 平成30年度 紙製容器包装分別基準適合物の再生処理事業者（固形燃料化）登録申込書（様式3）

再生処理事業者 ： 1234567 株式会社○○工業
工場 ： 01 第一工場

作成日 平成29年 7月 3日

## 1.紙製容器包装の保管場所

| 選別事業者等から引き取った固形燃料化原料向け選別品の保管場所の面積、保管可能量 | 保管場所の面積 (屋内 ) | 保管可能量 |
|---|---|---|
| | 1,000㎡ | 100トン |

## 2.主要設備の仕様 (固形燃料化製品の製造に必要な主要設備を工程順に表示 )

| | 設備名 | 設備の有無 | 台数 | 製造メーカー・型式 | 能力 (処理量 ) | 動力 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 計量設備（トラックスケール） | あり | 2台 | 製造メーカーA | 10トン | ― |
| 2 | 選別機 | なし | 台 | | kg/時 | kw |
| 3 | 砕枠機（粗破枠用） | なし | 台 | | kg/時 | kw |
| 4 | 砕枠機（細破枠用） | なし | 台 | | kg/時 | kw |
| 5 | 乾燥機 | なし | 台 | | kg/時 | kw |
| 6 | 定量供給機 | なし | 台 | | kg/時 | kw |
| 7 | 成形機 | なし | 台 | | kg/時 | kw |
| 8 | 成型品冷却器 | なし | 台 | | kg/時 | kw |
| 9 | | | 0台 | | 0 kg/時 | 0 kw |
| 10 | | | 0台 | | 0 kg/時 | 0 kw |

## 3.紙製容器包装固形燃料化製品の保管場所

| 保管場所の面積、保管可能量 | 保管場所の面積 (屋内 ) | 保管可能量 |
|---|---|---|
| | 1,000㎡ | 100トン |

最終更新日時 平成29年 7月 3日 11:02:03

印字サンプル

平成29年　7月31日（月）締め切り

# 平成30年度　紙製容器包装再商品化製品引き取り同意書（固形燃料化事業者用）（様式４）

株式会社○○工業　殿
（再生処理事業者名）

平成　年　月　日

社　　名　株式会社利用工業
工　場　名　本社工場
〒 123-4567
工場所在地　東京都□□市××１－２－３

工場責任者役職名　工場長
工場責任者　利用太郎　印
（再商品化製品利用事業者）
担当部署　リサイクル部
担当者　包装太郎
電話番号　03-9876-5430
ＦＡＸ番号　03-9876-5429

当社は再生処理事業者株式会社○○工業が製造する固形燃料について、当社が提示する品質規格を満足していることを確認の上、当該固形燃料を引き取り、適正に利用することに同意します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 平成30年度　紙製容器包装の固形燃料 引き取り同意量　： | | | 4,555トン /年 |
| ボイラー効率の利用施設の | ボイラー効率〔JIS B8222適用〕 | | 54.9% |
| エネルギー利用率の利用施設の | ①燃料低位発熱量 | ： | 334,442 Gcal／年 |
| | ②その他入熱量（空気顕熱等） | ： | 9,800 Gcal／年 |
| | ③熱利用量 | ： | 322 Gcal／年 |
| | ④電力発生量（一次ｴﾈﾙｷﾞｰ換算値） | ： | 64,500 Gcal／年 |
| | エネルギー利用率＝（③熱利用量＋④電力発生量）／（①燃料低位発熱量＋②その他入熱量）×100% | ： | 18.8% |
| 再商品化製品利用事業者と再生処理事業者が同一事業者、又は同一のグループ企業で（□ ある　/ ■ ない） | | | |

上記の各数値の定義については「紙製容器包装サーマルリサイクル施設技術指針」を参照してください。

※ 本同意書は再商品化製品利用事業者の工場（事業所）毎に作成してください。
また、コピーではなく原本を送付ください。

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会より利用事業者の方へお願い

１：本同意書には、引き取り品質規格書を添付してください。なお、引き取り品質規格書にも再商品化製品利用事業者の社名・工場（事業所）名の明記、押印が必要です。

２：引き取り同意量は、貴社（再商品化製品利用事業者）が本書持参の再生処理事業者から平成30年度中に引き取り可能な紙製容器包装再商品化製品の量をご記入ください。この数値は、当協会が再生処理事業者の再商品化受託可能量を査定する際の重要な資料となります。
なお、引き取り同意量の記入がなければ、登録はできませんので十分ご注意ください。

３：下記書類につきましては、当協会より利用事業者の方へ直接確認させていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。
◆利用施設の燃料使用実績
・燃料別使用実績（官庁報告書類のコピー等）
・平成30年度新規稼働施設にあっては計画届出書
◆ボイラー効率算出計算書
・使用数値等については、同数値の記載された各種官庁提出書類等
◆エネルギー利用率算出計算書
・使用数値等については、同数値の記載された各種官庁提出書類等
◆利用施設を保有することを示す書類（写し）
・電気事業法、労働安全衛生法、大気汚染防止法関連の許可書等
・平成30年度新規稼働施設にあっては計画届出書類
◆紙製容器包装固形燃料使用ボイラーの使用条件に関する書類
・蒸発量、蒸気圧力、蒸気温度、ボイラー型式等

４：再商品化製品につきまして利用状況など調査を行うことがございますがご協力をお願いいたします。

ご不明な点等につきましては、下記までお問い合わせください。
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会　紙容器事業部
電話：０３－５５３２－８５８８、８６０９

TDB

TEIKOKU DATABANK

## 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

**REINS-cp(レインズ)：REcycling INformation System for containers and packaging**

# 電子入札・契約対応

# 電子証明書の取得･更新について

1.電子証明書購入前の確認事項
2.電子証明書の購入方法
3.電子証明書の有効期間・利用料金
4.パソコン要件
5.Windows10について
6.お問合せ先

平成２９年７月

# １．電子証明書購入前の確認事項

平成３０年度再商品化事業者入札にあたり、**新規登録事業者の方で帝国データバンクの電子証明書（ICカード）をお持ちでない方は、購入が必要**となります。

| 対象者 | | 電子証明書（ＩＣカード） | ＩＣカードリーダ |
|---|---|---|---|
| ① | **帝国データバンク**の電子証明書（ＩＣカード）をすでにお持ちの方 | 電子証明書の**ご購入の必要はありません（※１）** | ICカードリーダの**ご購入の必要はありません（※２）** |
| ② | 平成２９年度新規登録事業者の方で**帝国データバンクの**電子証明書（ＩＣカード）をお持ちでない方 | 電子証明書（ＩＣカード）、ＩＣカードリーダの**ご購入が必要**です。<br><br>ジョイントグループの代表事業者はご購入が必要ですが、代表以外の事業者はご購入の必要はありません。 | |

**※１ ご購入時より　１、名義人氏名　２、名義人住所　３、商号　４、商業登記簿謄本記載の本店所在地以上4点いずれかに変更がある場合には、電子証明書の買い直しが必要となります。**

**※２ スマートワイヤレス製、および富士通製（右画像）をお使いの場合は、現行品への買換が必要です。**

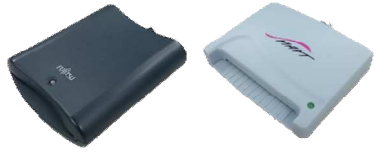

**「ICカードの名義人に関するご注意」**

**ICカードの名義人は、入札に参加する企業の「代表者」**でご用意ください。
電子入札の操作をする方ではありませんので、ご注意ください。

# 2．電子証明書の購入方法

**1　申請書類を作成・準備し、提出をお願いします。**

・準備するもの　①代表者個人の住民票　②代表者個人の印鑑登録証明書
③商業登記簿謄本　④会社代表印の印鑑証明書
⑤日本商工会議所割引クーポン券（日商会員のみ）

・作成するもの　⑥TDB電子証明書利用申込書　⑦在職証明書
⑧ICカードリーダ申込書（必要な場合）

**※①の住民票は個人番号（マイナンバー）の記載がないもののご用意をお願いします。**
※⑥には②と同一の実印、⑦には④と同一の実印の押印をお願いします。

**2　電子証明書（ICカード）等の受け取り確認と受領書の返送**

・電子証明書（ICカード）は**「本人限定受取郵便」**により、代表者個人の住民票住所宛に発送されます。
・ICカードの暗証番号（ＰＩＮ）は**「一般書留」**で代表者個人の住民票住所宛に発送されます。
・ICカードリーダは、申込時に指定された場所に宅配便にて発送されます。
・受領後、必要となるソフトのインストールを行い、電子証明書の記載内容および動作を確認のうえ、電子認証局宛に受領書を送信します。

**3　電子証明書代金の支払い**

・電子証明書（ICカード）、ICカードリーダの発送後に請求書を発送いたします。

# 3．電子証明書の有効期間・利用料金

•新規に必要な方は、「電子証明書（ＩＣカード）」とICカードリーダの購入が必須です。

•日商ユーザ様にはクーポン券（A4判1枚）を利用した割引が適用されます。
（割引内容はクーポン券参照）

## １．電子証明書（ＩＣカード）

（金額：本体価格、税抜き）

| | | 2年版 | 3年版 | 4年版 | 5年版 |
|---|---|---|---|---|---|
| 料金（1枚あたり） | 有効期間 / 価格体系 | 約2年1ヶ月（760日） | 約3年1ヶ月（1,125日） | 約4年1ヶ月（1,490日） | 約4年10ヶ月（1,765日） |
| | **1枚目** | **28,000円** | **33,000円** | **42,000円** | **48,000円** |
| | 1年あたりの参考価格 | 13,440円 | 10,703円 | 10,286円 | 9,931円 |
| | **2枚目以降** | **26,000円** | **30,000円** | **38,000円** | **43,000円** |
| | 1年あたりの参考価格 | 12,480円 | 9,730円 | 9,306円 | 8,897円 |
| | **10枚以上同時申込** | **20,000円** | **28,000円** | **36,000円** | **41,000円** |
| | 1年あたりの参考価格 | 9,600円 | 9,081円 | 8,816円 | 8,483円 |

## ２．ＩＣカードリーダ

| | |
|---|---|
| **USBタイプ** | **６,５００円／1台（本体価格、税抜き）** |

# 4. パソコン要件

| 項目 | 仕様 |
|---|---|
| パソコン本体 | 以下のOS(全て日本語）のいずれかをサポートしているPC/AT互換機（DOS/V）<br>**※シンクライアント等の仮想OSはサポート外です。** |
| | Windows 7 Home Premium SP1 / Professional SP1<br>Windows 8.1 エディションなし/Pro<br>Windows 10 Home/Pro<br><br>**Windows XP、Windows Vista、Windows 8は非対応です。** |
| CPU | CoreDuo 1.6GHz 同等以上推奨 |
| メモリ | 1.0GB以上推奨 |
| HDD | 1ドライブに1.0GB以上の空き容量 |
| ブラウザ | Internet Explorer 11（32bit版）<br><br>**Windows 10のMicrosoft Edgeは非対応です。**<br>**Windows 8.1のModern UI版Internet Explorerは非対応です。** |
| インターフェイス | USBポート×1（空いていること） |
| 解像度 | 1024×768（XGA）以上 |

**※最新情報はTypeAホームページ（http://www.tdb.co.jp/typeA）にてご確認ください。**

# 5. Windows10について

## •ICカードリーダについて

•以下のカードリーダ４種類はメーカーのサポート終了により、Windows10非対応となります。
ご利用の事業者様は現行のカードリーダをお求めください。

シャープ製：RW-5100
対応：Windows8.1まで

シャープ製：SSC-001
対応：Windows7まで

富士通製：F3972G403
対応：Windows7まで
**（現ICカード非対応）**

スマートワイヤレス製：ACR-30U
対応：WindowsVistaまで
**（現ICカード非対応）**

## •ブラウザについて

•Windows10の標準ブラウザである**Microsoft Edge**は非対応です。
**Internet Explorer11**をご利用ください。

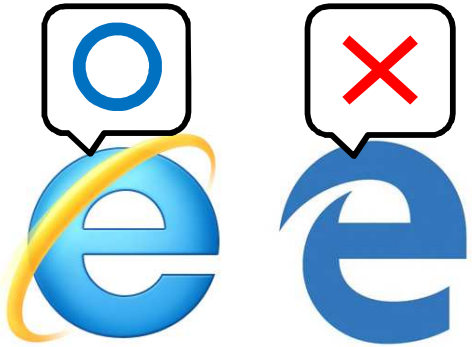

IE11　　Edge

# ６．お願いとお問合せ先

後日、電子署名に関する設定方法のお知らせがREINSで通知されますので、過去に電子署名を行っている場合でもご一読のうえ、**電子署名の動作確認を極力早めに実施**いただきますよう、お願い申しあげます。

## 「電子証明書取得に関するご質問」

**株式会社帝国データバンク**
**電子認証局ヘルプデスク**

**TEL：０５７０－０１１９９９**

受付時間： 平日9：00から17：00まで
（土日、祝祭日、年末年始12月30日から
翌年1月4日までを除く）

上記の電話番号はナビダイヤルです。
ナビダイヤルに発信不可能な電話をご利用の
場合は、お手数ですが発信可能な電話、
またはFAX、E-mailをご利用ください。

**FAX　：03-5775-3128**

**E-mail：certinfo@mail.tdb.co.jp**

**ＵＲＬ：http://www.tdb.co.jp/typeA/**

## 「割引クーポン券取得依頼」

**最寄の商工会議所へ**

**提携電子証明書の割引販売制度のご案内**

**http://www.jcci.or.jp/it/toritsugi.html**

**各地会議所一覧**

**http://www.jcci.or.jp/it/bcs-toi.html**